

昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令
租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）をいう。

二 租税条約 法第二条第一号に規定する租税条約をいう。

三 相手国等 法第二条第三号に規定する相手国等をいう。

四 相手国居住者等 法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。

五 源泉徴収義務者 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二の二第二項及び第三項並びに第四十一条の二十二第一項の規定により所得税を徴収し及び納付すべき者をいう。

六 国内 所得税法の施行地をいう。

七 国外 所得税法の施行地外の地域をいう。

八 租税 条約が適用される租税をいう。

九 みなしお外国税額 相手国等の法律の規定又は当該相手国等との間の租税条約の規定により軽減され又は免除された当該相手国等の租税の額で、当該租税条約の規定に基づき納付したものとみなされるものをいう。

（免税対象の役務提供対価に係る所得税の還付請求書の記載事項等）
第一条の二 法第三条第一項に規定する免税相手国居住者等（同項に規定する免税芸能外国人を除く。）は、その支払を受けた同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価につき同条第二項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、第一号から第十号までに掲げる事項を記載した還付請求書に第一十一号及び第十二号に掲げる書類を添付して、これを租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号。以下「令」という。）第二条に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該対価の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所若しくは居所（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号））を有する所の所在地及び法人番号）並びに当該免税芸能外国人が納税者番号を有する場合は、当該納税者番号

二 当該対価の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号））を有する所の所在地及び法人番号）並びに当該免税芸能外国人の株主等（同項に規定する株主等をいう。以下同じ。）である者の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 第一号の免税芸能外国人の株主等である者の各人別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに法第三条第一項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価のうち、当該租税条約の規定においてその者の所得として取り扱われる部分の金額及び当該金額のうち当該租税条約の規定の適用を受けようとする金額

四 国内において租税特別措置法第四十一条の二十二第一項に規定する芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業を開始した日

五 当該免税対象の役務提供対価につき当該租税条約の規定により所得税の免除を受けることができる事情の詳細

六 当該免税対象の役務提供対価の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

七 当該免税対象の役務提供対価の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

八 当該免税対象の役務提供対価の支払を受ける者の国税通則法第七百七条第二項に規定する納稅管理人の氏名及び住所又は居所

九 当該免税対象の役務提供対価のうちから芸能人等の役務提供報酬の支払を受ける非居住芸能人等の氏名及び住所若しくは国内における居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地

四 当該対価につき当該租税条約の規定により所得税の免除を受けることができる事情の詳細
五 当該対価の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容
六 当該対価の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

在地

2

七 当該対価の支払を受ける者の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七百七条第一項に規定する納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 当該対価のうちから租税特別措置法第四十二条第一項に規定する芸能人等の役務提供報酬（以下この項及び次項において「芸能人等の役務提供報酬」という。）の支払を受ける

同条第一項各号に掲げる者（以下この項及び次項において「非居住芸能人等」という。）の氏名及び住所若しくは国内における居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地

九 当該対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

十 その他参考となるべき事項

十一 第九号に掲げる事項を明らかにする書類

十二 当該対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条の二十二第一項の規定により徴収すべき所得税の額を明らかにする書類その他の資料（その徴収すべき所得税の額の全部又は一部を納付した場合には、その納付をしたことを証する書類を含む。）

十三 法第三条第一項に規定する免税芸能外国人（以下この項において「免税芸能外国人」という。）は、その支払を受ける同条第一項に規定する免税対象の役務提供対価につき同条第二項の規定による所得税の還付を受けようとするとする場合には、第一号から第十一号までに掲げる事項を記載した還付請求書に第十二号から第十六号までに掲げる書類を添付して、これを令第二条に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。

十四 当該対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条の二十二第一項の規定により徴収すべき所得税の額を明らかにする書類その他の資料（その徴収すべき所得税の額の全部又は一部を納付した場合には、その納付をしたことを証する書類を含む。）

十五 当該対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条の二十二第一項の規定により徴収すべき所得税の額を明らかにする書類その他の資料（その徴収すべき所得税の額の全部又は一部を納付した場合には、その納付をしたことを証する書類を含む。）

十六 当該対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条の二十二第一項の規定により徴収すべき所得税の額を明らかにする書類その他の資料（その徴収すべき所得税の額の全部又は一部を納付した場合には、その納付をしたことを証する書類を含む。）

十七 当該対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条の二十二第一項の規定により徴収すべき所得税の額を明らかにする書類その他の資料（その徴収すべき所得税の額の全部又は一部を納付した場合には、その納付をしたことを証する書類を含む。）

十八 当該対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条の二十二第一項の規定により徴収すべき所得税の額を明らかにする書類その他の資料（その徴収すべき所得税の額の全部又は一部を納付した場合には、その納付をしたことを証する書類を含む。）

十九 当該対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条の二十二第一項の規定により徴収すべき所得税の額を明らかにする書類その他の資料（その徴収すべき所得税の額の全部又は一部を納付した場合には、その納付をしたことを証する書類を含む。）

- 十 当該免稅対象の役務提供対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容
- 十一 その他参考となるべき事項
- 十二 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）
- 十三 第三号に規定する株主等である者（当該租税条約の規定の適用に係るものに限る。）が第一号の免稅芸能外国法人の株主等であることを明らかにする書類
- 十四 当該租税条約の相手国等の権限ある当局の前号の株主等である者が当該租税条約の規定により相手国等の居住者とされる者（次条から第二条の五まで及び第三条の四において「相手国等における居住者」という。）であることを証明する書類（次条から第一条の五まで、第三条の四及び第四条において「居住者証明書」という。）
- 十五 第十号に掲げる事項を明らかにする書類
- 十六 当該免稅対象の役務提供対価のうちから非居住芸能人等に對して支払う芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徵収すべき所得税の額を明らかにする書類その他の資料（その徵収すべき所得税の額の全部又は一部を納付した場合には、その納付をしたことを証する書類を含む。）
- 前二項の還付請求書が提出された場合において、その還付請求書を提出した法第三条第一項に規定する免稅相手国居住者等から、当該還付請求書に係る還付金を当該免稅相手国居住者等が所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徵収し納付すべき所得税に充てたい旨の書面が提出されたときは、税務署長は、当該徵收し納付すべき所得税に係る国税通則法第二百八号に規定する法定納期限（次項において「法定納期限」といいう。）前においても、同法第三十六条第一項の納税の告知をすることができる。
- 税務署長は、前項の納税の告知をしたときは、当該納税の告知に係る所得税の法定納期限前においても、同項の充当をすることができる。この場合においては、国税通則法第五十七条第二項に規定する政令で定める充当をするのに適することとなつた時は、前項の規定により納税告知書を発した時とする。
- （相手国居住者等配当等に係る所得税の輕減又は免除を受ける者の届出等）
- 第二条 相手国居住者等は、その支払を受ける法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等（以下この条において「相手国居住者等配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徵収されるべき所得税について当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき輕減又は免除を受けようとする場合には、当該相手国居住者等配当等に係る源泉徵收義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日まで（その支払を受ける相手国居住者等配当等が無記名の株式、出資若しくは受益証券によるもの若しくは無記名の債券に係るもの又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百八十二条第一項第四号ロに掲げる所得に該当するもの（次項において「無記名配当等」という。）である場合は、その支払を受ける都度、当該支払を受ける時に、当該源泉徵收義務者を経由して、当該相手国居住者等配当等の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納入する者にあつては、名称、本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号）
- 一 当該相手国居住者等配当等の支払を受ける者の当該相手国居住者等配当等に係る当該相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合は、当該納税者番号

- 三 当該相手国居住者等配当等につき当該租税条約の規定に基づき租税の輕減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 四 当該相手国居住者等配当等の支払者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号）
- 五 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる事項
- イ 当該相手国居住者等配当等である配当（租税条約に規定する配当（当該租税条約において第二条の五までにおいて同じ。）で、国内にその源泉があるものをいう。以下第二条の五までにおいて同じ。）の支払を受ける場合 当該配当に係る株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下第二条の五までにおいて同じ。）、出資、基金又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日
- ロ 当該相手国居住者等配当等である利子（租税条約に規定する利子（当該租税条約において第二条の五までにおいて同じ。）で、国内にその源泉があるものをいう。以下第二条の五までにおいて同じ。）で債券に係るものの支払を受ける場合 当該債券の種類、名稱、額面金額及び数量並びにその取得の日
- ハ 当該相手国居住者等配当等である利息（当該利子の支払の基因となつた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の支払期日）
- ニ 当該相手国居住者等配当等である使用料（租税条約に規定する使用料（当該租税条約においてこれに準ずる取扱いを受けるものを含む。）で、国内にその源泉があるものをいう。以下第二条の五までにおいて同じ。）の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該使用料の金額及びその支払期日
- ホ 当該相手国居住者等配当等であるその他の所得（租税条約に規定するその他の所得で、国内にその源泉があるものをいう。以下第二条の五までにおいて同じ。）の支払を受ける場合 当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容
- ヘ 当該相手国居住者等配当等である譲渡収益（法第三条の二第一項に規定する譲渡収益をいう。第三項において同じ。）で株式又は出資に係るものの支払を受ける場合 当該株式又は出資の銘柄、種類及び数量並びにその取得の日
- 六 当該相手国居住者等配当等の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
- 七 その他参考となるべき事項
- 2 前項に規定する届出書（無記名配当等に係るもの）を提出した者は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を記載した届出書を、当該異動を生じた日以後最初に当該届出書に係る相手国居住者等配当等の支払を受ける日の前日までに、当該相手国居住者等配当等に係る源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 前項の場合において、同項に規定する異動を生じた事項が第一項第五号に規定する事項（当該異動を生じた事項が特定利子配当等以外の相手国居住者等配当等に係るものである場合には、同号イに規定する数量、同号ハに規定する契約金額又は同号ヘに規定する数量（これらに類する事項を含む。）のみであるとき（これらの事項の異動により当該事項に係る相手国居住者等配当等である配当、利子、その他の所得又は譲渡収益につき、当該異動前に適用される租税条約の規定と異なる定めがある当該租税条約の規定が適用されることとなる場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、同項の届出書の提出を省略することができる。
- 前項に規定する特定利子配当等とは、所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉所得（同法第百六十一条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法

- 12 第二項の規定は、第十項の規定により提出した特例届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。
- 13 特例届出書を提出した者は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける相手国居住者等上場株式等配当等の支払者ごとに、次に掲げる事項を、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者に通知しなければならない。
- 一 当該相手国居住者等上場株式等配当等につき当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
 - 二 当該相手国居住者等上場株式等配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
 - 三 当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日
- 14 前項の規定による通知をした者は、その通知をした事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた日その他参考となるべき事項を、当該異動を生じた日以後最初に当該通知に係る相手国居住者等上場株式等配当等の支払を受ける日の前日までに、同項の支払の取扱者に通知しなければならない。
- 15 特例届出書を提出した者は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける相手国居住者等上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第十項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該相手国居住者等上場株式等配当等の支払者ごとに、同項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局のその者が当該相手国居住者等上場株式等配当等につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付して、これを、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者を経由して、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 16 前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又是発給をすることができないときは、同項の特例届出書を提出した者は、当該書類に代えて、同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国语で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）及び当該相手国等の権限ある当局の当該特例届出書を提出した者の居住者証明書を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日以前である場合には、この限りでない。
- 17 特例届出書を提出した者に対し相手国居住者等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該特例届出書を提出した者の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国居住者等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。
- 18 一 当該相手国居住者等上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者）あつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号を有する者）あつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号
- 二 当該相手国居住者等上場株式等配当等につき当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 三 当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

- 19 一 第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書又は第九項の規定により提出する還付請求書を受理したこれららの規定に規定する源泉徴収義務者、これらの届出書又は還付請求書の個人番号又は法人番号を付記するものとする。
- 二 第十項の規定により提出する特例届出書、第十二項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十五項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者、これらの届出書又は書面
- （株主等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）
- 第二条の二 所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下「外国法人」という。）は、その支払を受ける法第三条の二第三項に規定する株主等配当等（以下この条において「株主等配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の十二の二第二項若しくは第二項の規定により徴収されるべき所得税について当該株主等配当等に係る株主等である者に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、当該株主等配当等に係る源泉徴収義務者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した届出書に第九号から第十一号までに掲げる書類を添付して、これを、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日まで（その支払を受ける株主等配当等が無記名の株式、出資若しくは受益証券に係るもの又は無記名の債券に係るもの（次項において「無記名株主等配当等」という。）である場合においては、その支払を受ける都度、当該支払を受ける時に、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。**
- 一 当該株主等配当等に係る法第三条の二第一項に規定する配当等（以下第二条の五までにおいて「配当等」という。）の支払を受ける外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該外国法人が納税者番号を有する場合には、当該納税者番号
- 二 前号の配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細
- 三 第一号の外国法人の株主等である者の各人別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該株主等配当等に係る配当等のうち、当該租税条約の規定においてその者の所得として取り扱われる部分の金額及び当該金額のうち当該租税条約の規定の適用を受けようとする金額
- 四 当該株主等配当等につき当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 五 当該株主等配当等に係る配当等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

- 六 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる事項
- イ 当該株主等配当等である配当の支払を受ける場合 当該配当に係る株式、出資、基金又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日
 - ロ 当該株主等配当等である利子の金額及びその支払期日
 - ハ 当該株主等配当等である利子で債券に係るもの以外のものの支払を受ける場合 当該利子の支払の基因となつた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日
 - ニ 当該株主等配当等である使用料の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該使用料の金額及びその支払期日
 - ホ 当該株主等配当等であるその他の所得の支払を受ける場合 当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容
 - 七 当該株主等配当等に係る配当等の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には 当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
 - 八 その他参考となるべき事項
- 九 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）
- 十 第三号に規定する株主等である者（同号の租税条約の規定の適用に係るものに限る。）が第一号の外国法人の株主等であることを明らかにする書類
- 十一 当該相手国等の権限ある当局の前号の株主等である者の居住者証明書
- 十二 前項の届出書（無記名株主等配当等に係るものに限る。）を提出した外国法人は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた日その他参考となるべき事項を記載した届出書に同項第九号から第十一号までに掲げる書類（以下この項において「確認書類」という。）を添付して、これを、当該異動が生じた日以後最初に当該届出書に係る株主等配当等の支払を受ける日の前日までに、当該株主等配当等に係る源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該異動を生じた事項が確認書類に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。
- 十三 前条第三項の規定は、第一項の規定により提出した同項の届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。
- 十四 外国法人は、その支払を受ける株主等配当等である配当又は利子につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徵收されるべき所得税に係る要件を満たすことを明らかにする場合に、その翻訳文を含む。）を同項の届出書により提出する届出書に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該免除を受けようとする株主等配当等に係る株主等である者が当該配当又は利子につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付しなければならない。
- 十五 前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又是発給をることができないときは、同項の外国法人は、当該書類に代えて、同項の株主等である者が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の届出書に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。
- 十六 外国法人は、その支払を受けるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づく

き免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書（同項の届出書にあつては、同項に規定する異動を生じた事項が当該使用料に係る事項である場合に提出するものに限る。）に、当該使用料の支払の基因となつた契約の内容を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前では、この限りでない。

十七 外国法人は、所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定（以下この項において「外国法人の株主等配当等に関する規定」という。）の適用がある株主等配当等の支払を受けた場合において、第一項に規定する租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該株主等配当等につき国外法人の株主等配当等に関する規定により徵收された所得税について、当該租税条約の規定に基づき輕減又は免除を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の還付を請求することができる。

- 一 租税条約の規定により当該株主等配当等について所得税が輕減される場合 当該株主等配当等に対する源泉徴収による所得税の額
- 二 租税条約の規定により当該株主等配当等について所得税が免除される場合 当該株主等配当等に対する源泉徴収による所得税の額から当該株主等配当等に對して適用される法第三条の二第二項に規定する限度税率を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額
- 三 前項の規定による所得税の還付の請求をしようとする者は、第一項第一号から第八号までに掲げる事項並びにその還付を受けようとする所得税の額及びその計算に關して必要な事項を記載した還付請求書に第一項第九号から第十一号までに掲げる書類（第四項から第六項までに規定する場合に該当するときは、当該書類及びこれらの規定による書類）を添付して、これを、当該所得税に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 四 外国法人で、その支払を受ける株主等配当等（租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除く。）に限る。以下この条において「株主等上場株式等配当等」という。）につき同項の規定により徵收されるべき所得税について当該株主等上場株式等配当等に係る株主等である者に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき輕減又は免除を受けようとするものが、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書（以下この条において「特例届出書」という。）に第八号から第十号までに掲げる書類を添付して、これを、当該株主等上場株式等配当等の支払の取扱者（同項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者をいい、次項の届出をした者に限る。以下この条において同じ。）を経由して、当該支払の取扱者の納稅地の所轄税務署長に提出した場合には、当該外国法人は、その提出の日以後当該支払の取扱者から交付を受ける株主等上場株式等配当等につき第一項の規定による届出書の提出をしたものとみなす。
- 五 一 株主等上場株式等配当等に係る配当等の支払を受ける外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する外國法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該外国法人が納稅者番号を有する場合は、当該納稅者番号
- 二 前号の配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細
- 三 第一号の外国法人の株主等である者の各人別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに株主等上場株式等配当等に係る配当等のうち、当該租税条約の規定においてその者の所得として取り扱われる部分の割合及び当該租税条約の適用を受けようとする割合
- 四 株主等上場株式等配当等に係る当該租税条約の名称

- 五 株主等上場株式等配当等に係る配当等の支払の取扱者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 六 株主等上場株式等配当等に係る配当等の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
- 七 その他参考となるべき事項
- 八 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国语で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）
- 九 第三号に規定する株主等である者（同号の租税条約の規定の適用に係るものに限る。）が第一号の外国法人の株主等であることと明瞭にする書類
- 十 当該相手国等の権限ある当局の前号の株主等である者の居住者証明書
- 十一 租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者は、平成二十六年一月一日以後最初に前項の規定により提出される特例届出書を受理しようとするときは、あらかじめ、その旨を書面により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。
- 十二 第二項の規定は、第九項の規定により提出した特例届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第九号から第十一号まで」とあるのは、「第九項第八号から第十号まで」と読み替えるものとする。
- 十三 特例届出書を提出した外国法人は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける株主等上場株式等配当等の支払ごとに、次に掲げる事項を、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受け日の前日までに、当該支払の取扱者に通知しなければならない。
- 一 当該株主等上場株式等配当等につき当該株主等上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 二 当該株主等上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 三 当該株主等上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日
- 四 その他参考となるべき事項
- 五 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額
- 六 その他の参考となるべき事項
- 七 その他の参考となるべき事項
- 八 その他の参考となるべき事項
- 九 その他の参考となるべき事項
- 十 その他の参考となるべき事項
- 十一 その他の参考となるべき事項
- 十二 その他の参考となるべき事項
- 十三 その他の参考となるべき事項
- 十四 その他の参考となるべき事項
- 十五 その他の参考となるべき事項
- 十六 その他の参考となるべき事項
- 十七 その他の参考となるべき事項
- 十八 その他の参考となるべき事項

- 当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に株主等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。
- 一 当該株主等上場株式等配当等に係る配当等の支払を受ける外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該外国法人が当該株主等上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号
- 二 当該株主等上場株式等配当等につき当該株主等上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 三 当該株主等上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 四 びにその取得の日
- 五 当該株主等上場株式等配当等に係る配当等の金額及びその交付の日
- 六 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額
- 七 その他の参考となるべき事項
- 八 その他の参考となるべき事項
- 九 その他の参考となるべき事項
- 一 特例届出書を提出した外国法人がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける株主等上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出がなかつたものとみなし、特例届出書を提出した外国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受けた株主等上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出したときは、当該届出書の提出の日以後においては、当該特例届出書の提出がなかつたものとみなす。
- 二 次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。
- 一 第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書又は第八項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者これら届出書又は還付請求書
- 二 第九項の規定により提出する特例届出書、第十一項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者これら届出書又は書面
- （相手国团体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）
- 第二条の三 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）又は外国法人は、その支払を受ける法第三条の二第五項に規定する相手国团体配当等（以下この条において「相手国团体配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により微収されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、当該相手国团体配当等に係る源泉徴収義務者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した届出書に第九号から第十一号までに掲げる書類を添付して、これを、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日まで（その支払を受ける相手国团体配当等が無記名の株式、出資若しくは受益証券に係るもの又は無記名の債券に係るもの（次項において「無記名相手国团体配当等」という。）である場合にあつては、その支払を受ける都度、当該支払を受ける時）、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。**
- 一 当該相手国团体配当等の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配

- されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号
- 二 当該相手国団体配当等の支払を受ける者の当該相手国団体配当等が当該租税条約の相手国等の法規に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体（以下この条において「相手国団体」という。）の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細
- 三 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該相手国団体配当等に係る配当等で、当該租税条約の規定において当該相手国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額
- 四 当該相手国団体配当等につき当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 五 当該相手国団体配当等に係る配当等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
- 六 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる事項
- イ 当該相手国団体配当等である配当の支払を受ける場合 当該配当に係る株式、出資、基金又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日
- ロ 当該相手国団体配当等である利子で債券に係るものとの支払を受ける場合 当該債券の種類、名称、額面金額及び数量並びにその取得の日
- ハ 当該相手国団体配当等である利子で債券に係るもの以外のものの支払を受ける場合 当該利子の支払の基因となつた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日
- ニ 当該相手国団体配当等である使用料の支払を受ける場合 当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該使用料の金額及びその支払期日
- ホ 当該相手国団体配当等であるその他の所得の支払を受ける場合 当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容
- 七 当該相手国団体配当等に係る配当等の支払を受ける者が国税通則法第二百一十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
- 八 その他参考となるべき事項
- 九 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）
- 十 当該相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
- 十一 当該相手国等の権限ある当局の前号の相手国団体の居住者証明書
- 十二 前項の届出書（無記名相手国団体配当等に係るものと除く。）を提出した非居住者又は外国法人は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を記載した届出書に同項第九号から第十一号までに掲げる書類（以下この項において「確認書類」という。）を添付して、これを、当該異動が生じた日以後最初に当該届出書に係る相手国団体配当等の支払を受ける日の前日までに、当該相手国団体配当等に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。この場合において、当該異動を生じた事が確認書類に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。
- 十三 第二条第三項の規定は、第一項の規定により提出した同項の届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。
- 十四 非居住者又は外国法人は、その支払を受ける相手国団体配当等である配当又は利子につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徵收されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項

- 5 前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の非居住者又は外国法人は、当該書類に代え、同項の相手国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の届出書に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。
- 六 非居住者又は外国法人は、その支払を受ける相手国団体配当等である使用料につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徵收されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書（同項の届出書にあつては、同項に規定する異動を生じた事項が当該使用料に係る事項である場合に提出するものに限る。）に、当該使用料の支払の基因となつた契約の内容を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。
- 七 相手国団体配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人がその支払を受ける相手国団体配当等に係る相手国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該相手国団体に係る相手国団体配当等、第三国団体配当等（次条第一項に規定する第三国団体配当等をいう。以下この項において同じ。）又は特定配当等（第二条の五第一項に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）につき当該他の全ての構成員が提出する第一項、次条第一項又は第二条の五第一項に規定する届出書（以下この項において「構成員条約届出書」という。）に記載すべきこれらの規定に規定する事項の通知を受けた場合には、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受ける当該相手国団体配当等につき第一項第一号から第八号までに掲げる事項のほか、当該通知を受けた事項を併せて記載した同項の届出書を同項の規定に基づき提出することができる。この場合において、当該他の全ての構成員については、その者が支払を受ける当該相手国団体に係る相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等につき構成員条約届出書の提出があつたものとみなす。
- 八 非居住者又は外国法人で、その支払を受ける相手国団体配当等（租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除く。）に限る。以下この条において「相手国団体上場株式等配当等」という。）につき同項の規定により徵收されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書（以下この条において「特例届出書」という。）に第八号から第十号までに掲げる書類を添付して、これを、当該相手国団体上場株式等配当等の支払の取扱者（同項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者をいい、次項の届出をした者に限る。以下この条において同じ。）を経由して、当該支払の取扱者の納稅地の所轄稅務署長に提出した場合には、当該非居住者又は外国法人は、その提出の日以後当該支払の取扱者から交付を受ける相手国団体上場株式等配当等につき第一項の規定による届出書の提出をしたものとみなす。
- 九 一 相手国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

- 二 相手国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の相手国団体上場株式等配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつている相手国団体の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細
- 三 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地
- 四 相手国団体上場株式等配当等に係る当該租税条約の名称
- 五 相手国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払の取扱者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 六 相手国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払を受ける者が国税通則法第百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
- 七 その他参考となるべき事項
- 八 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）
- 九 相手国団体上場株式等配当等の支払を受ける者が第三号の相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
- 十 当該相手国等の権限ある当局の前号の相手国団体の居住者証明書
- 十一 稟税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により提出した特例届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第九号から第十一号まで」とあるのは、「第八項第八号から第十号まで」と読み替えるものとする。
- 十二 相手国団体上場株式等配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人がその支払を受ける相手国団体上場株式等配当等に係る相手国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該相手国団体に係る相手国団体上場株式等配当等、第三国団体上場株式等配当等（次条第八項に規定する第三国団体上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）又は特定上場株式等配当等（第一条の五第五十九項に規定する特定上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）又は特定上場株式等配当等に係る相手国団体上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）又は特定上場株式等配当等に係る相手国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該相手国団体に係る相手国団体上場株式等配当等、第三国団体上場株式等配当等（次条第八項に規定する第三国団体上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）又は特定上場株式等配当等（第一条の五第五十九項に規定する特定上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）につき当該他の全ての構成員が提出する第八項、次条第八項又は第二条の五第五十九項に規定する特例届出書（以下この項において「構成員特例届出書」という。）に記載すべきこれらの規定に規定する事項の通知を受けた場合には、当該非居住者又は外国法人が、その支払を受ける当該相手国団体上場株式等配当等につき第八項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、当該通知を受けた事項を併せて記載した同項の特例届出書を同項の規定に基づき提出することができます。この場合において、当該他の全ての構成員については、その者が支払を受ける当該相手国団体に係る相手国団体上場株式等配当等、第三国団体上場株式等配当等又は特定上場株式等配当等につき構成員特例届出書の提出があつたものとみなす。
- 十三 当該相手国団体上場株式等配当等につき当該相手国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 十四 当該相手国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払の取扱者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 十五 当該相手国団体上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該相手国団体上場株式等配当等の支払者ごとに、同項第一号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該相手国団体上場株式等配当等に係る相手国団体が当該相手国団体上場株式等配当等につき租税の免除を定める当該租税条約の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付して、これを経由して、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 十六 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける相手国団体上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該相手国団体上場株式等配当等の支払者ごとに、同項第一号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該相手国団体上場株式等配当等に係る相手国団体が当該相手国団体上場株式等配当等につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付して、これを経由して、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 十七 前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の非居住者又は外国法人は、当該書類に代えて、同項の相手国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。
- 十八 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し相手国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。
- 十九 一 当該相手国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者）あつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（法人番号を有する者）あつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が当該相手国団体上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号
- 二十 当該相手国団体上場株式等配当等につき当該相手国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 二十一 当該相手国団体上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける相手国団体上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出がなかつたものとみなし、特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける相手国団体上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提

出したときは、当該届出書の提出の日以後においては、当該特例届出書の提出がなかつたものとみなす。

18 次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一 第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する支払の義務者これらは届出書

二 第八項の規定により提出する特例届出書、第十項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者これらは届出書又は書面

(第三国団体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の四 非居住者又は外国法人は、その支払を受ける法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等(以下この条において「第三国団体配当等」という。)につき所得税法第二百十二条规定第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る國以外の相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、当該第三国団体配当等に係る源泉徴収義務者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した届出書に第九号から第十一号までに掲げる書類を添付して、これを、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日まで(その支払を受ける第三国団体配当等が無記名の株式、出資若しくは受益証券に係るもの又は無記名の債券に係るもの(次項において「無記名第三国団体配当等」という。)である場合にあつては、その支払を受ける都度、当該支払を受ける時)に、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該第三国団体配当等の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所若しくは居所(個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号)又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地(法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号)並びに当該支払を受ける者が納税者番号を有する場合は、当該納税者番号

二 当該第三国団体配当等の支払を受ける者の当該第三国団体配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体(以下この条において「第三国団体」という。)の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 当該第三国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該第三国団体配当等に係る配当等で、当該租税条約の規定において当該第三国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

四 当該第三国団体配当等につき当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

五 当該第三国団体配当等に係る配当等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる事項

イ 当該配当に係る株式、出資、基金

ハ 当該第三国団体配当等である配当の支払を受ける場合

二 利子の支払の基因となつた契約の締結の日、契約金額及び契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日

二 当該第三国団体配当等である使用料の支払を受ける場合、当該使用料の支払の基因となつた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間における支払われる当該使用料の金額及びその支払期日

ホ 当該第三国団体配当等であるその他の所得の支払を受ける場合、当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

七 当該第三国団体配当等に係る配当等の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所による参考となるべき事項

八 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類(当該書類が外国语で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)

九 当該第三国団体配当等の支払を受ける者が第三号の第三国団体の構成員であることを明らかにする書類

十 当該第三国団体配当等の支払を受ける場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。

十一 当該相手国等の権限ある当局の前号の第三国団体の居住者証明書

十二 前項の届出書(無記名第三国団体配当等に係るものを除く。)を提出した非居住者又は外国法人は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他参考となるべき事項を記載した届出書に同項第九号から第十一号までに掲げる書類(以下この項において「確認書類」という。)を添付して、これを、当該異動が生じた日以後最初に当該届出書に係る第三国団体配当等の支払を受ける日の前日までに、当該第三国団体配当等に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該異動を生じた事項が確認書類に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。

十三 第二条第三項の規定は、第一項の規定により提出した同項の届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。

十四 非居住者又は外国法人は、その支払を受ける第三国団体配当等である配当又は利子につき所得

税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該第三国団体配当等に係る第三国団体が当該配当又は利子につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付しなければならない。

十五 前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の非居住者又は外国法人は、当該書類に代えて、同項の第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類(当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)を同項の届出書に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

十六 非居住者又は外国法人は、その支払を受ける第三国団体配当等である使用料につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書(同項の届出書にあつては、同項に規定する異動を生じた事項が当該使用料に係る事項である場合に提出するものに限る。)に、当該使用料の支払の基因となつた契約の内容を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

十七 第三国団体配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人がその支払を受ける第三国団体配当等に係る第三国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該第三国団体に係る第三国団体配当等、相手国団体配当等(前条第一項に規定する相手国団体配当等をいふ。以下この項において同じ。)又は特定配当等(次条第一項に規定する特定配当等をいふ。以下この項において同じ。)につき当該他の全ての構成員が提出する第一項、前条第一項又は次条第一項に規定する届出書(以下この項において「構成員条約届出書」という。)に記載すべきこ

これらの規定に規定する事項の通知を受けた場合には、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受ける当該第三国団体に係る第三国団体上場株式等配当等、相手国団体上場株式等配当等（前条第八項に規定する相手国団体上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）又は特定上場株式等配当等（次条第九項に規定する特定上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）につき当該他の全ての構成員が提出する第八項、前条第八項又は次条第九項に規定する特例届出書（以下この項において「構成員特例届出書」という。）に記載すべきこれらの規定に規定する事項の通知を受けた場合には、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受ける当該第三国団体上場株式等配当等につき同項の規定により徴収されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る國以外の相手国等との間の租税条約の規定に基づき提出することができる。この場合において、当該他の全ての構成員については、その者が支払を受ける当該第三国団体に係る第三国団体配当等、相手国団体配当等又は特定配当等につき構成員条約届出書の提出があつたものとみなす。

8 非居住者又は外国法人で、その支払を受ける第三国団体配当等（租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除く。）に限る。以下この条において「第三国団体上場株式等配当等」という。）につき同項の規定により徴収されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る國以外の相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書（以下この条において「特例届出書」という。）に第八号から第十号までに掲げる書類を添付して、これを、当該第三国団体上場株式等配当等の支払の取扱者（同項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者をいい、次項の届出をした者に限る。以下この条において同じ。）を経由して、当該支払の取扱者の納稅地の所轄稅務署長に提出した場合には、当該非居住者又は外国法人は、その提出の日以後当該支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項の規定による届出書の提出をしたものとみなす。

9 第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあっては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する者にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）並びに当該支払を受ける者が納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号を有する場合においては、当該納稅者番号

二 第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の第三国団体上場株式等配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる第三国団体の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 当該第三国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地

四 第三国団体上場株式等配当等に係る当該租税条約の名称

五 第三国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払の取扱者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

六 第三国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

八 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）

九 第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける者が第三号の第三国団体の構成員であることを明らかにする書類

十 当該相手国等の権限ある当局の前号の第三国団体の居住者証明書

10 第二項の規定は、第八項の規定により提出した特例届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第九号から第十一号まで」とあるのは、「第八項第八号から第十号まで」と読み替えるものとする。

11 第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人がその支払を受ける第三国団体上場株式等配当等に係る第三国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払

を受ける当該第三国団体に係る第三国団体上場株式等配当等、相手国団体上場株式等配当等（前条第八項に規定する相手国団体上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）又は特定上場株式等配当等（次条第九項に規定する特定上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）につき当該他の全ての構成員が提出する第八項、前条第八項又は次条第九項に規定する特例届出書（以下この項において「構成員特例届出書」という。）に記載すべきこれらの規定に規定する事項の通知を受けた場合には、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受ける当該第三国団体上場株式等配当等につき第八項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、当該通知を受けて記載した同項の特例届出書を同項の規定に基づき提出することができる。この場合において、当該他の全ての構成員については、その者が支払を受ける当該第三国団体に係る第三国団体上場株式等配当等、相手国団体上場株式等配当等又は特定上場株式等配当等につき構成員特例届出書の提出があつたものとみなす。

12 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人（前項、前条第十一項又は次条第十二項の規定により第三国団体上場株式等配当等につき特例届出書の提出があつたものとみなされる者を含む。第十六項及び第十七項において同じ。）は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受けた事項を併せて記載した同項の特例届出書を同項の規定に基づき提出することができる。この場合において、当該他の全ての構成員については、その者が支払を受ける当該第三国団体に係る第三国団体上場株式等配当等、相手国団体上場株式等配当等又は特定上場株式等配当等につき構成員特例届出書の提出があつたものとみなす。

13 前項の規定による通知をした非居住者又は外国法人は、その通知をした事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を、当該異動を生じた日以後最初に当該通知に係る第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける日の前日までに、同項の支払の取扱者に通知しなければならない。

一 当該第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

二 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該第三国団体上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

四 その他参考となるべき事項

14 前項の規定による通知をした非居住者又は外国法人は、その通知をした事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を、当該異動を生じた日以後最初に当該通知に係る第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける日の前日までに、同項の支払の取扱者に通知しなければならない。

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該第三国団体上場株式等配当等の支払者ごとに、同項第一号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該第三国団体上場株式等配当等に係る第三国団体が当該第三国団体上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合に、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者を、当該特例届出書を提出した非居住者又は外国法人は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合に、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者に通知しなければならない。

前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の非居住者又は外国法人は、当該書類に代えて、同項の第三国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納稅地の所轄稅務署長に提供しなければならない。この場合において

て、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一 当該第三国団体上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名、国籍、住所若しくは居所及び個人番号又は名称、有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号)又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地(法人番号)並びに当該支払を受ける者が当該第三国団体上場株式等配当等に係る相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

二 当該第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

三 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

四 当該第三国団体上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

五 当該第三国団体上場株式等配当等に係る配当等で、第二号の租税条約の規定において当該第三国団体上場株式等配当等に係る第三国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

六 当該第三国団体上場株式等配当等の金額及びその交付の日

七 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額

八 その他参考となるべき事項

18 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出がなかつたものとみなし、特例届出書を提出した非居住者又は外国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける第三国団体上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出したときは、当該届出書の提出の日以後においては、当該特例届出書の提出がなかつたものとみなし。

19 次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一 第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者これら届出書又は書面

二 第八項の規定により提出する特例届出書、第十項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者これら届出書又は書面

(特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の五 所得税法第一条第一項第三号に規定する居住者(以下「居住者」という。)又は法人税法第二条第三号に規定する内国法人(同条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。)は、その支払を受ける法第三条の二第九項に規定する特定配当等(以下この条において「特定配当等」という。)につき所得税法第一百八十二条、第二百十条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の二第二項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徵收されるべき所得税について租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、当該特定配当等に係る源泉徴収義務者ごとに、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書に第八号から第十号までに掲げる書類を添付して、これを、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日まで(その支払を受ける特定配当等が無記名の株式、出資若しくは受益証券に係るもの又は無記名の債券に係るもの(次項において「無記名特定配当等」という。)である場合にあつては、その支払を受ける都度、当該支払を受ける特定期間が無記名の株式、出資若しくは受益証券に係るもの又は無記名の債券に係るもの(次項において「無記名特定配当等」という。)である場合には、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特定配当等の支払を受ける者の氏名、国籍、住所若しくは居所及び個人番号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該支払を受ける者の当該特定配当等に係る所得税又は法人税の納稅地

二 当該特定配当等の支払を受ける者の当該特定配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてゐる当該相手国等の团体(以下この項において「相手国团体」といふ。)の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 当該相手国团体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該特定配当等に係る配当等で、当該租税条約の規定において当該相手国团体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

四 当該特定配当等につき当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

五 当該特定配当等に係る配当等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる事項

イ 当該特定配当等に係る株式、出資、基金又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

ロ 当該特定配当等である利子で債券に係るものの支払を受ける場合、当該債券の種類、名称、額面金額及び数量並びにその取得の日

ハ 当該特定配当等である利子で債券に係るもの以外のものの支払を受ける場合、当該利子の支払の基因除くた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該利子の金額及びその支払期日

ニ 当該特定配当等である使用料の支払を受ける場合、当該使用料の支払の基因除くた契約の締結の日及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該使用料の金額及びその支払期日

ホ 当該特定配当等であるその他の所得の支払を受ける場合、当該その他の所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因除くた契約の内容

七 その他参考となるべき事項

八 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類(当該書類が外国语で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)

九 当該特定配当等の支払を受ける者が第二号の相手国团体の構成員であることを明らかにする書類

十 当該相手国等の権限ある当局の前号の相手国团体の居住者証明書

2 前項の届出書(無記名特定配当等に係るものを除く。)を提出した居住者又は内国法人は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を記載した届出書に同項第八号から第十号までに掲げる書類(以下この項において「確認書類」という。)添付して、これを、当該異動が生じた日以後最初に当該届出書に係る特定配当等の支払を受ける日の前日までに、当該特定配当等に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該異動を生じた事項が確認書類に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。

3 第二条第三項の規定は、第一項の規定により提出した同項の届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。

4 居住者又は内国法人は、その支払を受ける特定配当又は利子につき所得税法第八十二条、第二百九条の二若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徵收されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書に、当該租税条約の相手国等の権限ある當

局の当該特定配当等に係る相手国団体が当該配当又は利子につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付しなければならない。

5 前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の居住者又は内国法人は、当該書類に代えて、同項の相手国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の届出書に添付しなければならない。

6 居住者は、その支払を受ける特定配当等である使用料につき所得税法第二百四条第一項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、同項又は第二項の規定により提出する届出書（同項の届出書にあつては、同項に規定する異動を生じた事項が当該使用料に係る事項である場合に提出するものに限る。）に、当該使用料の支払の基因となつた契約の内容を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該租税条約の規定の適用開始日が平成十六年四月一日前である場合には、この限りでない。

7 特定配当等の支払を受ける居住者又は内国法人がその支払を受ける特定配当等に係る相手国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該相手国団体に係る特定配当等、相手国団体配当等（第二条の三第一項に規定する相手国団体配当等をいう。以下この条において同じ。）又は第三国団体配当等（前条第一項に規定する第三国団体配当等をいう。以下この条において同じ。）につき当該他の全ての構成員が提出する第一項、第二条の三第一項又は前条第一項に規定する届出書（以下この項において「構成員条約届出書」という。）に記載すべきこれらの規定に規定する事項の通知を受けた場合には、当該居住者又は内国法人は、その支払を受ける当該特定配当等につき第一項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、当該通知を受けた事項を併せて記載した同項の届出書を同項の規定に基づき提出することができる。この場合において、当該他の全ての構成員については、その者が支払を受ける当該相手国団体に係る特定配当等、相手国団体配当等又は第三国団体配当等につき構成員条約届出書の提出があつたものとみなす。

8 特定配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が、前項の規定の適用を受けて同項の届出書を提出する場合において、同項に規定する他の全ての構成員に該当する非居住者又は外國法人がその支払を受ける同項に規定する相手国団体に係る相手国団体配当等又は第三国団体配当等につき所得税法第二百二十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について当該相手国団体に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、当該届出書に当該相手国団体に係る第二条の三第四項から第六項までに規定する書類に準ずる書類を添付しなければならない。ただし、当該居住者又は内国法人が当該特定配当等につき第四項から第六項までの規定に基づきこれらの規定に規定する書類を当該届出書に添付する場合は、この限りでない。

9 居住者又は内国法人で、その支払を受ける特定配当等（租税特別措置法第九条の三の二第一項「特定上場株式等配当等」という。）につき同項の規定により徴収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、第一号から第六号までに掲げる事項を記載した届出書（以下この条において「特例届出書」という。）に第七号から第九号までに掲げる書類を添付して、これを、当該特定上場株式等配当等の支払の取扱者（同項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者をいい、次項の届出をした者に限る。以下この条において同じ。）を経由して、当該支払の取扱者の納稅地の所轄稅務署長に提出した場合には、当該居住者又は内国法人は、その提出の日以後当該支払の取扱者から交付を受ける特例届出書の提出をしたものとみなす。

一 特定上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名、国籍、住所若しくは居所及び個人番号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号並びに当該支払を受ける者の特定上場株式等配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてある相手国団体の所得として取り扱われる場合には、法人事の納稅地

二 特定上場株式等配当等の支払を受ける者の特定上場株式等配当等が当該租税条約の相手国等の法令に基づきその者が構成員となつてある相手国団体の所得として取り扱われる場合には、法人事の納稅地

三 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地

四 特定上場株式等配当等に係る当該租税条約の名称

五 特定上場株式等配当等に係る配当等の支払の取扱者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

六 その他参考となるべき事項

七 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）

八 特定上場株式等配当等の支払を受ける者が第三号の相手国団体の構成員であることを明らかにする書類

九 当該相手国等の権限ある当局の前号の相手国団体の居住者証明書

10 租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する支払の取扱者は、平成二十六年一月一日以後最初に前項の規定により提出される特例届出書を受理しようとするときは、あらかじめ、その旨を書面により当該支払の取扱者の納稅地の所轄稅務署長に届け出なければならない。

11 第二項の規定は、第九項の規定により提出した特例届出書の記載事項について異動が生じた場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第八号から第十号まで」とあるのは、「第九項第七号から第九号まで」と読み替えるものとする。

12 特定上場株式等配当等の支払を受ける居住者又は内国法人がその支払を受ける特定上場株式等配当等に係る相手国団体の他の全ての構成員から、当該他の全ての構成員が支払を受ける当該相手国団体に係る特定上場株式等配当等、相手国団体上場株式等配当等（第二条の三第八項に規定する相手国団体上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）又は第三国団体上場株式等配当等（前条第八項に規定する第三国団体上場株式等配当等をいう。以下この項において同じ。）につき当該他の全ての構成員が提出する第九項、第二条の三第八項又は前条第八項に規定する特例届出書（以下この項において「構成員特例届出書」という。）に記載すべきこれらの規定に規定する事項の通知を受けた場合には、当該居住者又は内国法人は、その支払を受ける当該特定上場株式等配当等につき第九項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、当該通知を受けた事項を併せて記載した同項の特例届出書を同項の規定に基づき提出することができる。この場合において、当該他の全ての構成員については、その者が支払を受ける当該相手国団体に係る特定上場株式等配当等、相手国団体上場株式等配当等につき構成員特例届出書の提出があつたものとみなす。

13 特例届出書を提出した居住者又は内国法人（前項、第二条の三第十一項又は前条第十一項の規定により特定上場株式等配当等につき特例届出書の提出があつたものとみなされる者を含む。第十七項及び第十八項において同じ。）は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける特定上場株式等配当等の支払者ごとに、次に掲げる事項を、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者に通知しなければならない。

一 当該特定上場株式等配当等につき租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

二 当該特定上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該特定上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

四 その他参考となるべき事項

前項の規定による通知をした居住者又は内国法人は、その通知をした事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を、当該異動を生じた日以後最初に当該通知に係る特定上場株式等配当等の支払を受ける日の前日までに、当該同項の支払の取扱者に通知しなければならない。

特例届出書を提出した居住者又は内国法人は、当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受けた特定上場株式等配当等につき租税特別措置法第九条の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第九項に規定する租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合に、当該特例届出書を提出した居住者又は内国法人は、当該特例届出書に係る支払の取扱者ごとに、同項第一号に掲げる事項を記載した書面に、当該租税条約の相手国等の権限ある当局の当該特定上場株式等配当等に係る相手国団体が当該特定上場株式等配当等につき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類を添付して、これを、当該特例届出書の提出の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該支払の取扱者を経由して、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又は発給をすることができないときは、同項の居住者又は内国法人は、当該書類に代えて、同項の相手国団体が同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を同項の書面に添付しなければならない。

特例届出書を提出した居住者又は内国法人に対し特定上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に特定上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一 当該特定上場株式等配当等の支払を受ける者の氏名、住所若しくは居所及び個人番号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二 当該特定上場株式等配当等につき租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

三 当該特定上場株式等配当等に係る配当等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

四 当該特定上場株式等配当等に係る株式、出資又は受益権の銘柄又は名称、種類及び数量並びにその取得の日

五 当該特定上場株式等配当等に係る配当等で、第二号の租税条約の規定において当該特定上場株式等配当等に係る相手国団体の所得として取り扱われるものの金額の合計額

六 当該特定上場株式等配当等の金額及びその交付の日

七 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額

八 その他参考となるべき事項

特例届出書を提出した居住者又は内国法人がその提出前に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける特定上場株式等配当等につき第一項又は第二項に規定する届出書を提出しているときは、当該特例届出書の提出の日以後においては、当該届出書の提出はなかつたものとみなされし、特例届出書を提出した居住者又は内国法人がその提出後に当該特例届出書に係る支払の取扱者から交付を受ける特定上場株式等配当等につき第一項に規定する届出書を提出しなかつたものとみなす。

次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその個人番号又は法人番号を付記するものとする。

19

一 第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者これらとの届出書

二 第九項の規定により提出する特例届出書、第十一項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第五十五項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者これらとの届出書又は書面

第三条 内国法人の株式につき外国預託証券（株主との間の株券預託契約に基づき預託を受けた株券に係る株式につき、租税条約の相手国等内で発行される当該株式に係る権利を表示する有価証券をいう。以下この条において同じ。）が発行されている場合において、当該外国預託証券の受託者（当該外国預託証券に係る株券預託契約に基づく受託者をいう。以下この条において同じ。）又はその代理人が次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該外国預託証券に係る剩余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当をいう。以下この条において同じ。）の支払を受ける日の前日までに、当該剩余金の配当の支払者を経由して、当該支払者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該申請書に記載された第五号に規定する外国預託証券に係る剩余金の配当については、当該剩余金の配当の支払に係る基準日の翌日から起算して八月を経過した日（以下この条において「源泉徴収確定日」という。）において、当該剩余金の配当の支払があつたものとみなして法第三条の二第一項から第十一項まで又は所得税法第二百十二条第一項その他同法の規定を適用する。

一 当該外国預託証券の受託者及び当該受託者に代わり国内で当該剩余金の配当の支払を受ける者の名称及び所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、所在地及び法人番号）

二 当該剩余金の配当の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該外国預託証券の実際の所有者が受ける当該剩余金の配当が法第三条の二第一項から第十項までの規定の適用を受けることができるかどうかにつき、調査を要するためこの条の規定の適用を受けたい旨

四 当該外国預託証券の受託者が支払を受ける当該剩余金の配当に係る株式の種類及び数量並びに当該外国預託証券の所有者として当該受託者の帳簿に登録されている者（以下この条において「登録所有者」という。）がある場合には、その数

五 前号の外国預託証券に係る株式のうち当該株式に係る当該外国預託証券の実際の所有者が受ける当該剩余金の配当が法第三条の二第一項から第十一項までの規定の適用を受けることができるかどうかにつき調査を要するものの種類及び数量並びにその登録所有者がある場合には、その数

六 その他参考となるべき事項

二 前項に規定する申請書を提出する者は、同号の登録所有者又は当該株式に係る当該外国預託証券を保管する公認保管業者（当該相手国等の法令により有価証券の保管を行ふことを公認されている金融機関をいう。以下この条において同じ。）につき同号の調査を行い、当該登録所有者又は公認保管業者が、当該株式に係る当該外国預託証券の実際の所有者が受けた当該外国預託証券に係る剩余金の配当が法第三条の二第一項から第十一項までの規定の適用を受けることができる旨を証明した場合に限り、当該剩余金の配当につきその支払うべき金額から同条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項（同条第十項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定を適用して算出した所得税に相当する金額を控除した金額（同条第二項、第四項、第六項、第八項又は第十一項の規定の適用を受ける場合には、当該支払うべき金額）を支払い、かつ、その調査の結果に基づき、同条第一項から第十一項までの規定の適用を受けることができる当該外国預託証券に係る株式と当該株式以外の株式とを区分し、それぞれその種類及び数量を記載した書類を、源泉徴収確定日までに、当該剩余金の配当の支払者を経由して、当該支払者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三 第一項の規定の適用を受けた外国預託証券に係る剩余金の配当について法第三条の二第一項から第十一項までの規定の適用を受ける場合においては、第二条から前条までの規定にかかわらず

一 第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者これらとの届出書

二 第九項の規定により提出する特例届出書、第十一項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第五十五項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者これらとの届出書又は書面

第三条 内国法人の株式につき外国預託証券（株主との間の株券預託契約に基づき預託を受けた株券に係る株式につき、租税条約の相手国等内で発行される当該株式に係る権利を表示する有価証券をいう。以下この条において同じ。）が発行されている場合において、当該外国預託証券の受託者（当該外国預託証券に係る株券預託契約に基づく受託者をいう。以下この条において同じ。）又はその代理人が次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該外国預託証券に係る剩余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当をいう。以下この条において同じ。）の支払を受ける日の前日までに、当該剩余金の配当の支払者を経由して、当該支払者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該申請書に記載された第五号に規定する外国預託証券に係る剩余金の配当については、当該剩余金の配当の支払に係る基準日の翌日から起算して八月を経過した日（以下この条において「源泉徴収確定日」という。）において、当該剩余金の配当の支払があつたものとみなして法第三条の二第一項から第十一項まで又は所得税法第二百十二条第一項その他同法の規定を適用する。

一 当該外国預託証券の受託者及び当該受託者に代わり国内で当該剩余金の配当の支払を受ける者の名称及び所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、所在地及び法人番号）

二 当該剩余金の配当の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該外国預託証券の実際の所有者が受ける当該剩余金の配当が法第三条の二第一項から第十項までの規定の適用を受けることができるかどうかにつき、調査を要するためこの条の規定の適用を受けたい旨

四 当該外国預託証券の受託者が支払を受ける当該剩余金の配当に係る株式の種類及び数量並びに当該外国預託証券の所有者として当該受託者の帳簿に登録されている者（以下この条において「登録所有者」という。）がある場合には、その数

五 前号の外国預託証券に係る株式のうち当該株式に係る当該外国預託証券の実際の所有者が受ける当該剩余金の配当が法第三条の二第一項から第十一項までの規定の適用を受けることができるかどうかにつき調査を要するものの種類及び数量並びにその登録所有者がある場合には、その数

六 その他参考となるべき事項

二 前項に規定する申請書を提出する者は、同号の登録所有者又は当該株式に係る当該外国預託証券を保管する公認保管業者（当該相手国等の法令により有価証券の保管を行ふことを公認されている金融機関をいう。以下この条において同じ。）につき同号の調査を行い、当該登録所有者又は公認保管業者が、当該株式に係る当該外国預託証券の実際の所有者が受けた当該外国預託証券に係る剩余金の配当が法第三条の二第一項から第十一項までの規定の適用を受けることができる旨を証明した場合に限り、当該剩余金の配当につきその支払うべき金額から同条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項（同条第十項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定を適用して算出した所得税に相当する金額を控除した金額（同条第二項、第四項、第六項、第八項又は第十一項の規定の適用を受ける場合には、当該支払うべき金額）を支払い、かつ、その調査の結果に基づき、同条第一項から第十一項までの規定の適用を受けることができる当該外国預託証券に係る株式と当該株式以外の株式とを区分し、それぞれその種類及び数量を記載した書類を、源泉徴収確定日までに、当該剩余金の配当の支払者を経由して、当該支払者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三 第一項の規定の適用を受けた外国預託証券に係る剩余金の配当について法第三条の二第一項から第十一項までの規定の適用を受ける場合においては、第二条から前条までの規定にかかわらず

- 五 当該割引債の種類、名称（記号及び番号があるものについては、当該記号及び番号を含む。）、券面金額、償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）及び発行価額（その価額が明らかでないときは、当該割引債に係る租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十号）第二十六条の十一第一項に規定する最終発行日における発行価額等）。第四項第六号において同じ。）並びに数量並びにその発行の日（その日が明らかでないときは、当該割引債に係る最終発行日。第四項第六号において同じ。）、取得の日及び償還の日（当該債権につき租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税の額及び法第三条の三第一項の規定による還付を受けようとする金額）
- 六 当該割引債に係る債還を受ける者が国税通則法百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
- 七 当該割引債に係る債還を受ける者が国税通則法百十七条第二項の規定による納税管理人の氏名及び住所又は居所
- 八 その他参考となるべき事項
- 九 当該割引債の取得年月日を証する書類
- 十 当該割引債の取得年月日を証する書類
- 十一 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。）
- 十二 第三号に規定する株主等である者（同号の租税条約の規定の適用に係るものに限る。）が第一号の外国法人の株主等であることを明らかにする書類
- 十三 第三号の租税条約の相手国等の権限ある当局の前号の株主等である者の居住者証明書
- 十四 外国法人は、株主等償還差益につき法第三条の三第二項の規定による所得税の還付を受けようとする場合において、当該株主等償還差益につき適用される同項に規定する租税条約の規定が免除規定であるときは、前項の規定により提出する還付請求書に、当該租税条約の相手国等の権限の規定の適用開始日が平成十六年七月一日前である場合には、この限りでない。
- 十五 前項の場合において、同項の相手国等の権限ある当局が同項に規定する証明する書類の発行又是発給をすることができないときは、同項の相手国居住者等は、当該書類に代えて、同項に規定する免除規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）及び当該相手国等の権限ある当局の当該相手国居住者等の居住者証明書を同項の還付請求書に添付しなければならない。
- 十六 外国法人は、株主等償還差益（令第三条第二項に規定する株主等償還差益をいう。以下この条において同じ。）につき法第三条の三第二項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、その償還を受ける日の前日までに、当該株主等償還差益に係る割引債に係る源泉徴収義務者は第一号から第九号までに掲げる事項を記載した還付請求書に第十号から第十三号までに掲げる書類を添付して、これを、当該割引債に係る割引債の償還を受けた場合には、その納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 十七 一 当該株主等償還差益に係る割引債の償還を受ける外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する外国法人にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該外国法人が納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号
- 十八 当該株主等償還差益に係る割引債の償還を受ける外國法人のその償還差益が当該外國法人の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する外國法人にあっては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該外國法人が納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号
- 十九 当該株主等償還差益に係る割引債の種類、名称（記号及び番号があるものについては、当該記号及び番号を含む。）、券面金額、償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）及び発行価額並びに数量並びにその発行の日、取得の日及び償還の日（当該債権につき租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定によることを要件としている場合には、当該対価又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合において同じ。）を有しないこと若しくはその者が有する恒久的施設若しくは固定的施設に帰せられないことは一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとするとき（当該租税条約の規定が当該対価又は報酬につき一定の金額を超えないことを要件としている場合には、当該対価又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合において同じ。）は、第三項、第五項又は第八条第二項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、当該対価又は報酬に係る源泉徴収義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、入国の日（所得税法第六十一条第一項第六号に規定する事業を行う者があつては、国内において当該事業を開始した日とし、当該入国の日又は国内において当該事業を開始した日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日とする。）以後最初にその支払を受ける日の前日ができる事情の詳細

- 五 当該株主等償還差益に係る割引債の発行者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 六 当該株主等償還差益に係る割引債の種類、名称（記号及び番号があるものについては、当該記号及び番号を含む。）、券面金額、償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）及び発行価額並びに数量並びにその発行の日、取得の日及び償還の日（当該債権につき租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定によることを要件としている場合には、当該対価又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合において同じ。）を有しないこと若しくはその者が有する恒久的施設若しくは固定的施設に帰せられないことは一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとするとき（当該租税条約の規定が当該対価又は報酬につき一定の金額を超えないことを要件としている場合には、当該対価又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合において同じ。）は、第三項、第五項又は第八条第二項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、当該対価又は報酬に係る源泉徴収義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、入国の日（所得税法第六十一条第一項第六号に規定する事業を行う者があつては、国内において当該事業を開始した日とし、当該入国の日又は国内において当該事業を開始した日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日とする。）以後最初にその支払を受ける日の前日

までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該対価又は報酬の支払を受ける者の氏名、国籍、住所、国内における居所（個人番号を有する者）にあつては、氏名、国籍、住所、国内における居所及び個人番号（在留期間及び在留地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに入国の日（所得税法第百六十一條第一項第六号に規定する事業を行う者にあつては、国内において当該事業を開始した日）

二 当該対価又は報酬の支払を受ける者の当該対価又は報酬に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該対価又は報酬につき租税条約の規定により所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該対価又は報酬の支払の基因となつた契約の内容（届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所の所在地）

五 当該対価又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人（届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所）

六 当該対価又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項若しくは主たる事務所の所在地

七 その他参考となるべき事項

八 その他の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを證明する書類

九 相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第百六十一條第一項第十二号イに掲げる給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用がある場合において、当該給与又は報酬につき国内での滞在が年間又は継続する十二月の期間中百八十三日又はそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとするとき（当該租税条約の規定が当該給与又は報酬につき一定の金額を超えないことをも要件としている場合にあつては、当該給与又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合に限る。）は、次項又は第五項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、当該源泉徴収義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、入国の日（その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日）以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与又は報酬の支払を受ける者の氏名、国籍、住所、国内における居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所、国内における居所及び個人番号）、入国の日、在留期間及び在留地

二 当該給与又は報酬の支払を受ける者の当該給与又は報酬に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該給与又は報酬の支払の基因となつた契約の内容（届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所の所在地）

四 当該給与又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項若しくは主たる事務所の所在地

五 当該給与又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項若しくは主たる事務所の所在地

六 当該給与又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項若しくは主たる事務所の所在地

七 その他参考となるべき事項

八 その他の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを證明する書類

九 相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第百六十一條第一項第十二号イに掲げる給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用がある場合において、当該給与又は報酬につき国内での滞在が年間又は継続する十二月の期間中百八十三日又はそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとするとき（当該租税条約の規定が当該給与又は報酬につき一定の金額を超えないことをも要件としている場合にあつては、当該給与又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合に限る。）は、次項又は第五項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、当該源泉徴収義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、入国の日（その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日）以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三 当該対価又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該対価又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

八 その他の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを證明する書類

九 相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第百六十一條第一項第十二号イに掲げる給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用がある場合において、当該給与又は報酬につき国内での滞在が年間又は継続する十二月の期間中百八十三日又はそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとするとき（当該租税条約の規定が当該給与又は報酬につき一定の金額を超えないことをも要件としている場合にあつては、当該給与又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合に限る。）は、次項又は第五項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、当該源泉徴収義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、入国の日（その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日）以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与又は報酬の支払を受ける者の氏名、国籍、住所、国内における居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所、国内における居所及び個人番号）、入国の日、在留期間及び在留地

二 当該給与又は報酬の支払を受ける者の当該給与又は報酬に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該給与又は報酬の支払の基因となつた契約の内容（届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所の所在地）

四 当該給与又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項若しくは主たる事務所の所在地

五 当該給与又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項若しくは主たる事務所の所在地

六 当該給与又は報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項若しくは主たる事務所の所在地

七 その他参考となるべき事項

八 その他の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを證明する書類

九 相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第百六十一條第一項第十二号イに掲げる給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用がある場合において、当該給与又は報酬につき国内での滞在が年間又は継続する十二月の期間中百八十三日又はそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の規定の適用を受けようとするとき（当該租税条約の規定が当該給与又は報酬につき一定の金額を超えないことをも要件としている場合にあつては、当該給与又は報酬に係る源泉徴収義務者が一である場合に限る。）は、次項又は第五項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、当該源泉徴収義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、入国の日（その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日）以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三 当該給与又は報酬の支払を受ける者の当該給与又は報酬に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

四 当該対価又は報酬の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

三 当該対価又は報酬につき租税条約の規定により所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該給与の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

五 当該給与の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該給与の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

5 相手国居住者等である個人は、非居住者又は外国法人で国内において所得稅法第六十一条第一項各号から第十二号まで、第三項各号若しくは第四項各号に掲げる事項又は第五項に規定する第三項各号に掲げる事項に準ずる事項並びにその還付を受けようとする所得稅の額及びその計算に関する必要な事項を記載した還付請求書(第二項に規定する場合に該当するときは、同項第八号に掲げる書類の添付があるものに限る。)を、当該所得稅に係る源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

6 一項第六号に規定する事業を行うものから同項第十二号イに掲げる給与又は報酬の支払を受ける場合(当該非居住者又は外国法人が支払を受ける同項第六号に掲げる対価で当該給与又は報酬に係るものにつき同法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租稅特別措置法第四十一条の二十二条第一項の規定の適用がある場合に限る。)において、当該給与又は報酬につき、当該相手国居住者等が固定的施設を有しないこと若しくはその者がある固定的施設に帰せられること、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないこと又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租稅の免除を定める租稅條約の規定の適用を受けようとするとき(当該租稅條約の規定が当該給与又は報酬につき一定の金額を超えないことをも要件としている場合に限る。)は、第三項各号に掲げる事項に記載した届出書を、当該非居住者又は外国法人が当該租稅條約の効力発生の日以後最初に当該対価の支払を受ける日の前日までに、当該非居住者又は外国法人及び当該対価の支払者を経由して、当該対価の支払者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

7 6 前項に規定する届出書が提出された場合には、当該届出書の提出の際に経由した同項に規定する非居住者又は外国法人が支払を受ける所得稅法第六百六十一條第一項第六号に掲げる対価のうち、当該届出書に記載された前項に規定する給与又は報酬で同項に規定する租稅の免除を定める租稅條約の規定の適用があるものに相当する部分の金額については、同法第二百十二条第一項及び第二項並びに租稅特別措置法第四十一条の二十二条第一項の規定は、適用しない。

8 7 相手国居住者等である個人は、所得稅法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租稅特別措置法第四十二条の二十二条第一項の規定の適用がある第一項又は第三項に規定する対価、給与又は報酬を二以上の支払者から支払を受けた場合において、第一項、第三項又は第五項に規定する租稅の免除を定める租稅條約の規定の適用を受けたことにより当該対価、給与又は報酬につき所得稅法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租稅特別措置法第四十一条の二十二条第一項の規定により徴収された所得稅について、これらの租稅條約の規定に基づき免除を受けようとするときは、その徴収された所得稅の額の還付を請求することができる。

9 8 前項の規定による所得稅の還付の請求をしようとする者は、第一項各号若しくは第三項各号に掲げる事項又は第五項に規定する第三項各号に掲げる事項並びにその還付を受けようとする所得稅の額及びその計算に関する必要な事項を記載した還付請求書を、当該所得稅に係る源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

10 9 第二条第二項の規定は、第一項から第五項までに規定する届出書を提出した者について準用する。

11 10 相手国居住者等は、所得稅法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租稅特別措置法第四十二条の二十二条第一項の規定の適用がある第一項から第五項までに規定する対価、給与又は報酬の支払を受けた場合において、第一項から第五項までに規定する租稅の免除を定める租稅條約の規定の適用を受けなかつたことにより当該対価、給与又は報酬につき所得稅法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租稅特別措置法第四十一条の二十二条第一項の規定により徴収された所得稅につけようとするとき(当該相手国居住者等が当該

12 11 前項の規定による所得稅の還付の請求をしようとする者は、第一項各号、第二項第一号から第七号まで、第三項各号若しくは第四項各号に掲げる事項又は第五項に規定する第三項各号に掲げる事項に準ずる事項並びにその還付を受けようとする所得稅の額及びその計算に関する必要な事項を記載した還付請求書(第二項に規定する場合に該当するときは、同項第八号に掲げる書類の添付があるものに限る。)を、当該所得稅に係る源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

13 12 外国法人は、その支払を受ける所得稅法第六十一条第一項第六号に掲げる対価(租稅條約の規定において当該外国法人の株主等である者(当該租稅條約の規定により当該租稅條約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分に限るものとし、法第三条第一項の規定の適用を受ける対価を除く。以下この条において「株主等対価」という。)につき所得稅法第六百六十一條第一項又は第二項の規定により徴収されるべき所得稅について当該租稅條約の規定に基づき免除を受けようとする場合(当該租稅條約の規定が当該株主等対価につき一定の金額を超えないことを要件としている場合を除く。)には、当該株主等対価に係る源泉徵收義務者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した届出書に第九号から第十一号までに掲げる書類を添付して、これを、当該租稅條約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

14 13 一 当該株主等対価に係る所得稅法第六十一条第一項第六号に掲げる対価の支払を受ける外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地(法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号)並びに当該外国法人が納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

二 前号の対価が当該租稅條約の相手国等の法令に基づき当該外国法人の株主等である者の所得の所在並びに同号の対価のうち、当該租稅條約の規定においてその者の所得として取り扱われる部分の金額及び当該金額のうち当該租稅條約の規定の適用を受けようとする金額として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 第一号の外国法人の株主等である者の各別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに同号の対価のうち、当該租稅條約の規定においてその者の所得として取り扱われる部分の金額及び当該金額のうち当該租稅條約の規定の適用を受けようとする金額

四 当該株主等対価につき当該租稅條約の規定に基づき所得稅の免除を受けることができる事情の詳細

五 第一号の対価の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基準となつた契約の内容

六 第一号の対価の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

七 第一号の対価の支払を受ける者が国税通則法第六百六十一條第一項第六号に掲げる事項に準ずる場合には、当該納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

九 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号において同じ。)

十 第三号に規定する株主等である者(同号の租稅條約の規定の適用に係るものに限る。)が第一号の外国法人の株主等であることを明らかにする書類

十一 当該相手国等の権限ある当局の前号の株主等である者の居住者証明書

十二 前項の届出書を提出した外国法人は、その記載事項について異動を生じた場合には、当該異動を生じた事項、当該異動を生じた日その他の参考となるべき事項を記載した届出書に同項第九号から第十一号までに掲げる書類(以下この項及び第十五項において「確認書類」という。)を添付して、これを、当該異動を生じた日以後最初に当該届出書に係る株主等対価の支払を受ける日の前日までに、当該株主等対価に係る源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。この場合において、当該異動を生じた事項が確認書類

に係る記載事項以外の記載事項である場合には、当該届出書に係る確認書類の添付は要しないものとする。

14 外国法人は、所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用がある株主等対価の支払を受ける場合において、当該株主等対価につき租税条約の規定により免除を受けようとするとき（第十二項の規定により届出書を提出している場合を除く。）は、同条第一項又は第二項の規定により徵収された所得税の額の還付を請求することができる。

15 前項の規定による所得税の還付の請求をしようとする者は、第十二項第一号から第八号までに掲げる事項に準ずる事項並びにその還付を受けようとする所得税の額及びその計算に関する必要な事項を記載した還付請求書に確認書類を添付して、これを、当該所得税に係る源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

16 第一項から第五項までの規定により提出する届出書、第八項の規定により提出する還付請求書、第九項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書、第十一項の規定により提出する還付請求書、第十二項若しくは第十三項の規定により提出する届出書又は前項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徵收義務者が個人番号又は法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

（退職年金等に係る所得税の免除を受ける者の届出）

第五条

相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十二号ロに掲げる公的年金等又は同号ハに掲げる退職手当等（以下この条において「退職年金等」といいう。）につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徵収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該退職年金等に係る源泉徵收義務者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徵收義務者を経由して、当該届出書を提出しなければならない。

一 当該退職年金等の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所又は居所（個人番号を有する者については、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）

二 当該退職年金等の支払を受ける者の当該退職年金等に係る租税条約の相手国等における納稅地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

三 当該保険年金につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）

四 当該保険年金の金額、支払方法及び支払期日

五 当該保険年金の支払の基因となつた所得税法第六十一条第一項第十四号に規定する政令で定める契約の締結の日、契約金額及び契約期間

六 当該保険年金の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

七 当該保険年金の支払を受ける者が国税通則法第六十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

三 当該退職年金等につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該退職年金等の金額、支払方法及び支払期日

五 当該退職年金等の支払の基因となつた国内における過去の勤務に係る雇用者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該退職年金等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

七 当該退職年金等の支払を受ける者が国税通則法第六十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

5 第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書又は前項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徵收義務者が法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の法人番号を付記するものとする。

第六条 相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十四号に掲げる年金（以下この条において「保険年金」という。）につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徵収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該保険年金に係る源泉徵收義務者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

一 当該保険年金の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所又は居所（個人番号を有する者については、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）

二 当該保険年金の支払を受ける者の当該保険年金に係る租税条約の相手国等における納稅地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

三 当該保険年金につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）

四 当該保険年金の金額、支払方法及び支払期日

五 当該保険年金の支払の基因となつた所得税法第六十一条第一項第十四号に規定する政令で定める契約の締結の日、契約金額及び契約期間

六 当該保険年金の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

七 当該保険年金の支払を受ける者が国税通則法第六十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

三 当該保険年金等につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該保険年金等の金額、支払方法及び支払期日

五 当該保険年金等の支払の基因となつた国内における過去の勤務に係る雇用者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該保険年金等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

七 当該保険年金等の支払を受ける者が国税通則法第六十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

三 当該保険年金等につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該保険年金等の金額、支払方法及び支払期日

五 当該保険年金等の支払の基因となつた国内における過去の勤務に係る雇用者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該保険年金等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

七 当該保険年金等の支払を受ける者が国税通則法第六十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

三 当該保険年金等につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該保険年金等の金額、支払方法及び支払期日

五 当該保険年金等の支払の基因となつた国内における過去の勤務に係る雇用者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該保険年金等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

七 当該保険年金等の支払を受ける者が国税通則法第六十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

三 当該保険年金等につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該保険年金等の金額、支払方法及び支払期日

五 当該保険年金等の支払の基因となつた国内における過去の勤務に係る雇用者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該保険年金等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

七 当該保険年金等の支払を受ける者が国税通則法第六十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

三 当該保険年金等につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該保険年金等の金額、支払方法及び支払期日

五 当該保険年金等の支払の基因となつた国内における過去の勤務に係る雇用者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該保険年金等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

七 当該保険年金等の支払を受ける者が国税通則法第六十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

三 当該保険年金等につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該保険年金等の金額、支払方法及び支払期日

五 当該保険年金等の支払の基因となつた国内における過去の勤務に係る雇用者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該保険年金等の支払者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

七 当該保険年金等の支払を受ける者が国税通則法第六十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしている場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

四 前号の所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

五 その他参考となるべき事項

六 当該相手国等の社会保障制度（法第五条の二の二第一項に規定する社会保障制度をいう。以下この条において同じ。）に係る権限ある機関の当該居住者の当該社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（以下この条において「適用証明書」という。）

前項の場合において、居住者は、法第五条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第五号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書（同項第三号に掲げる保険料の金額を証する書類及び同項第六号に掲げる書類の添付があるものに限る。）を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

法第五条の二の二第三項に規定する相手国居住者等は、その給与又は報酬（同項に規定する給与又は報酬をいう。以下この条において同じ。）から支払つた又は控除される同項に規定する特定社会保険料（以下この条において「特定社会保険料」という。）につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき同項の規定の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税確定申告書に、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書（当該相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、第八号及び第九号に掲げる書類の添付があるものに限る。）を添付しなければならない。

一 当該相手国居住者等の氏名、国籍、住所又は居所、個人番号及び国内において役務（個人番号を有する者）があつては、氏名、国籍、住所又は居所、個人番号及び国内において役務の提供を開始した日）

二 当該相手国居住者等の給与又は報酬に係る当該相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

三 当該特定社会保険料に係る給与又は報酬につき当該租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該特定社会保険料の種類、金額及びその支払つた又は控除される年月日並びに当該特定社会保険料の基礎となつた給与又は報酬の金額及びその期間

五 前項の場合において、同項の相手国居住者等は、法第五条の二の二第三項の規定の適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書（同項第三号に規定する相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、前項第八号及び第九号に掲げる書類の添付があるものに限る。）を添付しなければならない。

六 当該相手国居住者等が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしてい

る場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

八 第四号の特定社会保険料の金額を証する書類

九 当該相手国等の社会保障制度に係る権限ある機関の当該相手国居住者等の適用証明書

四 前項の場合において、同項の相手国居住者等は、法第五条の二の二第三項の規定の適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書（同項第三号に規定する相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料の添付があるものに限る。）を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

五 令第四条の三第五項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（法第五条の二の二第三項に規定する社会保険料に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、第一号に掲げる書類）とする。

六 当該給与又は報酬の支払者の氏名及び住所又は居所

七 当該相手国居住者等が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしてい場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

九 当該相手国等の社会保険料の種類、金額及びその支払つた又は控除される年月日並びに当該特定社会保険料の基礎となつた給与又は報酬の金額及びその期間

四 前項の場合において、同項の相手国居住者等は、法第五条の二の二第三項の規定の適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出しているときを除き、前項第一号から第七号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書（同項第三号に規定する相手国等の社会保障制度に係る特定社会保険料の添付があるものに限る。）を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

五 令第四条の三第五項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五条の二の二第五項に規定する相手国居住者等の氏名、国籍、住所又は居所及び国内において役務の提供を開始した日（個人番号を有する者）あつては、氏名、国籍、住所又は居所個人番号及び国内において役務の提供を開始した日）

二 当該相手国居住者等の給与又は報酬に係る当該相手国等における納稅地及び当該相手国居住者等が当該相手国等において納稅者番号を有する場合には、当該納稅者番号

三 当該特定社会保険料に係る給与又は報酬につき当該租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該特定社会保険料の種類、金額及びその支払つた又は控除される年月日並びに当該特定社会保険料の基礎となつた給与又は報酬の金額及びその期間

五 当該相手国居住者等が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしてい場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

六 その他参考となるべき事項

七 第四号の特定社会保険料の金額を証する書類

八 当該相手国等の社会保障制度に係る権限ある機関の当該相手国居住者等の適用証明書（教授等の届出）

九 当該相手国居住者等である個人又は居住者は、その支払を受ける学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校において教育又は研究を行うことによる報酬につき所得税法第一百八十三条又は第二百二十二条第一項若しくは第二項の規定により徴収されべき所得税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該報酬に係る源泉徴収義務者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、入国情の日（その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日）以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源

三 特定社会保険料に係る給与又は報酬につき当該相手国等との間の租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該特定社会保険料の種類、金額及びその支払つた又は控除される年月日並びに当該特定社会保険料の金額の計算の基礎となつた給与又は報酬の金額及びその期間

五 当該給与又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徴収された所務所の所在地

七 当該相手国居住者等が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしてい場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

九 当該特定社会保険料の金額を証する書類は、次に掲げる書類（法第五条の二の二第三項に規定する社会保険料に係る特定社会保険料につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、第一号に掲げる書類）とする。

六 当該給与又は報酬の支払者の氏名及び住所又は居所

七 当該相手国居住者等が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をしてい場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

九 当該特定社会保険料の金額を証する書類

泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

い。

一 当該報酬の支払を受ける者の氏名、国籍、国内における住所又は居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、国内における住所又は居所及び個人番号）、入国の日、在留期間、在留資格及び入国前の住所

二 当該報酬の支払を受ける者が相手国居住者等である個人である場合には、当該報酬に係る租税条約の相手国等における納税地及びその者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該報酬につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該報酬の支払者の名称及び主たる事務所の所在地

五 当該報酬の種類、金額、支払方法及び支払期日

六 当該報酬の支払を受ける者の職務の内容及び資格

七 当該報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所

八 その他参考となるべき事項

三 二 第二項の規定は、前項に規定する届出書を提出した者について準用する。

相手国居住者等である個人又は居住者は、所得税法第百八十三條又は第二百二十二条第一項若しくは第二項の規定による第一項に規定する報酬の支払を受けた場合において、同項に規定する租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該報酬につき同法第百八十三條又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定により徵収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、その徵収された所得税の額の還付を請求することができるのである。

四 第五条第四項の規定は、前項の規定により所得税の額の還付を請求する場合について準用する。

五 第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書又は前項において準用する第五条第四項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徵收義務者が法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の法人番号を付記するものとする。

（留学生、事業修習者等の届出等）

第六条 相手国居住者等である個人又は居住者で、学生（前条第一項に規定する学校の学生、生徒又は児童をいう。以下この項において同じ。）として、事業、職業若しくは技術の修習者として

又は政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究

のための交付金、手当若しくは奨励金（以下この条において「交付金等」という。）の受領者と

して国内に一時的に滞在するもの（当該相手国居住者等である個人又は居住者で、日本国政府又はその機関との取決めに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため国内に一時的に滞在するものを含む。以下この条において「留学生等」という。）は、その支払を受ける者の生計、教育、

勉学、研究若しくは訓練のための国外からの給付若しくは送金又はその支払を受ける交付金等に

つき所得税法第百八十三条、第二百四条第一項又は第二百十二條第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合において、当該給付、送金又は交付金等につきこれらの規定に基づき所得税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、当該給付、送金又は交付金等に係る

付金等に係る源泉徵收義務者ごとに、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した届出書、

学生にあつては第八号に掲げる書類を、事業、職業又は技術の修習者にあつては第九号に掲げる書類を、交付金等の受領者にあつては第十号に掲げる書類を、それぞれ添付して、これを、入国

の日（その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日前であるときには、当該給付、送金又は交付金等に係る源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納税地

の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給付、送金又は交付金等の支払を受ける者の氏名、国籍、年令、国内における住所又は居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、年令、国内における住所又は居所及び個人番号）

二 当該給付、送金又は交付金等に係る租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる個人である場合には、当該報酬に係る租

税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該報酬につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該報酬の支払者の名称及び住所又は居所

五 当該報酬の支払を受ける者と当該報酬の支払者との雇用契約又は役務提供契約の内容

六 当該報酬の種類、金額、支払方法及び支払期日

七 当該報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

人番号）、入国の日、在留期間、在留資格及び入国前の住所並びにその者が在学する学校、訓練を受ける施設若しくは事業所又は研究を行う機関の名称及び所在地

二 当該給付、送金又は交付金等に係る租税条約の規定に基づき所得税の免除を受ける者が相手国居住者等である個人である場合には、当該給付、送金又は交付金等に係る租税条約の規定に基づき所得税の免除を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該給付、送金又は交付金等につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事項の詳細

四 当該給付、送金又は交付金等の支払者の氏名及び住所若しくは居所

五 当該給付、送金又は交付金等の種類、金額、支払方法及び支払期日

六 当該給付、送金又は交付金等の支払を受ける者が国税通則法第百十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

九 その者が在学する学校の発行する在学証明書

十 交付金等の支給者が発行するその者が交付金等の受領者であることを証明する書類

十一 留学生等は、前項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、その支払を受ける国内に一時に滞在して行つた人的役務の対価としての俸給、給料、賃金その他の報酬（租税条約の規定により同項に規定する給付、送金又は交付金等を含めないで計算すべきこととされている場合にあっては、当該給付、送金又は交付金等に該当するものを除く。）につき所得税法第百八十三条、第百九十九条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定の適用があつては、当該給付、送金又は交付金等に該当するものを除く。）につき所得税法第百八十三条、第百九十九条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定の適用があつては、当該報酬に係る源泉徵收義務者が一である場合に限り、当該報酬につきこれらの規定により徵収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとするとき（当該租税条約の規定が当該報酬につき一定の金額を超えないことをも要件としている場合にあつては、当該報酬に係る源泉徵收義務者が一である場合に限り）は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に前項第八号、第九号又は第十号に掲げる書類を添付して、これを、入国の日（その日が当該租税条約の効力発生の日前であるときは、当該効力発生の日）以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該報酬の支払を受ける者の氏名、国籍、年令、国内における住所又は居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、年令、国内における住所又は居所及び個人番号）入国の日、在留期間、在留資格及び入国前の住所並びにその者が在学する学校、訓練を受ける施設若しくは事業所又は研究を行う機関の名称及び所在地

二 当該報酬の支払を受ける者が相手国居住者等である個人である場合には、当該報酬に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該報酬につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該報酬の支払者の名称及び住所又は居所

五 当該報酬の支払を受ける者と当該報酬の支払者との雇用契約又は役務提供契約の内容

六 当該報酬の種類、金額、支払方法及び支払期日

七 当該報酬の支払を受ける者が国税通則法第百十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

八 その他参考となるべき事項

三 留学生等は、所得税法第百八十三条、第百九十九条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定の適用がある前項に規定する報酬を二以上の支払者から支払を受けたことにより同項に規定する租税条約の規定の適用を受けられなかつた場合において、当該報酬につ

き同法第百八十三条、第百九十九条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定により徵収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするときは、その徵収された所得税の額の還付を請求することができる。

前項の規定による所得税の還付の請求をしようとする者は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項並びにその還付を受けようとする所得税の額及びその計算に関する必要な事項を記載した還付請求書に第一項第八号、第九号又は第十号に掲げる書類を添付して、これを、当該所得税に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第二条第二項の規定は、第一項又は第二項に規定する届出書を提出した者について準用する。

留学生等は、所得税法第百八十三条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定の適用がある第一項に規定する給付、送金又は交付金等の支払を受けた場合において、同項に規定する租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該給付、送金又は交付金等につき同法第百八十三条、第二百四条第一項若しくは第二百十二条第一項若しくは第二項の規定により徵収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするとときは、その徵収された所得税の額の還付を請求することができる。

第四項の規定は、前項の規定により所得税の額の還付を請求する場合について準用する。この場合において、第四項中「第二項第一号から第八号まで」とあるのは「第一項各号」と、「第一項第八号」とあるのは「同項第八号」と読み替えるものとする。

留学生等は、所得税法第百八十三条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定の適用がある第二項に規定する報酬の支払を受けた場合において、同項

に規定する租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該報酬につき同法第百八十三条、第二百四条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第二項の規定により徵収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするとときは、(当該留学生等が当該報酬につき第二項の規定の適用を受けているときを除く。)は、その徵収された所得税の額の還付を請求することができる。

第四項の規定は、前項の規定により所得税の額の還付を請求する場合について準用する。

第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書又は第五項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書、第四項(第七項又は前項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらとの規定により提出する届出書又は第五項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書を有する場合)の規定により提出する届出書又は第五項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(その他の所得に係る所得税の免除を受ける者の届出)

第九条 相手国居住者等は、その支払を受ける所得税法第百六十一条第一項第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号若しくは第十六号に掲げる国内源泉所得(法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等に該当するものを除く。)につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徵収されるべき所得税について租税条約の規定に基づき免除を受けようとする場合には、当該国内源泉所得に係る源泉徴収義務者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

当該国内源泉所得の支払を受ける者の氏名、国籍及び住所若しくは居所(個人番号を有する者)

二 当該国内源泉所得に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 租税条約の規定に基づき当該国内源泉所得につき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四 当該国内源泉所得の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基準となつた契約の内容

五 当該国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六 当該国内源泉所得の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

七 その他参考となるべき事項

第二条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する届出書を提出した者について準用する。

相手国居住者等は、所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用がある第一項に規定する国内源泉所得の支払を受けた場合において、同項に規定する租税条約の規定の適用を受けなかつたことにより当該国内源泉所得につき同法第一項又は第二項の規定により徵収された所得税について、当該租税条約の規定に基づき免除を受けようとするとときは、その徵収された所得税の額の還付を請求することができる。

第五条第四項の規定は、前項の規定により所得税の額の還付を請求する場合について準用する。

第一項の規定若しくは第二項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書又は前項において準用する第五条第四項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定により提出する届出書又は第五項において準用する第二条第二項の規定により提出する届出書を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(申告納税に係る所得税又は法人税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等)

第九条の二 相手国居住者等は、その有する国内源泉所得(所得税法第百六十二条第一項に規定する国内源泉所得(同法第百六十二条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)又は法人税法第百三十九条第一項に規定する国内源泉所得(同法第百三十九条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。))をいう。以下第九条の五まで、第九条の十及び第九条の十一において同じ。)のうち、所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるもの(以下この条において「申告対象国内源泉所得」といいう。)に対する所得税又は法人税につき当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定(特典条項の適用があるものに限る。以下第九条の九までにおいて「特定規定」という。)に基づき軽減又は免除を受けようとすると場合には、その適用を受けようとすると年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。)又は第七条の十五第五項において準用する所得税法第百一十三条第一項(同法第百六十六条において準用する場合に限る。)の規定による申告書を含む。以下第九条の四までにおいて「所得税確定申告書」という。)又は事業年度(法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下第九条の四までにおいて同じ。)の法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの(以下第九条の四までにおいて「法人税中間申告書」という。)若しくは同法第二条第三十一号に規定する確定申告書(以下第九条の四までにおいて「法人税確定申告書」という。)に、第一号から第九号までに掲げる事項を記載した届出書(第十号及び第十一号に掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「適用届出書等」という。)を添付しなければならない。

当該相手国居住者等の氏名、国籍及び住所若しくは居所(個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号)又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地(法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号)

二 当該相手国居住者等の当該申告対象国内源泉所得(当該租税条約の特定規定に基づき所得税又は法人税の軽減又は免除を受けるものに限る。以下この項において「条約適用所得」とい

- う。)に係る当該租税条約の相手国等における納税地及び当該相手国居住者等が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号
- 三 特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細
- 四 当該条約適用所得につき当該租税条約の特定規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細
- 五 当該条約適用所得の種類
- 六 当該条約適用所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地(当該支払者が多数に上り、各支払者についてこれらの事項を記載することが困難な事情がある場合には、その事情及びこれららの事項に代わるべき事項の詳細)
- 七 当該相手国居住者等が国内において事業を行つている場合にはその事業の概要
- 八 当該相手国居住者等が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしていける場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
- 九 その他参考となるべき事項
- 十 当該相手国等の権限ある当局の当該相手国居住者等の居住者証明書(第一条の二第二項第十号に規定する居住者証明書をいう。以下第九条の四までにおいて同じ。)
- 十一 第三号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)
- 一二 第四号に規定する居住者証明書をいう。以下第九条の四までにおいて同じ。)
- 二 二号に規定する特典条項とは、非居住者又は外国法人の有する国内源泉所得に対する租税の軽減又は免除を定める租税条約の規定の適用に関する条件を定める次に掲げる当該租税条約の規定をいう。
- 三 一租税条約に基づく特典を受ける権利を有する者を一又は二以上の類型別に区分された基準を満たす相手国居住者等に制限する旨を定める当該租税条約の規定
- 四 二租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者が我が国及び当該相手国等以外の国又は地域により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者が我が国及び当該相手国等に、当該所得に対し当該租税条約の規定により認められる特典を与えない旨又は制限する旨を定める当該租税条約の規定(当該租税条約の権限ある当局が正当と認める場合に当該特典を与えることができる旨の定めに係る部分に限る。)
- 五 二相手国居住者等である個人で、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするもの(前項第二号に掲げる規定に係る者を除く。)が、その年(以下この項において「適用年」という。)の前年以前二年内のいずれかの年の年分の所得税につき適用届出書等(以下この項において「提出済適用届出書等」という。)の添付がある所得税確定申告書を提出して、かつ、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、第一項の規定にかかるわらず、適用年の年分の所得税につき適用届出書等の添付は省略することができる。ただし、当該適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。
- 六 三前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済適用届出書等の記載事項と異なる記載事項が第一項第十号又は第十一号に掲げる書類(以下この条において「特典条項関係書類」という。)による記載事項以外の記載事項であるときは、前項ただし書の規定により提出すべき適用届出書等に係る特典条項関係書類の添付を要しないものとする。
- 七 四前項ただし書の場合は、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものは、その適用を受けようとするもの(以下この項において「提出済適用届出書等」という。)の添付がある所得税確定申告書を提出して、かつ、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、第一項の規定にかかるわらず、適用年の年分の所得税につき適用届出書等の添付は省略することができる。ただし、当該適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。
- 八 五前項ただし書の場合は、第一項の規定にかかるわらず、適用事業年度の法人税につき適用届出書等(以下この項において「提出済適用届出書等」という。)の添付がある法人税中間申告書又は法人税確定申告書を提出している場合には、第一項の規定にかかるわらず、適用事業年度の法人税につき適用届出書等の添付は省略することができる。ただし、当該適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。
- 九 六当該条約適用所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地(当該支払者が多数に上り、各支払者についてこれらの事項を記載することが困難な事情がある場合には、その事情及びこれららの事項に代わるべき事項の詳細)
- 十 七当該相手国居住者等が国内において事業を行つている場合にはその事業の概要
- 十一 八当該相手国居住者等が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしていける場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
- 十二 九その他参考となるべき事項
- 十三 当該相手国等において租税を課することができないこととされるものに限る。)に該当することにより当該租税条約に基づく特典が与えられる旨を定める規定以外の規定
- 十四 一 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付すること目的として運営されるもの
- 十五 二 口銀行業、金融商品取引業又は保険業その他これらに類する業務を営むもの(当該相手国等の法令により規制されるものに限る。)
- 十六 三 宗教、慈善、教育、学術、芸芸その他公益を目的として活動するもの(当該相手国等の法令により当該相手国等において租税を課することができないこととされるものに限る。)

- 一 第二項第一号に掲げる規定のうち適格者(個人、租税条約の相手国等、当該相手国等の地方政府若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、当該相手国等の中央銀行、法人その他の団体(その主たる種類の株式又は持分が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、当該有価証券市場において通常取引されることその他これに類する基準を満たすものに限る。)又は個人以外の者(当該相手国等の法令に基づいて組織された者であつて次に掲げるものに限る。)に限り)に該当することにより当該租税条約に基づく特典が与えられる旨を定める規定以外の規定
- 二 第二項第二号に掲げる規定
- 三 第四項の規定は、前項に規定する法人が同項ただし書の規定により提出すべき適用届出書等に添付すべき特典条項関係書類の添付について準用する。
- 四 前項の規定により同項の特例届出書等を提出すべき個人(第二項第二号に掲げる規定に係る者に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするものは、その適用を受けようとするとする年分の所得税確定申告書を提出している場合を除き、同項第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書(特典条項関係書類の添付があるものに限る。次項において「特別届出書等」という。)を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 五 第二項の規定により同項の特例届出書等を提出すべき個人(第二項第二号に掲げる規定に係る者に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするものは、その適用を受けようとするとする年分の所得税確定申告書又は特例届出書等(以下この項において「提出済適用届出書等」という。)の添付がある所得税確定申告書又は特例届出書等(以下この項において「提出済特別届出書等」という。)を提出しているときは、前項の規定により提出すべき特例届出書等に係る特典条項関係書類の添付は省略することができる。ただし、当該特例届出書等の記載事項(特典条項関係書類に係る部分に限る。)が提出済適用届出書等又は提出済特別届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。
- 六 相手国居住者等である法人で、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするものは、その適用を受けようとするとする年分の法人税確定申告書を提出している場合を除き、同項第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書(特典条項関係書類の添付があるものに限る。次項において「特別届出書等」という。)を、その事業年度終了日の翌日から二月以内に、その者の法人税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 七 前項の規定により同項の特例届出書等を提出すべき法人(第五項各号に掲げる規定に係る者を除く。)は、その事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうちいづれかの事業年度の法人税につき適用届出書等(以下この項において「提出済適用届出書等」という。)の添付がある法人税中間申告書若しくは法人税確定申告書又は特例届出書等(以下この項において「提出済特別届出書等」という。)を提出しているときは、前項の規定により提出すべき特例届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。
- 八 第九条の三 外国法人は、その有する国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分であつて法人税法第百四十二条又は第一百四十二条の十の規

定の適用を受けるもの（以下この条において「申告対象株主等所得」という。）に対する法人税につき、当該租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする事業年度の法人税中間申告書又は法人税確定申告書に、第一号から第十号までに掲げる事項を記載した届出書（第十一号から第十四号までに掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「適用届出書等」という。）を添付しなければならない。

一 当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該外国法人が納税者番号

二 当該申告対象株主等所得が当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 当該外国法人の株主等である者の各人別に、その者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該申告対象株主等所得に係る国内源泉所得のうち、その者に係る国においてその法令に基づきその者の所得として取り扱われる部分であつて法人税法第四百四十二条又は第四百四十二条の十の規定の適用を受けるものの金額（その者に係る申告対象株主等所得の金額が含まれない場合には、当該金額。以下この号において同じ。）及び当該金額のうち当該租税条約の特定規定の適用を受けようとする金額

四 当該申告対象株主等所得（当該租税条約の特定規定に基づき法人税の軽減又は免除を受けるものに限る。以下この項において「条約適用株主等所得」という。）につき、当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の特定規定の適用に係るものに限る。）が当該租税条約の特典条項（前条第二項に規定する特典条項をいう。以下第九条の九までにおいて同じ。）の適用を受けることができるとする理由の詳細

五 当該条約適用株主等所得につき当該租税条約の特定規定に基づき租税の軽減又は免除を受けうることができる事情の詳細

六 当該条約適用株主等所得の種類

七 当該条約適用株主等所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（当該支払者が多数に上り、各支払者についてこれらの事項を記載することができる場合には、その事情及びこれらの事項に代わるべき事項の詳細）

八 当該外国法人が国内において事業を行つている場合にはその事業の概要

九 当該外国法人が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

十 その他参考となるべき事項

十一 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外國語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号及び第十四号において同じ。）

十二 第四号に規定する株主等である者が第一号の外国法人の株主等であることを明らかにする書類

十三 当該相手国等の権限ある当局の前号の株主等である者の居住者証明書

十四 第四号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類
2 外国法人で、その有する申告対象株主等所得に対する法人税につき前項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするもの（前条第五項各号に掲げる規定に係る者を除く。）が、その事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき適用届出書等（以下この項において「提出済適用届出書等」という。）の添付がある法人税中間申告書又は法人税確定申告書を提出している場合には、前項の規定にかかわらず、適用事業年度の法人税中間申告書又は法人税確定申告書に係る適用届出書等の添付は省略することができる。ただし、当該適用届出書等の記載事項が提出済適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済適用届出書等の記載事項と異なる記載事項が第一項第十一号から第十四号までに掲げる書類（以下この条において「特典条項関係書類」）と同一の条における「適用届出書等」という。）を添付しなければならない。

係書類」という。）に係る記載事項以外の記載事項であるときは、前項ただし書の規定により提出すべき適用届出書等に係る特典条項関係書類の添付を要しないものとする。

4 外国法人で、その有する申告対象株主等所得に対する法人税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするものは、その適用を受けようとする事業年度の法人税確定申告書を提出している場合を除き、同項第一号から第十号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書（特典条項関係書類の添付があるものに限る。次項において「特例届出書等」という。）を、その事業年度終了日の翌日から二月以内に、その者の法人税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前条第十項の規定は、前項の規定により提出すべき特例届出書等に係る特典条項関係書類の添付について準用する。

（相手国団体国内源泉所得に係る所得税又は法人税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等）

第九条の四 非居住者又は外国法人は、その有する国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国等の団体（以下この条において「相手国団体」という。）の所得として取り扱われるものであつて所得税法第六十五条又は法人税法第四百四十二条若しくは第四百四十二条の十の規定の適用を受けるもの（以下この条において「申告対象相手国団体所得」という。）に対する所得税又は法人税につき、当該租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の所得税確定申告書又は事業年度の法人税中間申告書若しくは法人税確定申告書に、第一号から第十号までに掲げる事項を記載した届出書（第十一号から第十四号までに掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「適用届出書等」という。）を添付しなければならない。

一 当該非居住者又は外国法人の氏名、国籍及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する者については、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）並びに当該非居住者又は外国法人が納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

二 当該申告対象相手国団体所得が当該租税条約の相手国等の法令に基づき当該非居住者又は外国法人に係る相手国団体の所得として取り扱われる場合には、その事情の詳細

三 当該相手国団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地並びに当該相手国団体に係る申告対象相手国団体所得に係る国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国団体の所得として取り扱われるものであつて所得税法第六十五条又は法人税法第四百四十二条若しくは第四百四十二条の十の規定の適用を受けるものの金額（当該相手国団体に係る申告対象相手国団体所得の金額が含まれない場合には、当該金額。以下この号において同じ。）及び当該金額につき当該租税条約の特定規定の適用を受けようとする旨

四 当該申告対象相手国団体所得（当該租税条約の特定規定に基づき所得税又は法人税の軽減又は免除を受けるものに限る。以下この項において「条約適用相手国団体所得」という。）につき、当該相手国団体が当該租税条約の特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細

五 当該条約適用相手国団体所得につき当該租税条約の特定規定に基づき租税の軽減又は免除を受けることができる事情の詳細

六 当該条約適用相手国団体所得の種類

七 当該条約適用相手国団体所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（当該支払者が多数に上り、各支払者についてこれらの事項を記載することができる場合には、その事情及びこれらの事項に代わるべき事項の詳細）

八 当該非居住者又は外国法人が国内において事業を行つてゐる場合には、その事業の概要
 九 当該非居住者又は外国法人が国税通則法第百十七条第二項の規定による納稅管理人の届出を受ける場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所又は居所
 十 その他参考となるべき事項

十一 第二号に規定する場合には、同号に掲げる事情の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。次号及び第十四号において同じ。）
 十二 当該条約適用相手国団体所得を有する非居住者又は外国法人が第四号の相手国団体の構成員であることを明らかにする書類

十三 当該相手国等の権限ある当局の前号の相手国団体の居住者證明書
 十四 第四号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類

2 非居住者で、その有する申告対象相手国団体所得に対する所得税につき前項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするもの（第九条の二第二項第二号に掲げる規定に係る者を除く。）が、その年（以下この項において「適用年」という。）の前年以前二年内のいずれかの年の年分の所得税につき適用届出書等（以下この項において「提出済適用届出書等」という。）の添付がある所得税確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、前項の規定にかかわらず、適用年の年分の所得税確定申告書に係る適用届出書等の添付は省略することができる。ただし、当該適用届出書等の記載事項が提出済適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済適用届出書等の記載事項と異なる記載事項が第一項十一号から第十四号までに掲げる書類（以下この条において「特典条項関係書類」という。）に係る記載事項であるときは、前項ただし書の規定により提出すべき適用届出書等の記載事項と異なる特典条項関係書類の添付を要しないものとする。

4 外国法人で、その有する申告対象相手国団体所得に対する法人税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするもの（第九条の二第五項各号に掲げる規定に係る者を除く。）が、その事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき適用届出書等（以下この項において「提出済適用届出書等」という。）の添付がある法人税中間申告書又は法人税用届出書等の記載事項が提出済適用届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

5 第三項の規定は、前項に規定する法人が同項ただし書の規定により提出すべき適用届出書等に添付すべき特典条項関係書類の添付について準用する。

6 非居住者で、その有する申告対象相手国団体所得に対する所得税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするものは、その適用を受けようとする年分の所得税確定申告書を提出している場合を除き、同項第一号から第十号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書（特典条項関係書類の添付があるものに限る。次項において「特例届出書等」という。）を、その年の翌年三月十五日までに、その者の所得税の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

7 第九条の二第八項の規定は、前項の規定により提出すべき特例届出書等に係る特典条項関係書類の添付について準用する。

8 外国法人で、その有する申告対象相手国団体所得に対する法人税につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとするものは、その適用を受けようとする事業年度の法人税確定申告書を提出している場合を除き、同項第一号から第十号までに掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書（特典条項関係書類の添付があるものに限る。次項において「特例届出書等」という。）を、その事業年度終了日の日の翌日から二月以内に、その者の法人税の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

9 第九条の二第十項の規定は、前項の規定により提出すべき特例届出書等に係る特典条項関係書類の添付について準用する。

（源泉徵収に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等）

第九条の五 相手国居住者は、その支払を受ける国内源泉所得につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徵收されなければならない。

四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徵收されなければならない所徴税について当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の特定規定に基づき所徴税について当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、第二条、第四条第一項から第五項まで、第五条、第六条及び第七条から第九条までの規定にかかわらず、当該国内源泉所得に係る源泉徵収義務者ごとに、これらの規定（第二条第十項の規定を除く。）に規定する届出書（これらの規定により添付すべき書類がある場合には当該書類の添付があるものに限る。以下この条において「条約届出書等」という。）に第九条の二第一項第三号及び第九号に掲げる事項を記載した書類（同項第十号及び第十一号に掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「特典条項関係書類等」という。）を添付した書類（以下この条において「特典条項関係届出書等」という。）を、当該租税条約の効力発生の日以後その支払を受ける都度、その支払を受ける日の前日まで（その支払を受ける国内源泉所得が無記名配当等（第二条第一項に規定する無記名配当等をいう。次項において同じ。）である場合にあつては、その支払を受ける時）に、当該源泉徵収義務者を経由して、当該源泉徵収義務者の納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

相手国居住者等で、その支払を受ける国内源泉所得（無記名配当等を除く。以下この項及び第五項において「対象国内源泉所得」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徵收されるべき所得税について前項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、当該対象国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前三年内（その者が第九条の二第五項各号に掲げる規定に係る者である場合には、一年内。以下第九条の九までにおいて同じ。）のいずれかの時ににおいて、その支払を受けた国内源泉所得（当該国内源泉所得に係る資産、契約その他その所得の基因となるものが当該対象国内源泉所得に係るものと同一であるものに限る。）につき当該国内源泉所得に係る源泉徵収義務者を経由して前項の所轄稅務署長に対し条約届出書等（特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この条において「提出済条約届出書等」という。）を提出している場合には、前項の規定にかかわらず、その支払を受ける対象国内源泉所得に係る特典条項約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済条約届出書等の記載事項と異なる記載事項が同項の特典条項関係書類等に係る記載事項以外の記載事項であるときは、同項ただし書の規定により提出すべき特典条項約届出書等に係る当該特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

4 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべきこととされる特典条項約届出書等（同条第一項に規定する相手国居住者等配当等につき提出すべきこととされるものに限る。）について準用する。

5 相手国居住者等で、その支払を受ける対象国内源泉所得（第二条第四項に規定する特定利子配当等（以下第九条の九までにおいて「特定利子配当等」という。）に該当するものに限る。以下この項において「特定国内源泉所得」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第四十一条又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項若しくは第四十一条の九第三項の規定により徵收されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定国内源泉所得につき当該特定国内源泉所得に係る源泉徵収義務者を経由して同項の所轄稅務署長に対し条約届出書等（特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この条において「提出済条約届出書等」という。）を提出している場合には、第一項又は第二項の規定にかかる「提出済条約届出書等」とい

国内源泉所得に係る特典条項条約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

6 第三項及び第二条第三項の規定は、前項に規定する相手国居住者等が同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等について準用する。

7 第一項の場合において、相手国居住者等が第二条第十項に規定する支払の取扱者から交付を受ける同項に規定する相手国居住者等上場株式等配当等（第九項において「相手国居住者等上場株式等配当等」という。）につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするときは、当該相手国居住者等は、特典条項条約届出書等に代えて、第二条第十項に規定する特例届出書に特典条項関係書類等を添付した書類（次項及び第九項において「特典条項特例届出書等」という。）を提出することができる。

8 前項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合には、第二項中「当該国内源泉所得に係る資産、契約その他その所得の基となるものが当該対象国内源泉所得に係るものと同一であるもの」とあるのは、「第二条第十項に規定する相手国居住者等上場株式等配当等」と、「条約届出書等（）」とあるのは、「第七項に規定する特例届出書（）」と、「提出済条約届出書等」とあるのは、「提出済特例届出書等」と、「係る特典条項条約届出書等」と、「提出済特例届出書等」とあるのは、「係る第七項に規定する特典条項特例届出書等」と、「当該特典条項条約届出書等」とあるのは、「当該特典条項特例届出書等」と、「提出済条約届出書等」と、「提出済特例届出書等」と、「特典条項条約届出書等」と、「提出済特例届出書等」とあるのは、「特典条項特例届出書等」とあるのは、「特典条項特例届出書等」とし、第四項から第六項までの規定は適用しない。

9 第二条第十三項から第十八項までの規定は、相手国居住者等上場株式等配当等の支払を受ける相手国居住者等が当該相手国居住者等上場株式等配当等につき第七項の規定により特典条項特例届出書等を提出した場合について準用する。この場合において、同条第十八項中「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは、「第九条の五第一項に規定する特典条項条約届出書等」と、「当該届出書」とあるのは、「当該特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは、「同項に規定する特典条項条約届出書等」と、「提出済条約届出書等」と読み替えるものとする。

10 第一条の二第一項に規定する免税相手国居住者等は、その支払を受ける同項に規定する対価（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき法第三条第二項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、第一条の二第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求書（同項第十一号及び第十二号に掲げる書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付して、これを、同項に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。

11 相手国居住者等は、その支払を受けた第二条第一項に規定する相手国居住者等上場株式等配当等（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同条第八項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第九項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求書（同項の規定により添付すべき書類がある場合には、当該書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付して、これを、同項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12 相手国居住者等は、その支払を受ける第三条の四第一項に規定する償還差益（法第三条の三第三項に規定するものに限る。）につき同条第八項の規定による所得税の還付を受けようとする場合に、第三条の四第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求書（同項又は同条第二項若しくは第三項の規定による書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付して、これを、同条第一項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

13 相手国居住者等である個人は、その支払を受けた第四条第七項に規定する対価、給与又は報酬（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第八項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求

求書に特典条項関係書類等を添付して、これを、同項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

14 該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

15 相手国居住者等は、その支払を受けた第四条第一項から第五項までに規定する対価、給与又は報酬（これらの規定に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同条第十項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第十一項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求書（同項の規定により添付すべき書類がある場合には、当該書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付して、これを、同項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

16 相手国居住者等である個人は、その支払を受けた第六条第一項に規定する保険年金（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同条第三項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第四項において準用する第五条第四項に規定する還付請求書に特典条項関係書類等を添付して、これを、第六条第四項において準用する第五条第四項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

17 相手国居住者等である個人又は居住者は、その支払を受けた第七条第一項に規定する報酬（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同条第三項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第四項において準用する第五条第四項に規定する還付請求書に特典条項関係書類等を添付して、これを、第七条第四項において準用する第五条第四項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

18 第八条第一項に規定する還付請求書（同項に規定する書類の添付があるものに限る。）には、その支払を受けた同条第二項に規定する報酬（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同条第三項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第四項に規定する給付（送金又は交付金等（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同条第六項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第七項において準用する同条第四項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

19 留学生等は、その支払を受けた第八条第一項に規定する給付（送金又は交付金等（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同条第六項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第七項において準用する同条第四項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

20 留学生等は、その支払を受けた第八条第二項に規定する報酬（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同条第八項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第九項において準用する同条第四項の規定にかかるわらず、同条第七項において準用する同条第四項に規定する還付請求書（同条第七項において準用する同条第四項に規定する書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付して、これを、同条第七項において準用する同条第四項に規定する書類の添付があるものに限る。）につき同条第八項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

21 相手国居住者等は、その支払を受けた第九条第一項に規定する国内源泉所得（同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同条第三項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同項に規定する同条第四項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

請求をしようとする場合には、同条第四項において準用する第五条第四項の規定にかかるわらず、第九条第四項において準用する第五条第四項に規定する還付請求書に特典条項関係書類等を添付を要して、これを、第九条第四項において準用する第五条第四項に規定する源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一 第一項の規定により提出する特典条項条約届出書等又は第十一項から前項までの規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者これら特典条項条約届出書等又は還付請求書

二 第七項の規定により提出する特典条項特例届出書等又は第九項において準用する第二条第十項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者 当該特典条項特例届出書等又は当該書面

(株主等配当等に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等)

第九条の六 外国法人は、その支払を受ける第二条の二第一項に規定する株主等配当等(以下この条において「株主等配当等」という。)につき所得税法第二百二十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について当該株主等配当等に係る株主等である者に係る相手国等との間の租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、第二条の二の規定にかかるわらず、当該株主等配当等に係る源泉徴収義務者ごとに、同条第一項又は第二項に規定する届出書(これらの規定又は同条第四項から第六項までの規定による書類の添付があるものに限る。次項及び第五項において「条約届出書等」という。)に第一号及び第二号に掲げる事項を記載した書類(第三号に掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「特典条項関係書類等」という。)を添付した書類(以下第七項において「特典条項条約届出書等」という。)を、当該租税条約の効力発生の日以後その支払を受ける都度、その支払を受ける日の前日まで(その支払を受ける株主等配当等(第二条の二第一項に規定する無記名株主等配当等をいう。次項において同じ。)である場合にあつては、その支払を受ける時)に、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の特定規定の適用に係るものに限る。)が当該租税条約の特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細

二 その他参考となるべき事項

三 第一号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類(当該書類が外国語で作成されている場合に、その翻訳文を含む。)

2 外国法人で、その支払を受ける株主等配当等(無記名株主等配当等を除く。以下この項及び第五項において「対象株主等配当等」という。)につき所得税法第二百二十二条第一項若しくは第二条の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徴収されるべき所得税について前項に規定する租税条約の二第二項若しくは第三項の規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、当該対象株主等配当等の特典規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、当該対象株主等配当等の支払を受けた株主等配当等(当該株主等配当等に係る資産、契約その他その他の原因となるものが当該対象株主等配当等に係るものと同一であるものに限る。)につき当該株主等配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に対し条約届出書等(特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という。)を提出している場合には、前項の規定にかかるわらず、その支払を受ける対象株主等配当等に係る特典条項条約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、同項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済条約届出書等の記載事項以外の記載事項であるときは、同項ただし書の記載事項が同項の特典条項関係書類等に係る記載事項と異なるときは、同項ただし書

し書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等に係る当該特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

4 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべきこととされる特典条項条約届出書等について準用する。

5 外国法人で、その支払を受ける対象株主等配当等(特定利子配当等に該当するものに限る。以下この項において「特定株主等配当等」という。)につき所得税法第二百二十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項若しくは第四十一条の九第三項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定株主等配当等につき当該特定株主等配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に対し条約届出書等(特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という。)を提出している場合には、第一項又は第二項の規定にかかるわらず、その支払を受けた特定株主等配当等につき当該特定株主等配当等に係る特典条項条約届出書等の記載事項が提出届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

6 第三条及び第二条第三項の規定は、前項に規定する外国法人が同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等について準用する。

7 第一項の場合において、外国法人が第二条の二第九項に規定する支払の取扱者から交付を受けた同項に規定する株主等上場株式等配当等(第九項において「株主等上場株式等配当等」という。)につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするときは、当該外国法人は、特典条項条約届出書等に代えて、第二条の二第九項に規定する特例届出書(同項の規定による書類の添付があるものに限る。)に特典条項関係書類等を添付した書類(次項及び第九項において「特典条項特例届出書等」という。)を提出することができる。

8 前項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合には、第二項中「当該株主等配当等に係る資産、契約その他その他の原因となるものが当該対象株主等配当等に係るものと同一であるもの」とあるのは「第二条の二第九項に規定する株主等上場株式等配当等」と、「同項」とあるのは「前項」と、「条約届出書等」とあるのは「第七項に規定する特例届出書」と、「提出済条約届出書等」とあるのは「提出済特例届出書等」と、「係る特典条項条約届出書等」とあるのは「係る第七項に規定する特典条項特例届出書等」と、「当該特典条項条約届出書等」とあるのは「当該特典条項特例届出書等」と、「提出済条約届出書等」とあるのは「提出済特例届出書等」と、「特典条項条約届出書等」とあるのは「特典条項特例届出書等」とし、第四項から第六項までの規定は適用しない。

9 第二条の二第十二項から第十七項までの規定は、株主等上場株式等配当等の支払を受ける外国法人が当該株主等上場株式等配当等につき第七項の規定により特典条項特例届出書等を提出した場合について準用する。この場合において、同条第十七項中「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは「第九条の六第一項に規定する特典条項条約届出書等」と、「当該届出書」とあるのは「当該特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは「同項に規定する特典条項条約届出書等」と読み替えるものとする。

10 同項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。)につき同条第二項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、第一条の二第二項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求書(同項第十二号から第十六号までに掲げる書類の添付があるものに限る。)に特典条項関係書類等を添付して、これを、同項に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。

11 外国法人は、その支払を受けた株主等配当等(第二条の二第一項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。)につき同条第七項の規定による所得税の還付の請求をしようとする場合には、同条第八項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求書(同項の規定による書類の添付があるものに限る。)に特典条項関係書類等を添付して、これを、同項に規定する源泉

徵収義務者を経由して、当該源泉徵収義務者の納税地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

12 外国法人は、その支払を受ける第三条の四第四項に規定する株主等償還差益（当該株主等償還差益に対する所得税の軽減又は免除を定める法第三条の三第二項による所得税の還付を受けようとする場合には、第三条の四第四項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求書（同項又は同定規定であるものに限る。）につき法第三条の三第二項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、第三条の四第四項の規定による所得税の還付を受ける）に特典条項関係書類等を添付して、これを、同条第四項に規定する源泉徵収義務者を経由して、当該源泉徵収義務者の納税地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

13 外国法人は、その支払を受ける第四条第十一項に規定する株主等対価（以下この条において「株主等対価」という。）につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定により徵収されるべき所得税について当該株主等対価に係る株主等である者に係る相手国等との間の租税条約の特定規定に基づき免除を受けようとする場合（当該租税条約の特定規定が当該株主等対価につき一定の金額を超えないことを要件としている場合を除く。）には、第四条第十二項の規定にかかるわらず、当該株主等対価に係る源泉徵収義務者ごとに、同項又は同条第十三項に規定する届出書（これらの規定による書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付した書類（次項において「特典条項条約届出書等」という。）を、当該租税条約の効力発生の日以後その支払を受ける都度、その支払を受ける日の前日までに、当該源泉徵収義務者を経由して、当該源泉徵収義務者の納税地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

14 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により提出すこととされる特典条項条約届出書等について準用する。

15 外国法人は、株主等対価（第四条第十四項に規定する租税条約の規定が特定規定であるものに限る。）につき同項の規定による所得税の還付を請求しようとする場合には、同条第十五項の規定にかかるわらず、同項に規定する還付請求書（同項の規定による書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付して、これを、同項に規定する源泉徵収義務者を経由して、当該源泉徵収義務者の納税地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

16 次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一 第一項の規定により提出する特典条項条約届出書等、第十一項若しくは第十二項の規定により提出する還付請求書、第十三項の規定により提出する特典条項条約届出書等又は前項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徵収義務者これらに係る特典条項の規定により提出する特典条項条約届出書等又は第十九項において準用する第二条の二第二項若しくは第二条の二第二項に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等）

二 第七項の規定により提出する特典条項特例届出書等又は第九項において準用する第二条の二第二項若しくは第二条の二第二項に係る所得税につき特典条項特例届出書等又は当該書面（相手国团体配当等に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等）

三 第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者 当該特典条項特例届出書等又は当該書面（以下この条において「相手国团体配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二条の二第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第二条の二第二項若しくは第三項の規定により徵収されるべき所得税について当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものに限る。以下この条において「相手国团体配当等」と同じに、同条第一項又は第二条の二第二項に規定する届出書（これらの規定又は同条第四項から第六項までの規定により添付すべき書類の添付があるものに限る。以下この条において「条約届出書等」という。）に第号及び第二号に掲げる事項を記載した書類（第三号に掲げる書類の添付があるものに限る。以下この条において「特典条項関係書類等」という。）を添付した書類（以下この条において「特典条項条約届出書等」という。）を、当該租税条約の効力発生の日以後その支払を

受ける都度、その支払を受ける日の前日まで（その支払を受ける相手国团体配当等が無記名相手国团体配当等（第二条の三第一項に規定する無記名相手国团体配当等をいう。次項において同じ。）である場合にあつては、その支払を受ける時）に、当該源泉徵収義務者を経由して、当該源泉徵収義務者の納税地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

一 当該相手国团体配当等につき、当該相手国团体配当等に係る第二条の三第一項第二号に規定する相手国团体が当該租税条約の特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細

二 その他参考となるべき事項

三 第一号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合に是、その翻訳文を含む。）

2 非居住者又は外国法人で、その支払を受ける相手国团体配当等（無記名相手国团体配当等を除く。以下この項及び第五項において「対象相手国团体配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徵収されるべき所得税について前項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、当該対象相手国团体配当等の支払を受ける日の前日以前三年内のいずれかの時において、その支払を受けた相手国团体配当等（当該相手国团体配当等に係る資産、契約その他その所得の基因となるものが当該対象相手国团体配当等に係るものと同一であるものに限る。）につき当該相手国团体配当等に係る源泉徵収義務者を経由して前項の所轄稅務署長に對し条約届出書等（特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という。）を提出している場合には、前項の規定にかかるわらず、その支払を受ける対象相手国团体配当等に係る特典条項条約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りで前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済条約届出書等の記載事項と異なる記載事項が同項の特典条項関係書類等に係る記載事項以外の記載事項であるときは、同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等に係る当該特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

3 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すこととされる特典条項条約届出書等について準用する。

4 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すこととされる特典条項条約届出書等について準用する。

5 非居住者又は外国法人で、その支払を受ける対象相手国团体配当等（特定利子配当等に該当するものに限る。以下この項において「特定相手国团体配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項若しくは第四十二条の九第三項の規定により徵収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定相手国团体配当等につき当該特定相手国团体配当等に係る源泉徵収義務者を経由して同項の所轄稅務署長に對し条約届出書等（特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という。）を提出している場合には、第一項又は第二項の規定にかかるわらず、その支払を受ける特定相手国团体配当等に係る特典条項条約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでないものとする。

6 第三項及び第二条第三項の規定は、前項の非居住者又は外国法人が同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等について準用する。

7 第二条の三第七項の規定は、相手国团体配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人が当該相手国团体配当等につき第一項の規定に基づき提出する特典条項条約届出書等について準用する。

8 第一項の場合において、非居住者又は外国法人が第二条の三第八項に規定する支払の取扱者から交付を受ける同項に規定する相手国团体上場株式等配当等（第十項において「相手国团体上場株式等配当等」という。）につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徵収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとする

るときは、当該非居住者又は外国法人は、特典条項条約届出書等に代えて、第二条の三第八項に規定する特例届出書（同項の規定により添付すべき書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付した書類（次項及び第十項において「特典条項特例届出書等」という。）を提出することができる。

前項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合には、第二項中「当該相手国団体配当等に係る資産、契約その他の所得の基因となるものが当該対象相手国団体配当等に係るものと同一であるもの」とあるのは、「第二条の三第八項に規定する相手国団体上場株式等配当等」と、「特例届出書等」とあるのは、「第八項に規定する特例届出書」（）と、「提出済条約届出書等」とあるのは、「提出済特例届出書等」と、「係る特典条項条約届出書等」とあるのは、「係る第八項に規定する特典条項特例届出書等」とあるのは、「当該特典条項条約届出書等」とあるのは、「提出済条約届出書等」と、「特典条項条約届出書等」とあるのは、「特典条項特例届出書等」とし、第四項から第七項までの規定は適用しない。

第二条の三第十一項の規定は相手国団体上場株式等配当等の支払を受けた非居住者又は外国法人が当該相手国団体上場株式等配当等につき第八項の規定に基づき特典条項特例届出書等を提出する場合について、同条第十二項から第十七項までの規定は相手国団体上場株式等配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人が当該相手国団体上場株式等配当等につき第八項の規定により特典条項特例届出書等を提出した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは、「第九条の七第一項に規定する特典条項条約届出書等」と、「当該届出書」とあるのは、「当該特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは、「同項に規定する特典条項条約届出書等」と読み替えるものとする。

次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその一第一項の規定により提出する特典条項条約届出書等を受理した同項に規定する源泉徴収義務者 当該特典条項特例届出書等又は当該書面

（第三回国团体配当等に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等）

二 第八項の規定により提出する特典条項特例届出書等又は前項において準用する第一条の三第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者 当該特典条項特例届出書等又は当該書面

（第三回国团体配当等に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等）

第九条の八 非居住者又は外国法人は、その支払を受ける第二条の四第一項に規定する第三回国团体配当等（以下この条において「第三回国团体配当等」という。）につき所得税法第二百二十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項若しくは第四十一条の九第三項若しくは第二項若しくは第三項の規定により微収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定第三回国团体配当等につき当該第三回国团体配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に對し条約届出書等（特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という。）を提出している場合には、第一項又は第二項の規定にかかるらず、その支払を受ける特定第三回国团体配当等に係る特典条項条約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

六 第三項及び第二条第三項の規定は、前項の非居住者又は外国法人が同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等について準用する。

七 第二条の四第七項の規定は、第三回国团体配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人が当該第三回国团体配当等につき第一項の規定に基づき提出する特典条項条約届出書等について準用する。

八 第二条の四第一項に規定する第三回国团体上場株式等配当等（第十項において「第三回国团体上場株式等配当等」という。）につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により微収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするときは、当該非居住者又は外国法人は、特典条項条約届出書等に代えて、第二条の四第八項に規定する特典条項の規定により添付すべき書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付した書類（次項及び第十項において「特典条項特例届出書等」という。）を提出することができる。

一 当該第三回国团体配当等に係る第二条の四第一項第一号に規定する第三回国团体配当等に係る資産 契約その他その所得の基因となるものが当該対象第三回国团体配当等に係るものと同一であるもの」とあるのは、「第二条の四第八項に規定する第三回国团体上場株式等配当等」と、

二 その他参考となるべき事項

9 前項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合には、第二項中「当該第三回国团体配当等に係る資産 契約その他その所得の基因となるものが当該対象第三回国团体配当等に係るものと同一であるもの」とあるのは、「第二条の四第八項に規定する第三回国团体上場株式等配当等」と、

三 第一号に掲げる理由の詳細を明らかにする書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

2 非居住者又は外国法人で、その支払を受ける第三回国团体配当等（無記名第三回国团体配当等を除く。以下この項及び第五項において「対象第三回国团体配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により微収されるべき所得税について前項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、当該対象第三回国团体配当等の支払を受ける日の前日以前三年内のいずれかの時において、その支払を受けた第三回国团体配当等（当該第三回国团体配当等に係る資産、契約その他その所得の基因となるものが当該対象第三回国团体配当等に係るものと同一であるものに限る。）につき当該第三回国团体配当等に係る源泉徴収義務者を経由して前項の所轄税務署長に對し条約届出書等（特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。）を提出してい場合には、前項の規定にかかるらず、その支払を受ける対象第三回国团体配当等に係る特典条項条約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する提出済条約届出書等の記載事項と異なる記載事項が同項の特典条項関係書類等に係る記載事項以外の記載事項であるときは、同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等に係る当該特典条項関係書類等の添付を要しないものとする。

4 第二条第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべきこととされる特典条項条約届出書等について準用する。

5 非居住者又は外国法人で、その支払を受ける対象第三回国团体配当等（特定利子配当等に該当するものに限る。以下この項において「特定第三回国团体配当等」という。）につき所得税法第二百十二条第一項若しくは第二項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項若しくは第四十二条の九第三項の規定により微収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定第三回国团体配当等につき当該特定第三回国团体配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に對し条約届出書等（特典条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という。）を提出している場合には、第一項又は第二項の規定にかかるらず、その支払を受ける特定第三回国团体配当等に係る特典条項条約届出書等の提出は省略することができる。ただし、当該特典条項条約届出書等の記載事項が提出済条約届出書等の記載事項と異なるときは、この限りでない。

6 第三項及び第二条第三項の規定は、前項の非居住者又は外国法人が同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等について準用する。

7 第二条の四第七項の規定は、第三回国团体配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人が当該第三回国团体配当等につき第一項の規定に基づき提出する特典条項条約届出書等について準用する。

8 第二条の四第一項に規定する第三回国团体上場株式等配当等（第十項において「第三回国团体上場株式等配当等」という。）につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により微収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするときは、当該非居住者又は外国法人は、特典条項条約届出書等に代えて、第二条の四第八項に規定する特典条項の規定により添付すべき書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付した書類（次項及び第十項において「特典条項特例届出書等」という。）を提出することができる。

「条約届出書等」ことあるのは、「第八項に規定する特例届出書」と、「提出済条約届出書等」とあるのは、「提出済特例届出書等」と、「係る特典条項条約届出書等」とあるのは、「係る第八項に規定する特典条項条約届出書等」と、「当該特典条項条約届出書等」とあるのは、「当該第三国团体上場株式等配当等につき第八項の規定に基づき特典条項特例届出書等を提出する場合について、同条第十二項から第十七項までの規定人が当該第三国团体上場株式等配当等につき第八項の規定に基づき特典条項特例届出書等を提出する場合について、同条第十二項から第十七項までの規定は第三国团体上場株式等配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人が当該第三国团体上場株式等配当等につき第八項の規定により特典条項特例届出書等を提出した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中、「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは、「第九条の八第一項に規定する特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは、「当該特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは、「当該届出書」とあるのは、「当該特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する特典条項条約届出書等」と読み替えるものとする。

11 次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合は、当該各号に定める書類にその

第一項の規定により提出する特典条項条約届出書等を受理した同項に規定する源泉徴収義務者又は法人番号又は法人番号を付記するものとする。
12 第八項の規定により提出する特典条項特例届出書等又は前項において準用する第一条の四第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者当該特典条項特例届出書等又は当該書面(特定配当等に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等)

第九条の九 居住者又は内国法人は、その支払を受ける第二条の五第一項に規定する特定配当等(以下この条において「特定配当等」という)につき所得税法第一百八十二条、第二百四十四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の二第一項、第四十二条の十二の二第二項若しくは第二百七条、第二百九条の二、第二百十条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第三項の規定により徵收されるべき所得税について租税条約の特定規定に基づき輕減又は免除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定対象配当等につき当該特定対象配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に対し条約届出書等(特定条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という)を提出している場合には、第一項又は第二項の規定にかかる限りでない。

13 第九条の三において「特定配当等」という)につき所得税法第一百八十二条、第二百四十四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徵收されるべき所得税について租税条約の特定規定に基づき輕減又は免除を受けようとするものは、当該特定配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に提出しなければならない。

14 一 当該特定配当等につき第一項の規定により徵收されるべき所得税について租税条約の特定規定に基づき輕減又は免除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定対象配当等につき当該特定対象配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に対し条約届出書等(特定条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という)を提出している場合には、第一項又は第二項の規定にかかる限りでない。

2 第二項第三項の規定は、第二項ただし書の規定により提出すべきこととされる特典条項条約届出書等について準用する。

3 居住者又は内国法人で、その支払を受ける対象特定配当等(特定利子配当等に該当するものに限る。以下この項において「特定対象配当等」という)につき所得税法第一百八十二条、第二百四十四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項若しくは第四十二条の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の二第一項、第四十二条の十二の二第二項若しくは第二百七条、第二百九条の二、第二百十条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第三項及び第二条の五第一項の規定は、前項の居住者又は内国法人が同項ただし書の規定により提出すべき特典条項条約届出書等について準用する。

4 第二条の五第七項及び第八項の規定は、特定配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定配当等につき第一項の規定に基づき提出する特典条項条約届出書等について準用する。

5 居住者又は内国法人で、その支払を受ける対象特定配当等(特定利子配当等に該当するものに限る。以下この項において「特定対象配当等」という)につき所得税法第一百八十二条、第二百四十四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第九条の三の二第一項若しくは第四十二条の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の二第一項、第四十二条の十二の二第二項若しくは第二百七条、第二百九条の二、第二百十条若しくは第二百十二条第三項又は租税特別措置法第三項及び第二条の五第一項の規定に基づき輕減又は免除を受けようとするものが、既に支払を受けた特定対象配当等につき当該特定対象配当等に係る源泉徴収義務者を経由して同項の所轄税務署長に対し条約届出書等(特定条項関係書類等の添付があるものに限る。以下この項において「提出済条約届出書等」という)を提出している場合には、第一項又は第二項の規定にかかる限りでない。

6 第二条の五第七項及び第八項の規定は、特定配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定配当等につき第一項の規定に基づき提出する特典条項条約届出書等について準用する。

7 第二条の五第七項及び第八項の規定は、特定配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定配当等につき第一項の規定に基づき輕減又は免除を受けようとするときは、当該居住者又は内国法人は、特典条項条約届出書等に代えて、第二条の五第九項に規定する特例届出書等(特定条項関係書類等の添付があるものに限る。)に特典条項関係書類等を添付した書類(次項及び第十項において「特典条項特例届出書等」という)を提出することができる。

8 第二条の五第七項及び第八項の規定は、特定配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定配当等につき第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき輕減又は免除を受けようとするときは、当該居住者又は内国法人は、特典条項条約届出書等に代えて、第二条の五第九項に規定する特例届出書等(特定条項関係書類等の添付があるものに限る。)に特典条項関係書類等を添付した書類(次項及び第十項において「特典条項特例届出書等」という)を提出することができる。

9 前項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合には、第二項中「当該特定配当等に係る資産、契約その他その所得の基因となるものが当該対象特定配当等に係るものと同一であるもの」とあるのは、「第二条の五第九項に規定する特定上場株式等配当等」と、「条約届出書等」とあるのは、「第八項に規定する特例届出書〔〕と、「提出済条約届出書等」とあるのは、「提出済特例届出書等」と、「係る特典条項条約届出書等」とあるのは、「係る第八項に規定する特典条項条約届出書等」とあるのは、「提出済条約届出書等」と、「当該特典条項条約届出書等」とあるのは、「当該特典条項特例届出書等」と、「特典条項条約届出書等」とあるのは、「特典条項特例届出書等」と、「第四項から第七項までの規定は適用しない。

10 第二条の五第十二項の規定は特定上場株式等配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定上場株式等配当等につき第八項の規定に基づき特典条項特例届出書等を提出する場合について、同条第十三項から第十八項までの規定は特定上場株式等配当等の支払を受ける居住者又は内

国法人が当該特定上場株式等配当等につき第八項の規定により特典条項特例届出書等を提出した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十八項中「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは「第九条の九第一項に規定する特典条項条約届出書等」と、「当該届出書」とあるのは「当該特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは「同項に規定する特典条項条約届出書等」と読み替えるものとする。

次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第一項の規定により提出する特典条項条約届出書等を受理した同項に規定する支払の取扱者 当該特典条項特例届出書等又は当該届出書

(居住者証明書の提出の特例)

第九条の十 非居住者若しくは外国法人又は居住者若しくは内国法人(以下この項及び次項において「非居住者等」という。)がその支払を受ける国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けるため、第二条第一項及び第二項(同条第六項又は第七項の規定の適用を受ける場合に限る)並びに同条第十五項(同条第十六項の規定の適用を受ける場合に限り、第九条の五第九項において準用する場合を含む)、第二条の二第一項、第二項前段(同条第十一項において準用する場合を含む)及び第九項、第二条の三第一項、第二項前段(同条第十項において準用する場合を含む)及び第八項、第二条の四第一項、第二項前段(同条第十項において準用する場合を含む)及び第八項、第二条の五第一項、第二項前段(同条第十一項において準用する場合を含む)及び第九項、第三条の四第一項(同条第三項の規定の適用を受ける場合に限り、第九条の五第九項において準用する場合を含む)及び第九項、第三条の三第一項(同条第十二項の規定により届出書を提出すべき場合を除く)並びに第九条の五第一項(同条第七項の規定の適用を受ける場合を含む)、第十二項、第十三項及び第十八項の規定に基づいてこれららの規定に規定する源泉徴収義務者又は支払の取扱者(以下この条において「源泉徴収義務者」という。)を経由して、これらの規定に規定する所轄税務署長に対し提出する場合において、当該非居住者等が居住者証明書を当該源泉徴収義務者に提示をして、当該届出書、書面又は還付請求書に記載された氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地について確認を受けたとき(当該届出書、書面又は還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限る)は、これらの規定にかかわらず、当該届出書、書面又は還付請求書への当該居住者証明書の添付は省略することができる。

前項に規定する源泉徴収義務者は、同項の規定の適用を受けようとする非居住者等から居住者証明書の提示を受けた場合には、当該居住者証明書の写しを作成し、これを国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地においてその提示を受けた日から五年間保存しなければならない。

3

前二項に規定する居住者証明書とは、第二条第六項、第七項及び第十六項、第二条の二第一項第十一号及び第九項第十号、第二条の三第一項第十一号及び第八項第十号、第二条の四第一項第十一号及び第八項第十号、第二条の五第一項第十号及び第九項第九号、第三条の四第三項及び第四項第十三号並びに第四条第十二項第十一号に規定する居住者証明書(同条第十五項の規定により同項に規定する還付請求書に添付することとされている同号に掲げる書類並びに第九条の五第一項、第七項、第十二項、第十三項及び第十八項の規定により同条第一項に規定する特典条項関係書類等として同項、同条第七項、第十二項、第十三項又は第十八項に規定する条約届出書等、特例届出書又は還付請求書に添付することとされている第九条の二第一項第十号に掲げる書類を含む)で、第一項に規定する提示の日前一年以内に作成されたものをいう。

第九条の十一 相手国居住者等が租税条約(以下この条において「現行租税条約」という。)の規定によりその有する国内源泉所得に対する所得税につき現行租税条約以外の当該現行租税条約の規定による申告書による申告書が提出されたものとみなされることがあるものに限る。以下この条において「旧租税条約」という。)の規定を適用することができることとされている場合において、その支払を受ける国内源泉所得に対する所得税につき旧租税条約の規定により軽減又は免除を受けようとするときにおける第二条、第四条から第六条まで及び第七条から第九条までの規定の適用については、第二条第一項中の「租税条約の規定」とあるのは「の租税条約(以下「旧租税条約」という。)の規定」と、「当該租税条約の効力発生の日」とあるのは「旧租税条約の相手国等との間の他の租税条約(当該租税条約の効力発生の日が当該旧租税条約の効力発生の日後であるものに限る。以下「現行租税条約」という。)の効力発生の日」と、「同項第三号及び第五号中「租税条約」とあるのは「旧租税条約」と、第四条第一項から第五項までの規定中「租税条約の規定」とあるのは「旧租税条約の規定」と、「当該租税条約の効力発生の日」とあるのは「現行租税条約の効力発生の日」と、同条第六項中「租税条約の規定」とあるのは「旧租税条約の規定」と、「第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第九条第一項の規定中「租税条約の規定」とあるのは「旧租税条約の規定」と、「当該租税条約の効力発生の日」とあるのは「現行租税条約の効力発生の日」とする。

第十条 居住者又は内国法人が所得税法第九十五条、法人税法第六十九条又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の三、第五十三条第三十九項、第三百十四年の八若しくは第三百二十二条の八第三十八項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による外国税額の控除を受けようとする場合において、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額、法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額、地方税法第三十七条の三若しくは第三百二十四年の八に規定する外国の所得税等の額又は同法第五十三条第三十八項若しくは第三百二十二条の八第三十八項に規定する外国の法人税等の額のうちにみなし外国税額があるときは、次に掲げる書類には、控除を受けるべきみなし外国税額の計算の明細を記載した書類及び当該みなし外国税額を証明する書類を含むものとする。

一 所得税法第九十五条第十項又は第十一項の規定により同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書、同項第三十九号に規定する修正申告書又は同項第四十号の二に規定する更正請求書に添付すべき書類

二 法人税法第六十九条第二十五項から第二十七項まで又は第三十一項の規定により同法第二十五回に規定する申告書等(同法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものと含む。)に添付すべき書類

三 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条の十九第九項又は第四十八条の二第二十項の規定により地方税法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一項の規定による申告書に添付すべき書類

四 地方税法施行令第九条の七第二十九項又は第四十八条の十三第三十項(同令第五十七条の二において準用する場合を含む。)の規定により地方税法第五十三条第一項、第三十四項若しくは第三十五項若しくは第三百二十二条の八第一項、第三十四項若しくは第三十五項(これらの規定を同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申告書又は同法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に添付すべき書類

(住民税の免除を受ける者の届出)

第十一条 租税条約が住民税(道府県民税、都民税、市町村民税及び特別区民税をいう。以下この条において同じ。)についても適用がある場合には、住民税の所得割の納稅義務者(当該租税条約の適用を受けることにより住民税の所得割の納稅義務がなくなる者を含み、地方税法第四十五条の三第一項又は第三百七十七条の三第一項の規定により同法第四十五条の二第一項又は第三百七十七条の二第一項の規定による申告書が提出されたものとみなされる者を除く。)は、当該年度の初日の属する年の前年において、当該租税条約の規定に基づき住民税が免除されることとなる所得(第七条又は第八条の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該所得につき住民税の免除を受けようとするときは、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに当該

所得が第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、それぞれ第七条第一項各号、第八条第一項第一号から第七号まで又は同条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該年の一月一日現在における住所所在地の市町村長（特別区長を含む。）に提出しなければならない。この場合において、当該届出書を提出する者が同条第一項に規定する学生、事業、職業若しくは技術の修習者又は交付金等の受領者であるときは、当該届出書にそれぞれ同項第八号、第九号又は第十号に掲げる書類を添付しなければならない。

（租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続）

第十二条 居住者若しくは内国法人で第一条の二第二項第十四号に規定する相手国等における居住者（以下この項及び第三項第二号において「相手国等における居住者」という。）でないもの又は非居住者若しくは外国法人で相手国等における居住者であるものは、租税条約のいずれかの締約国又は締約者の租税につき当該租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けたに至ると認めの場合において、その課税を受けたこと又は受けたに至ることを明らかにするため当該租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申立書を国税庁長官に提出しなければならない。

一 申立書を提出する者の氏名、住所若しくは居所及び個人番号（個人番号を有しない個人については、氏名及び住所又は居所）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。第三項第一号において同じ。）にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配され、かつ、支配される者（非居住者又は外国法人で相手国等における居住者であるものに限る。以下この号及び第五号において同じ。）の当該租税条約の相手国等における納税地及び当該申立書を提出する者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号三 当該租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けたに至る事実及びその理由四 当該租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けたに至る年、事業年度又は年度五 申立書を提出する者が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしていいる場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所六 その他参考となるべき事項

2 前項の申立書には、同項の租税条約の規定に適合しない課税を受けたこと又は受けたに至ることを証明するために必要な書類を添付しなければならない。

3 租税条約の規定に適合しない課税を受けたことにつき当該租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした者は、当該申立てに係る当該租税条約に規定する協議の対象となる事項のうち財務大臣と当該租税条約の相手国等の権限ある当局との間で当該租税条約に規定する期間を経過しても当該租税条約に基づく合意に至らないものがある場合において、当該合意に至らないものにつき当該租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する仲裁を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した要請書を国税庁長官に提出しなければならない。

一 要請書を提出する者の氏名、住所若しくは居所及び個人番号（個人番号を有しない個人については、氏名及び住所又は居所）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地）

二 要請書を提出する者（非居住者又は外国法人で相手国等における居住者であるものに限る。以下この号及び第六号において同じ。）の当該租税条約の相手国等における納税地及び当該要請書を提出する者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三 当該租税条約に規定する申立てをした年月日

四 当該仲裁の要請の対象とする事項及び年、事業年度又は年度五 当該仲裁の要請の対象とする事項につき、我が国における審査請求又は訴えについての裁決又は判決（以下この号において「裁決等」という。）がない旨及び当該租税条約の相手国等における裁決等に相当するものがない旨

六 要請書を提出する者が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をする場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

（双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続）

第十三条 居住者で、相手国等の法令により当該相手国等の居住者ともされるものは、当該相手国等との間の租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国又は締約者の決定に係る当該租税条約に規定する協議につき申立てをしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申立書を国税庁長官に提出しなければならない。

一 申立書を提出する者の氏名、国内における住所又は居所、個人番号及び申立書を提出する者の当該租税条約の相手国等における住所又は通常の滞在地

二 当該租税条約のそれぞれの締約国又は締約者の居住者として、それぞれの締約国又は締約者において課税を受け、又は受けたに至る事実

三 当該租税条約（これに附属する政府間の取決めを含む。）において当該協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合にあつては、その定められている事項

四 その他参考となるべき事項

第十四条 利子所得に相手国等の租税が課されている場合の外国税額の還付

第十五条 当該租税条約に基づきその支払の際に課される相手国等の租税の額（みなし外國税額を含む。以下この条において「相手国等の租税の額」という。）がある場合において、当該居住者が、当該相手国等の租税の額を控除する旨を定める当該相手国等との間の租税条約の規定による所得税の還付を受けようとするときは、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した還付請求書に第九号及び第十号に掲げる書類を添付して、これを、当該居住者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該一般利子等の支払を受ける者の氏名、住所又は居所及び個人番号

二 当該一般利子等の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

三 当該一般利子等の支払の取扱いをする者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 当該一般利子等で債券に係るもののが支払を受ける場合 当該債券の種類、名称（記号及び番号があるものについては、当該記号及び番号を含む。）、額面金額及び数量、その取得の日並びに当該一般利子等の金額及びその支払期日

ロ 当該一般利子等で債券に係るもの以外のものの支払を受ける場合 当該一般利子等の支払の基因除いた契約の締結の日、契約金額及び契約期間並びに当該契約期間において支払われる当該一般利子等の金額及びその支払期日

五 当該一般利子等につき所得税法第一百八十二条第一項及び第一百八十二条の規定により徴収された所得税の額

六 当該一般利子等につきその支払の際に課される相手国等の租税の額

七 当該還付を受けうることができる事情の詳細

八 その他参考となるべき事項

九 第五号に掲げる金額を証する書類

2 第六号に掲げる金額を証する書類

前項の還付請求書を受理した税務署長は、同項に規定する一般利子等につき所得税法第一百八一条第一項及び第一百八十二条の規定により徴収された所得税の額を限度として当該相手国等の租

税の額に相当する金額を当該還付請求書を提出した居住者に對して還付する。この場合において、当該居住者に対する同法第九十五条の規定の適用については、当該相手国等の租税の額は、同条に規定する外国所得税の額には含まれないものとする。

3 租税条約が住民税（道府県民税及び都民税）をいう。以下この項において同じ。）についても適用がある場合において、地方税法第二十四条第一項第五号に規定する納稅義務者（居住者に限る。以下この条において同じ。）が支払を受けるべき同法第二十三条第一項第十四号イに規定する利子等につきその支払の際に課される相手国等の租税の額がある場合（当該相手国等の租税の額が前二項の規定により還付される所得税の額を超える場合に限る。）において、当該納稅義務者が、当該相手国等の租税の額を控除する旨を定める当該租税条約の規定による住民税の還付を受けようとするときは、第一号から第三号までに掲げる事項を記載した還付請求書に第四号及び第五号に掲げる書類を添付し、これを、当該利子等の同法第七十一条の十に規定する特別徵收義務者の営業所等の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第一項第一号から第八号までに掲げる事項
 - 二 当該利子等の特別徵收義務者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該特別徵收義務者の当該利子等に係る支払又はその取扱いを行う地方税法第二十四条第八項に規定する営業所等の所在地
 - 三 当該利子等につき地方税法第七十一条の五及び第七十一条の六の規定により徵收された利子割の額
 - 四 第一項第九号及び第十号に掲げる書類
 - 五 前二項の規定による所得税の還付を受けたことを証する書類又はその写し
 - 6 前項の還付請求書を受理した都道府県知事は、当該納稅義務者の地方税法第七十一条の五及び第七十一条の六の規定により徵收された当該利子等に係る利子割の額を限度として、当該相手国等の租税の額のうち第一項及び第二項の規定により還付される所得税の額を超える部分に相当する金額を当該納稅義務者に対して還付する。この場合において、当該納稅義務者に対する同法第三十七条の三及び第三百四十四条の八の規定の適用については、当該相手国等の租税の額は、これらの規定に規定する外国の所得税等の額には含まれないものとする。
 - 7 都道府県知事は、前項の規定により還付する場合において、還付を受けるべき納稅義務者の未納に係る地方団体の徵收金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。（更正の請求等）
- 第十四条** この省令の施行の日以後に効力を生ずる租税条約で、その適用開始日がその効力発生の日前であるものの適用を受ける者は、当該適用開始日以後当該効力発生の日までの間に所得税又は法人税につき国税通則法第二条第六号に規定する納稅申告書を提出し、又は同法第二十五条に規定する決定を受けた場合において、当該納稅申告書又は決定に係る税額（当該税額につき同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、更正後の税額）のうち当該租税条約の規定の適用により輕減又は免除を受けるべき金額があるときは、同法第二十三条第一項の規定により更正の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、遲滞なく行うものとする。
- 2 この省令の施行の日以後に効力を生ずる租税条約で、その適用開始日がその効力発生の日前であるものの適用を受ける者は、当該適用開始日以後当該効力発生の日までの間に、当該租税条約の規定により所得税の輕減又は免除を受ける国内源泉所得の支払を受けた場合において、当該国内源泉所得につき所得税法第四編第一章から第五章までの規定により徵收された所得税の額のうち当該租税条約の規定による還付の請求をしようとする者は、同項の租税条約の効力発生の日以後遲滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した還付請求書を、同項の国内源泉所得に係る源泉徵收義務者を経由して、当該源泉徵收義務者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 3 一 当該租税条約の効力発生により所得税の輕減又は免除を受けるべき金額につき前項の規定により還付を受けようとする旨

二 その者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）

三 当該租税条約の規定により当該国内源泉所得につき所得税の輕減又は免除を受けることができる事項の詳細

四 当該国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

五 当該国内源泉所得の種類、金額及び支払がなされた日並びに当該国内源泉所得につき徵收された所得税の額及び当該金額の計算に関する明細

六 還付を受けようとする金額及び当該金額の計算に関する明細

7 その他参考となるべき事項

四 前項の規定により提出する還付請求書を受理した同項に規定する源泉徵收義務者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第十四条の二 次の各号に掲げる書類の提出（以下この条において「届出書等の提出」という。）をする者（以下この条において「届出書等提出者」という。）は、当該届出書等の提出に経由すべき源泉徵收義務者等（源泉徵收義務者その他の者（第三十七号又は第三十九号に掲げる届出書の提出にあつては、これらの号に規定する規定の非居住者又は外国法人）をいう。以下この条において同じ。）が特定源泉徵收義務者等に該当する場合には、当該届出書等の提出に代えて、当該源泉徵收義務者等に対し、当該各号に規定する書類（第二号、第四十号、第五十一号、第五十三号、第五十五号、第五十七号及び第五十九号から第七十五号までに規定する書類にあつては、これらの書類のうちこれらの方に規定する規定（当該届出書等の提出をする方を定めるものに限る。）により添付すべき書類を除く。以下この条において「届出書等」という。）に記載すべき事項（以下この条において「届出書等記載事項」という。）を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該届出書等提出者は、その者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとし、当該氏名又は名称を明らかにする措置を講じているときは、当該届出書等を当該源泉徵收義務者等に提出したものとみなす。

一 第二条第一項又は第二項の規定によるこれららの規定に規定する届出書の提出

二 第二条第九項の規定による同項に規定する還付請求書の提出

三 第二条第十項の規定による同項に規定する特例届出書の提出

四 第二条第十二項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

五 第二条第十五項（第九条の五第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条第十五項に規定する書面の提出

六 第二条の二第一項又は第二項の規定によるこれららの規定に規定する届出書の提出

七 第二条の二第八項の規定による同項に規定する還付請求書の提出

八 第二条の二第九項の規定による同項に規定する特例届出書の提出

九 第二条の二第十一項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

十 第二条の二第十四項（第九条の六第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条の二第十四項に規定する書面の提出

十一 第二条の三第七項の規定による同項に規定する還付請求書の提出

十二 第二条の三第八項の規定による同項に規定する届出書の提出

十三 第二条の三第九項の規定による同項に規定する特例届出書の提出

十四 第二条の三第十項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

- 十五 第二条の三第三十一項の規定の適用を受ける場合における同条第八項の規定に基づく同条第十一項に規定する特例届出書の提出
- 十六 第二条の三第三十四項（第九条の七第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条の三第三十四項に規定する書面の提出
- 十七 第二条の四第一項又は第二項の規定によるこれららの規定に規定する届出書の提出
- 十八 第二条の四第七項の規定の適用を受ける場合における同条第一項の規定に基づく同条第七項に規定する届出書の提出
- 十九 第二条の四第八項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
- 二十 第二条の四第十項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 二十一 第二条の四第十一項の規定の適用を受ける場合における同条第八項の規定に基づく同条第一項に規定する特例届出書の提出
- 二十二 第二条の四第十四項（第九条の八第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条の四第十四項に規定する書面の提出
- 二十三 第二条の五第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出
- 二十四 第二条の五第七項の規定の適用を受ける場合における同条第一項の規定に基づく同条第七項に規定する届出書の提出
- 二十五 第二条の五第九項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
- 二十六 第二条の五第十一項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 二十七 第二条の五第十二項の規定の適用を受ける場合における同条第九項の規定に基づく同条第十二項に規定する特例届出書の提出
- 二十八 第二条の五第十五項（第九条の九第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条の五第十五項に規定する書面の提出
- 二十九 第三条第一項の規定による同項に規定する申請書の提出
- 三十 第三条第二項の規定による同項に規定する書類の提出
- 三十一 第三条第三項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 三十二 第三条の四第一項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
- 三十三 第三条の四第四項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
- 三四 第三条第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 三十五 第四条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 三十六 第四条第三項又は第四項の規定によるこれららの規定に規定する届出書の提出
- 三十七 第四条第五項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 三十八 第四条第八項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 三十九 第四条第九項において準用する第二条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 四十 第四条第十一項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
- 四一 第四条第十二項又は第十三項の規定によるこれららの規定に規定する届出書の提出
- 四二 第四条第十五項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
- 四三 第五条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二条第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出
- 四四 第五条第四項（第六条第四項、第七条第四項及び第九条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条第二項の規定によるこれららの規定に規定する届出書の提出
- 四五 第六条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二条第二項の規定によるこれららの規定に規定する届出書の提出
- 四六 第七条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二条第二項の規定によるこれららの規定に規定する届出書の提出
- 四七 第八条第一項又は第二項の規定によるこれららの規定に規定する届出書の提出
- 四八 第八条第四項（同条第七項及び第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による同条第四項に規定する還付請求書の提出

- 四十九 第八条第五項において準用する第二条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 五十 第九条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二条第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出
- 五十一 第九条の五第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 五十二 第九条の五第七項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
- 五十三 第九条の五第十一項又は第十二項の規定によるこれらの規定に規定する還付請求書の提出
- 五十四 第九条の五第十三項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
- 五十五 第九条の五第十四項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
- 五十六 第九条の五第十五項から第十七項までの規定によるこれらの規定に規定する還付請求書の提出
- 五十七 第九条の五第十八項から第二十項までの規定によるこれらの規定に規定する還付請求書の提出
- 五十八 第九条の五第二十一項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
- 五十九 第九条の六第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 六十 第九条の六第七項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
- 六一 第九条の六第十一項又は第十二項の規定によるこれらの規定に規定する還付請求書の提出
- 六二 第九条の六第十三項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 六三 第九条の六第十五項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
- 六四 第九条の七第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 六五 第九条の七第七項において準用する第二条の三第七項の規定の適用を受ける場合における第九条の七第一項の規定に基づく同項に規定する届出書の提出
- 六六 第九条の七第八項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
- 六七 第九条の七第十項において準用する第二条の三第十一項の規定の適用を受ける場合における第九条の七第八項の規定に基づく同項に規定する特例届出書の提出
- 六八 第九条の八第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 六九 第九条の八第七項において準用する第二条の四第七項の規定の適用を受ける場合における第九条の八第一項の規定に基づく同項に規定する届出書の提出
- 七十 第九条の八第八項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
- 七十一 第九条の八第十項において準用する第二条の四第十一項の規定の適用を受ける場合における第九条の八第八項の規定に基づく同項に規定する特例届出書の提出
- 七十二 第九条の八第一項の規定による同項に規定する届出書の提出
- 七十三 第九条の九第七項において準用する第二条の五第七項の規定の適用を受ける場合における第九条の九第一項の規定に基づく同項に規定する届出書の提出
- 七十四 第九条の九第八項の規定による同項に規定する特例届出書の提出
- 七十五 第九条の九第十項において準用する第二条の五第十二項の規定の適用を受ける場合における第九条の九第八項の規定に基づく同項に規定する特例届出書の提出
- 七十六 前条第三項の規定による同項に規定する還付請求書の提出
- 七十七 届出書等（前項第三十七号又は第三十九号に規定する届出書に限る。以下この項において同じ。）を受理したこれらの号に規定する規定の非居住者又は外国法人は、届出書等の提出（当該届出書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の際に経由すべきこれららの号に規定する規定の対価の支払者が次に掲げる要件を満たす場合には、当該届出書等の提出に代えて、当該対価の支払者に対し、届出書等記載事項（当該届出書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の電磁的方法による提供をことができる。この場合において、当該非居住者又は外國法人は、その者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとし、当該氏

名又は名称を明らかにする措置を講じているときは、当該届出書等を当該対価の支払者に提出したものとのみなす。一 当該非居住者又は外国法人が行う電磁的方法による届出書等記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。二 その提供を受けた届出書等記載事項について、その提供をした当該非居住者又は外国法人を特定するための必要な措置を講じていること。三 その提供を受けた届出書等記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

4 届出書等提出者（次の各号に掲げる書類の添付（以下この項において「添付書類の添付」といいう。）をする者に限る。以下この項において同じ。）は、第一項（当該各号に規定する規定（同項に係るものに限る。）に係る部分に限る。）の規定により届出書等記載事項（届出書等（当該各号に規定する届出書、書面又は還付請求書に限る。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）を電磁的方法により提供する場合には、当該添付書類の添付に代えて、届出書等の提出（当該届出書等に係るものに限る。）の際に経由すべき源泉徴収義務者等に対し、当該各号に規定する添付すべき書類（以下この項において「添付書類」という。）に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該届出書等提出者は、当該各号に規定する規定（当該添付書類の添付をしたものとみなす。）により当該届出書等に当該添付書類を添付したものに限る。）

5 第二条第十六項（第九条の六第九項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第五号に規定する書面に添付すべき書類の添付

6 第二条の二第四項から第六項までの規定による第一項第六号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

7 第二条の三第四項から第六項までの規定による第一項第十一号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

8 第二条の三第五項（第九条の七第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第十六号に規定する書面に添付すべき書類の添付

9 第二条の四第四項から第六項までの規定による第一項第十七号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

10 第二条の四第五項（第九条の八第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第二十二条号に規定する書面に添付すべき書類の添付

11 第二条の五第四項から第六項までの規定による第一項第二十三号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

12 第二条の四第八項の規定による第一項第二十四号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

13 第二条の五第六項（第九条の九第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第二十八号に規定する書面に添付すべき書類の添付

14 第二条の四第二項又は第三項の規定による第一項第三十二号に規定する還付請求書に添付すべき書類の添付

15 第二条の九第七項において準用する第一条の五第八項の規定による第一項第七十三号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

16 第二条の九第二号（第一項第二号、第五号から第二十八号まで、第三十一号から第二十三号まで、第三十五号、第四十号から第四十二号まで、第四十七号、第四十八号又は第五十一号から第一

七十五号までに掲げる書類の提出をする者に限る。以下この項において同じ。）は、第一項（これらの号に係る部分に限る。）の規定により届出書等記載事項（届出書等（これららの号に規定する書類に限る。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）を電磁的方法により提供する場合には、これらの号に規定する規定（届出書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）をすることを定めるものに限る。以下この項において同じ。）による当該届出書等提出者が支払を受けた振替株式等配当等（第二条第一項第五号イに規定する配当又は同号ロに規定する利子のうち、振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五条）第二条第五項に規定する振替機関等をいい、同法第四十八条の規定により同法第二条第二項に規定する振替機関等をいい、同法第四十八条の規定により同法第二条第二項に規定する振替機関等を含む。）の営業所等（営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）に開設された口座に係る同法に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は金融商品取引業者等（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者又は同条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）の国内にある営業所等に開設された口座に保管の委託がされている社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等に係るものと/or）に係る届出書等（第一項第一号から第二十八号まで、第三十二号、第三十三号、第五十一号から第五十三号まで、第五十九号から第六十一号まで及び第六十四号から第七十五号までに規定する書類に限る。）に係る同項及び前二項の規定の適用については、第一項中「代えて、」とあるのは「代えて、第五項の振替機関等の営業所等又は同項の金融商品取引業者等の国内にある営業所等を経由して」と、前項中「代えて、」とあるのは「代えて、次項の振替機関等の営業所等又は同項の金融商品取引業者等の国内にある営業所等を経由して」とする。

17 第二条の三第五項（第九条の八第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第十六号に規定する書面に添付すべき書類の添付

18 第二条の四第五項（第九条の八第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第二十二条号に規定する書面に添付すべき書類の添付

19 第二条の五第四項から第六項までの規定による第一項第二十三号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

20 第二条の四第八項の規定による第一項第二十四号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

21 第二条の五第六項（第九条の九第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第二十八号に規定する書面に添付すべき書類の添付

22 第二条の四第二項又は第三項の規定による第一項第三十二号に規定する還付請求書に添付すべき書類の添付

23 第二条の九第七項において準用する第一条の五第八項の規定による第一項第七十三号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

24 第二条の九第二号（第一項第二号、第五号から第二十八号まで、第三十一号から第二十三号まで、第三十五号、第四十号から第四十二号まで、第四十七号、第四十八号又は第五十一号から第一

4 届出書等提出者（第一項第二号、第五号から第二十八号まで、第三十一号から第二十三号まで、第三十五号、第四十号から第四十二号まで、第四十七号、第四十八号又は第五十一号から第一

5 届出書等提出者が支払を受けた振替株式等配当等（第二条第一項第五号イに規定する配当又は同号ロに規定する利子のうち、振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五条）第二条第五項に規定する振替機関等をいい、同法第四十八条の規定により同法第二条第二項に規定する振替機関等をいい、同法第四十八条の規定により同法第二条第二項に規定する振替機関等を含む。）の営業所等（営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）に開設された口座に係る同法に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は金融商品取引業者等（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者又は同条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）の国内にある営業所等に開設された口座に保管の委託がされている社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等に係るものと/or）に係る届出書等（第一項第一号から第二十八号まで、第三十二号、第三十三号、第五十一号から第五十三号まで、第五十九号から第六十一号まで及び第六十四号から第七十五号までに規定する書類に限る。）に係る同項及び前二項の規定の適用については、第一項中「代えて、」とあるのは「代えて、第五項の振替機関等の営業所等又は同項の金融商品取引業者等の国内にある営業所等を経由して」と、前項中「代えて、」とあるのは「代えて、次項の振替機関等の営業所等又は同項の金融商品取引業者等の国内にある営業所等を経由して」とする。

6 第二条の三第五項（第九条の八第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第十六号に規定する書面に添付すべき書類の添付

7 第二条の四第四項から第六項までの規定による第一項第二十三号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

8 第二条の三第五項（第九条の八第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第二十二条号に規定する書面に添付すべき書類の添付

9 第二条の四第八項の規定による第一項第二十四号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

10 第二条の五第六項（第九条の九第十項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第二十八号に規定する書面に添付すべき書類の添付

11 第二条の四第二項又は第三項の規定による第一項第三十二号に規定する還付請求書に添付すべき書類の添付

12 第二条の九第七項において準用する第一条の五第八項の規定による第一項第七十三号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

13 第二条の九第二号（第一項第二号、第五号から第二十八号まで、第三十一号から第二十三号まで、第三十五号、第四十号から第四十二号まで、第四十七号、第四十八号又は第五十一号から第一

14 第二条の九第七項において準用する第一条の五第八項の規定による第一項第七十三号に規定する届出書に添付すべき書類の添付

15 第二条の九第二号（第一項第二号、第五号から第二十八号まで、第三十一号から第二十三号まで、第三十五号、第四十号から第四十二号まで、第四十七号、第四十八号又は第五十一号から第一

一 特定源泉徴収義務者等 次に掲げる要件を満たす源泉徴収義務者等をいう。

イ 届出書等提出者が行う電磁的方法による届出書等記載事項の提供を適正に受けることがで

きる措置を講じていること。

ロ 第一項の規定により提供を受けた届出書等記載事項について、その提供をした届出書等提

出者を特定するための必要な措置を講じていること。

ハ 第一項の規定により提供を受けた届出書等記載事項について、電子計算機の映像面への表

示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

二 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であ

つて、次に掲げるものをいう。

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等（送信者又は当該送信者との契約により

ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この号において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。イにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じてその提供すべき届出書等記載事項に係る情報（ロ及び次号において「届出書等記載情報」という。）及び次に掲げる事項の区分に応じそれぞれ次に定める情報又は電磁的記録（ロにおいて「添付書類記載情報」という。）を併せて送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

（1） 届出書等提出者作成添付書類記載事項（第三項又は第四項に規定する添付書類に記載すべきものとされている事項をいう。（1）において同じ。）当該届出書等提出者作成添付

書類記載事項に係る情報

（2） 第三者作成添付書類記載事項 当該第三者作成添付書類記載事項が記載された書類をス

キヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条

第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）

ロ 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイルに届出書等記載情報及び添付書類記載

情報を記録したものを作成する方法

三 氏名又は名称を明らかにする措置 次に掲げる措置をいう。

イ 第一項又は第二項の規定により電磁的方法により届出書等記載事項の提供をしようとする

届出書等提出者は同項の非居住者若しくは外国法人が届出書等記載情報に電子署名を行

い、当該電子署名に係る電子証明書を当該届出書等記載情報と併せて第一項の源泉徴収義務者等又は第二項の対価の支払者に送信すること。

ロ 第一項又は第二項の規定により電磁的方法により届出書等記載事項の提供をしようとする

届出書等提出者は同項の非居住者若しくは外国法人が、第一項の源泉徴収義務者等又は第

二項の対価の支払者から通知を受けた識別符号（当該届出書等提出者は当該非居住者若し

くは外国法人を他の者と区別して識別するための符号をいう。）及び暗証符号を用いて、当

該源泉徴収義務者等又は当該対価の支払者に届出書等記載情報を送信すること。

ハ 第一項又は第二項の規定により届出書等記載事項の提供をしようとする

届出書等提出者は同項の非居住者若しくは外国法人が、その提供の際、第一項の源泉徴収

義務者等又は第二項の対価の支払者に届出書等提出者等確認書類（官公署から発行され、又

は発給された書類その他これらに類するもの（当該源泉徴収義務者等又は当該対価の支払者に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）で、当該届出書等提出者は当該非居

住者若しくは外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記

載のあるものをいう。ハにおいて同じ。）を提示し、当該届出書等記載事項を記録した電磁

的記録に記録されている当該届出書等提出者は当該非居住者若しくは外国法人の氏名又は

名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が当該届出書等提出者等確認書類に記載がされた氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地と同一であることについて当該源泉徴収義務者等又は当該対価の支払者の確認を受けること。

四 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

五 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

（還付加算金等）

第十五条 次の各号に掲げる国税の還付金又は過誤納金（以下この項及び次項において「還付金等」という。）について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、当該還付金等の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のため支払決定をする日又は当該還付金等につき充当をする日（同日前に充当をするのに適すこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 第四条第七項若しくは第十四項（同項の規定にあつては、同条第十二項の規定により届出書

を提出すべき場合を除く。）又は第八条第三項の規定による還付の請求に係る国税の還付金

当該還付の請求があつた日

二 法第三条第二項の規定による還付の請求に係る国税の還付金 当該還付の請求があつた日

三 租税条約の規定に基づき所得税の軽減又は免除を受ける者が第二条第一項、第二条の二第一項、第四条第一項から第五項まで若しくは第十二項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第九条の五第一項又は第九条の六第一項若しくは第十三項の規定による届出書を提出しないことにより、その軽減又は免除を受けるべき所得につき所得税法第四編第一章から第五章まで又は租税特別措置法第九条の三の二第二項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十二条の二第二項若しくは第三項の規定により徴収された所得税がある場合におけるその徴収された所得税に相当する国税の還付金 当該還付金に係る還付の請求があつた日の翌日から起算して一月を経過する日

四 租税条約の規定に基づき第三条の四第一項又は第四項に規定する所得に対する所得税の軽減又は免除を受ける者が同条第一項若しくは第四項、第九条の五第十二項又は第九条の六第十二項の規定による還付請求書を提出しないことにより、その軽減又は免除を受けるべき所得につき租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で法第三条の三第一項又は第二項の規定による還付を受けなかつた金額に相当する国税の還付金 当該還付金に係る還付の請求があつた日の翌日から起算して一月を経過する日

五 法第五条の二第五項の規定による還付の請求に係る国税の還付金 当該還付の請求があつた日

六 第十三条の二の規定による還付の請求に係る国税の還付金 当該還付の請求があつた日

七 第十四条第一項の更正の請求又は同条第二項の規定による還付の請求に係る還付金等 当該

更正の請求又は還付の請求の基因となつた租税条約の効力発生の日

八 前項第七号に掲げる還付金等について還付加算金を計算する場合において、その更正の請求又

は還付の請求が租税条約の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過する日後にされたとき

は、当該還付金等については、当該一年を経過する日の翌日からその更正の請求又は還付の請求があつた日までの期間から控除して、同項の規定を適用する。

九 第一项第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる国税の還付金は、国税収納金整理

資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号に掲げる還付金とみなす。

- 4 第十三条の二第四項又は第五項の規定によつて還付し、又は充当する場合には、同条第三項の規定による還付の請求があつた日を地方税法第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。
 （提出物件の留置き、返還等）
- 第五条の二 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十条の三の規定は、法第十九条第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。
 （相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置等への国税に関する犯則事件の調査に関する規定の準用）
- 第六条 法第十条の二の質問、検査若しくは領置、法第十条の三の臨検、捜索、差押え若しくは記録命令付差押え、法第十条の三の二の差押え又は法第十条の三の三の鑑定の嘱託については、はその性質に反しない限り、国税通則法施行令第十章の規定を準用する。
- 2 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十六条第一項（同項の表法第百四十条（身分の証明）の身分証明書の項に係る部分に限る。）の規定は、法第十条の四において準用する国税通則法第百四十条の身分証明書の様式及び作成の方法について準用する。この場合において、同令第十六条第一項中「定めるところによる」とあるのは、「所要の調整を加えたものによる」と読み替えるものとする。
 （特定取引を行う者の届出書の提出等）
- 第十六条の二 法第十条の五第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 特定取引（法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第十六条の七まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。）を行う者（特定取引を行う者が特定組合員等（同項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項、第十六条の八第一項第七号及び第十六条の十二第三項第一号イにおいて同じ。）である場合には、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等（法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもののをいう。次号ロ及び第十六条の十二第三項第一号イにおいて同じ。）次号及び第三号において同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地）の特定取引を行なう者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）の居住地国（法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の八第一項第七号イにおいて同じ。）の名称及び当該居住地国（外国に限る。）においてその者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号
- イ 当該特定取引を行う者が特定組合員等（法第十条の五第八項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限る。以下この号及び第四号並びに第十六条の十二第三項第一号ロにおいて「特定信託受託者」という。）である場合 当該特定信託受託者ロ 当該特定取引を行う者（当該特定取引を行う者が特定組合員等以外の者である場合には法第一号ロにおいて「特定信託受託者」という。）である場合 当該特定信託受託者ロ 当該特定取引を行う者（当該特定取引を行う者が特定組合員等以外の者である場合には法第一号ロにおいて「特定信託受託者」という。）が遺産法人等（遺産の準拠法によつて被相続人の遺産が法第十条の五第八項第七号イに規定する法人等とされるものをいう。以下この号及び第五号、第十六条の八第一項第七号並びに第十六条の十二第三項第一号イ（2）において同じ。）である場合 当該遺産法人等に係る被相続人四 特定取引を行う者が遺産法人等である場合には、当該特定組合員等の氏名及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（当該特定組合員等が特定信託受託者である場合は、その旨を含む。）五 特定取引を行う者が遺産法人等である場合には、当該特定組合員等の氏名、そ

- 6 前号の場合において、同号の特定法人に係る実質的支配者（法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号ハにおいて同じ。）があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項八 前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であり、かつ、同号の実質的支配者の居住地国が外国であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限り）の受益者に係る第一号から第三号までに掲げる事項十 特定取引を行う者が令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実十一 その他参考となるべき事項
- 2 前項第二号、第七号及び第九号に掲げる事項（納税者番号に係る部分に限る。）については、当該納税者番号が、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告金融機関等（法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第十六条の八まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。）に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。
- 3 報告金融機関等の営業所等（法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下第十六条の五まで及び第十六条の八第一項第七号において同じ。）の長は、特定取引を行う者から法第十条の五第一項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事がその特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならない。
- 4 令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。
- 一 法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限る。次号イにおいて同じ。）で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの
- 二 イ又はロに掲げる書類及び法人確認書類
- イ 法人番号通知書（前号に掲げるものを除く。）
- ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。ロにおいて同じ。）と当該内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）
- 5 前項第一号に規定する法人確認書類とは、内国法人の次に掲げる書類（当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）のいずれかをいう。
- 一 当該内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に交付又は送付を受けたものに限る。）
- 二 国税若しくは地方税の領收証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領收証書（領收日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）があるものに限る。

以下この項において同じ。)がその提出する報告金融機関等の営業所等の長に同条第一項の特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長が、当該届出書に記載された名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報を記録された当該提出をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであるとの確認をした場合には、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に、令第六条の二第一項の規定による前項に規定する法人確認書類の提示をしたものとみなす。

7 令第六条の二第三項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、第一項各号(第十号を除く。)に掲げる事項とする。

(既存特定取引契約者等の住所等所在地と認められる国又は地域の特定手続)

第十六条の三 令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、次に掲げるもの(いずれも直近のものに限る。)とする。

- 1 特定取引に係る契約に係る第三項各号に掲げる書類
- 2 特定取引に係る契約の契約書その他のこれに類する書類
- 3 特定取引に係る代理権(次項及び第十四項第五号において「代理権」という。)
- 4 特定取引(令第六条の八第一号及びロに掲げるものを除く。)に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金をするための指図(次項及び第十四項第四号において「自動送金指図」という。)に関する書類
- 5 令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、同条第二十四項第二号に規定する個人既存特定取引契約者の居住地図を示す情報、住所若しくは居所、電話番号若しくは自動送金指図、第十五項各号に掲げる情報又は代理権とする。
- 6 令第六条の三第六項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの(直近のものに限る。)とする。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)第七条第一号、第三号及び第四号(同条第一号に準ずるものに限る。)に定める書類(その写しを含む。)であつて、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者(令第六条の三第三十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下この号及び次号において同じ。)の居間の記載があるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所(当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの)(同令第七条第一号ハに掲げる書類(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、國家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証に限る。以下この号及び第十六条の六第三項第一号において「被保険者証等」という。)及び同令第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行つた確認を記録した書類にあっては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年を経過していないものに限る。)

二 前号に掲げる書類がない場合には、個人既存低額特定取引契約者(平成十五年一月六日前に特定取引を行つた者に限る)から取得した書類(その写しを含む。)であつて、記載されるいる住所若しくは居所が報告金融機関等において記録されている現在の住所若しくは居所と同一であるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの(当該報告金融機関等が当該個人既存低額特定取引契約者に關し、その者の現在の住所又は居所が所在する国又は地域と異なる国又は地域に租税に関する法令の規定による報告を行つている場合を除く。)

- 7 令第六条の三第七項に規定する総務省令、財務省令で定める行為は、特定取引に関する助言又は金融商品若しくは金融サービスに關し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、若しくは勧誘する行為とする。
- 8 令第六条の三第十項に規定する法人既存特定取引契約者等(次号において「法人既存特定取引契約者等」といい、同号に掲げるものを除く。)本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所
- 9 令第六条の三第十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合は、報告金融機関等が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十四号に掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合において、同条第三項の規定により、当該変更若しくは追加に係る内容を確認記録(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第六条第一項に規定する確認記録をいう。以下この項において同じ。)に付記し、又は確認記録に付記することに代えて、当該変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成したときとする。
- 10 令第六条の三第三十四項に規定する総務省令、財務省令で定める記録は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第三項後段の規定により別途作成することとされる記録とする。
- 11 令第六条の三第十九項第二号ロに規定する総務省令、財務省令で定める法人は、同号ロの個人既存特定取引契約者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十一条第二項各号に定める者に該当する場合における当該各号に定める者に係る当該各号に掲げる法人とする。

1 令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、特定対象者(法第十一条の五第一項に規定する特定対象者をいう。以下第十六条の六まで及び第十六条の十三において同じ。)の生年月日及び外国納税者番号等(当該特定対象者の住所等所在地国(法第十条の五第二項に規定する住所等所在地国をいう。以下この条、第十六条の五の二第二項及び第十六条の十三において同じ。)と認められる国若しくは地域(外国に限る。)として特定された国若しくは地域における当該特定対象者の納税者番号又は内國法人である特定法人のうち当該特定法人に係る実質的支配者(住所等所在地と認められる国又は地域が外国であるものに限る。)があるものがあるする法人番号をいう。次項において同じ。)とする。

2 報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域(外国に限る。以下この項において同じ。)において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日又は外国納税者番号等がないときは、当該特定をした日(同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国(法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。)に該当しない場合には、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日)から二年を経過する日までの間、少なくとも年一回、当該特定対象者に係る特定取引を行つた者に対し、電

- 話、返送を求める書面の送付その他の方法により、これらの情報を取得するための措置をとらなければならない。
- 12 令第六条の三第二十四項第三号に定める特定取引に係る契約に係る資産の価額は、外国通貨で表示された資産にあつては、外国通貨で表示された金額を、その年の十二月三十一日（同条第二十三項第二号の規定のある場合にあつては同号に規定する該当しないこととなつた日とし、同項第四号の規定の適用がある場合にあつては同号に規定する行うこととなつた日とする。）における外貨為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額とする。
- 13 令第六条の三第二十四項第三号の特定取引に係る契約が二以上の者と報告金融機関等との間でその當業所等を通じて締結されている場合には、当該特定取引に係る契約に係る資産の価額とする。
- 14 令第六条の三第二十四項第五号イに規定する総務省令、財務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
- 一 居住地国を示す情報
- 二 現在の住所又は居所
- 三 電話番号（外国を登録地とするものに限り、他に我が国を登録地とするものがない場合に限る。）
- 四 自動送金指図
- 五 代理権を有する者の住所又は居所
- 六 報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物（令第六条の三第二十四項第五号ロに規定する郵便物をいう。次号において同じ。）を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により指定されている同項第五号ロに規定する郵便局（以下この号において「郵便局」という。）又は外国における郵便局に相当するものの所在地
- 二 前号に規定する者の住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所（同号に掲げる場所を除く。）
- （既存特定取引契約者の任意届出書の提出等）
- 第十六条の四 法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、報告金融機関等が特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号とする。
- 2 法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（特定法人に係る実質的支配者を除く。）の区分に応じ当該各号に定める書類（そのものの氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）とする。
- 一 個人 当該個人の次に掲げる書類のいずれか
- イ 住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）、戸籍の附票の写し又は印鑑証明書（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）
- ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証
- 二 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳
- ハ 知的障害者の福祉の充実を図るために対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）
- （知的障害者の福祉の充実を図るために対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）
- 二 現在の住所又は居所
- 三 電話番号（外国を登録地とするものに限り、他に我が国を登録地とするものがない場合に限る。）
- 四 自動送金指図
- 五 代理権を有する者の住所又は居所
- 六 報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物（令第六条の三第二十四項第五号ロに規定する郵便物をいう。次号において同じ。）を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により指定されている同項第五号ロに規定する郵便局（以下この号において「郵便局」という。）又は外国における郵便局に相当するものの所在地
- 二 前号に規定する者の住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所（同号に掲げる場所を除く。）
- （既存特定取引契約者の任意届出書の提出等）

- ホ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものに限る。）又は同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）
- ヘ 国税若しくは地方税の領収証書、納稅證明書又は社会保険料（所得稅法第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領收日付又は發行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）
- チ 出入國管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入國管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの
- リ イからチまでに掲げる書類のほか、官公署（日本本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関を含む。以下この項において同じ。）から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。））
- ト 旅券（出入國管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）
- チ 出入國管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入國管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの
- リ イからチまでに掲げる書類のほか、官公署（日本本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関を含む。以下この項において同じ。）から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。））
- イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）若しくはこれららの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に交付又は送付を受けたものに限る。）
- ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納稅證明書又は社会保険料（所得稅法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領収証書（領收日付又は發行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）
- イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）若しくはこれららの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に交付又は送付を受けたものに限る。）
- ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納稅證明書又は社会保険料（所得稅法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領収証書（領收日付又は發行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）
- 二 人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この号において同じ。）当該人格のない社団等の次に掲げる書類のいずれか
- イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約（名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限る。）の写しで、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるもの
- ロ 前号ロに掲げる書類
- ハ イ及びロに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。））
- イ その他の事項に掲げる書類のほか、戸籍の附票の写し又は印鑑証明書（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）
- ロ 営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）
- ハ イ及びロに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。））
- イ 当該組合の組合契約書の写しで、その代表者その他これに準ずるものと当該組合のものである旨を証する事項の記載のあるもの
- ロ イに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。））
- 法第十条の五第八項第六号イに掲げる組合 当該組合の次に掲げる書類のいずれか
- イ 当該組合の組合契約書の写しで、その代表者その他これに準ずるものと当該組合のものである旨を証する事項の記載のあるもの
- ロ イに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。））

又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において（有効なもの）に限る。）

五 法第十条の五第八項第六号口に掲げる事業体 当該事業体の前号イ又はロに掲げる書類に準ずるもの（いずれか）

六 法第十条の五第八項第六号ハに掲げる信託 当該信託の次に掲げる書類のいずれか（当該信託が同項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託である場合には、次に掲げる書類のいずれか及び第一号から第三号までに掲げる当該信託の受託者の区分に応じ当該各号に定める書類（当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。））

イ 当該信託に係る信託契約書の写しで、その受託者の当該信託のものである旨を証する事項の記載のあるもの

ロ イに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものに限る。）

3 報告金融機関等の営業所等の長は、特定取引を行う者から法第十条の五第三項の規定による届出書を受けたときは、当該届出書に記載されている事項が同項後段の規定により提示を受けた書類の内容と合致していることを確認しなければならない。

4 第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類に準用する。

5 第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第二項の特定取引に係る契約を締結している者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が同条第三項の規定により届出書を提出する場合について準用する。

（届出書を提出した者等の異動届出書の提出等）

第十六条の五 法第十条の五第四項に規定する届出書に記載された事項に係る同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十六条の二第一項第二号に掲げる事項（同号に規定する特定取引を行う者の居住地国に係る部分に限る。）

二 第十六条の二第一項第六号に掲げる事項

三 第十六条の二第一項第七号に掲げる事項（特定法人（法第十条の五第四項の報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該特定法人に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つた場合その他の令第六条の三第十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合における当該特定法人に限る。次号において同じ。）に実質的支配者があるかどうかに係る部分に限る。）

四 第十六条の二第一項第七号に掲げる事項（特定法人に係る実質的支配者に係る同項第二号に掲げる事項（当該実質的支配者の居住地国に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）

五 第十六条の二第一項第十号に掲げる事項（令第六条の十四第一項に規定する政令に該当するかどうかに係る部分に限る。）

六 法第十条の五第四項に規定する異動届出書（以下この条及び第十六条の十三において「異動届出書」という。）に記載すべき同項に規定する総務省令、財務省令で定めるもの（記載した事項（その異動を生じたものに限る。）とする。）

七 第十六条の二第三項の規定は、法第十条の五第五項において準用する同条第一項後段の規定を適用する場合について準用する。

4 第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

5 第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。）が同条第四項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国である場合に限る。）に該当することにより異動届出書を提出する場合について準用する。

（届出書を提出した者等の住所等所在地と認められる国又は地域の特定手続）

第十六条の五の二 法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

2 法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、報告金融機関等が保存している記録に追加される情報のうち、届出書等（当該届出書等に係る第十六条の二第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）に規定する他の書類及び法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類を含む。）若しくは当該報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域の特定の基因となつた書類若しくはこれらの記載事項のうち次に掲げる事項に係るもの（これらに關して作成された記録を含む。）が真実かつ正確であるものでないことを知り、若しくは知り得る状態であつたと認められることとなり、又は当該

特定の基因となつた第十六条の三第十四項各号及び第十五項各号に掲げる情報並びに令第六条の三第十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報に関する状況の変化（当該特定対象者の次に掲げる事項に關連し、又は当該事項の内容と矛盾する情報を追加する結果となるものを含む。）を示すもの（当該報告金融機関等が当該情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域の特定をする場合には、当該特定をする前における当該特定対象者の居住地国（当該届出書等に記載されたものに限る。）又は住所等所在地と認められる国若しくは地域（当該報告金融機関等が特定をしたものに限る。）と異なる国又は地域に關する情報に限る。）とす

る。

一 当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除く。）の居住地国又は住所等所在地と認められる国若しくは地域

二 当該特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）が特定法人に該当するかどうかに係る事項

三 当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除く。）の居住地国又は住所等所在地と認められる国若しくは地域

四 当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者に限る。）の居住地国又は住所等所在地と認められる国若しくは地域

五 当該特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）が令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに係る事項

六 当該特定対象者等の住所等所在地と認められる国又は地域の再特定手続（既存特定取引契約者等の住所等所在地と認められる国又は地域の再特定手続）

第十六条の六 第十六条の三第九項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第十九項第二号口に規定する総務省令、財務省令で定める法人について、第十六条の三第十項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報について、第十六条の三第十一項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第二十二項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

2 前条第一項の規定は、法第十条の五第七項第二号に規定する総務省令、財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、前条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは、「法第十条の五第七項第二号の特定対象者に係る前条第一項各号（第一号及び第四号を除く）に掲げる事項に相当する事項」と読み替えるものとする。

3 令第六条の六第十八項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とし、同項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める期間は、当該各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 被保険者証等及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの 報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年
- 二 前号に掲げる書類（以下この号において「確認書類」という。）に基づいて行つた確認を記録した書類 報告金融機関等が当該確認書類の提出又は提示を受けた日から五年（報告金融機関等とされる者の要件）
- 第十六条の七** 令第六条の七第一項に規定する総務省令、財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。
- 一 令第六条の七第一項第三号に掲げる者 平成二十三年一月一日（海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者（それぞれ同号に規定する海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）にあっては、平成三十年一月一日以後に開始する事業年度のうち連続する三年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- イ その者の収入金額の合計額のうちに特定取引（令第六条の八第一号トからリまでに掲げるものに限る。）に係る契約に基づき管理する金銭又は有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。次号及び第十六条の九第二項第五号において同じ。）につき当該特定取引を行つた者に提供した役務の対価の合計額の占める割合が百分の二十以上であること。
- ロ その者の収入金額の合計額のうちに金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。
- 二 令第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者 平成二十三年一月一日（同項第四号に掲げる法人、同項第五号に掲げる者に係る同号において「投資法人等」とい、その財産に掲げる者に係る同号に規定する組合若しくは団体又は同項第六号に掲げる者に係る同号において「投資法人等」とい、その財産の運用を海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同項第四号に規定する投資運用業として行う場合に限る。）にあつては、平成三十年一月一日以後に開始する当該投資法人等に係る事業年度又は計算期間のうち連続する三年事業年度又は三計算期間において、当該投資法人等の収入金額の合計額のうちに有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第十六条の九第二項第五号において同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。
- 令第六条の七第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、同項に規定する者が最初に前項の要件を満たした期間の末日から二年を経過した日の属する年の十二月三十一日とする。
- 三 第一項の要件を満たすことにより報告金融機関等に該当することとなつた者は、特定取引を行ふ際、当該報告金融機関等との間で当該特定取引を行う者がそれを認識することができるよう必要な措置を講じておかなければならぬ。
- 第十六条の八** 令第六条の八各号列記以外の部分に規定する総務省令、財務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
- 一 令第六条の八第一号イ、ロ若しくは二からトまで又は同条第四号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの
- イ 労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する労働者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する労働者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約、同法第六条の二第一項に規定する労働者財産形成給付金契約又は同法第六条の三第一項に規定する労働者財産形成基金契約
- ロ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項に掲げる契約又は同法第六十六条第二項に規定する信託の契約

- ハ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約又は同法第二十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める運用の方法に該当する同項各号に掲げる運用の方法に係る契約
- 二 令第六条の八第一号ニからヘまでに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの
- イ 保険契約（令第六条の八第一号ニに規定する保険契約をいう。ロ及び次条第二項第六号において同じ。）又は共済に係る契約（令第六条の八第一号ホに規定する共済に係る契約をいう。ロ及び次条第二項第六号において同じ。）であつて、年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定めがないもの（期間の限定期がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであつて、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。）
- ロ 法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とする保険契約、普通保険約款において、団体若しくは団体の代表者を契約者とし、当該団体に所属する者を保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第四号に規定する被保険者とすることとなつてある保険契約若しくは保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十三条第一号イからホまで若しくは同号リからラまでに掲げる保険契約又はこれらに相当する共済に係る契約
- 三 令第六条の八第一号ト又は同条第四号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの
- イ 信託に係る契約であつて、その受益権が振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関をいう。第六号において同じ。）によって取り扱われるもの又はその受益権を表示する有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。同号において同じ。）が金融商品取引業者等（同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。同号において同じ。）を通じて取得されるもの
- ロ 社債、株式等の振替に関する法律第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、金融商品取引法第四十三条の二第二項の規定による信託に係る契約、金融商品取引業等に關する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百四十二条の五第一項に規定する商品顧客区分管理信託に係る契約、金融商品取引業等に關する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第十一号）附則第二条第一項第一号の規定による信託に係る契約、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約、同法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約又は商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・經濟産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約
- ハ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第三条各号に掲げる契約
- 四 令第六条の八第一号ニに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律第六十九条の二第三項本文（同法第二百二十一項に規定する部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第一百二十七条の六第三項本文、第一百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第一百六十七条第三項本文（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第一百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの
- 五 令第六条の八第一号チ又はリに掲げる取引のうち、第一号イ若しくはハに掲げるもの又は次に掲げるものに係るもの
- イ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令三百二十一号）第一条の三の三第五号及び第六号に規定する権利に係る契約
- ロ 租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座及び同法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座

六 令第六条の八第二号に掲げる取引のうち、次項に掲げるもの（以下この号において「株式等」という。）が振替機関によつて取り扱われるもの又は株式等に係る権利を表示する有価証券が金融商品取引業者等を通じて取得されるものに係るもの

七 令第六条の八各号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて当該取引を行ふ者（内国法人に限るものとし、特定組合員等に相当する者を除く。）が遺産法人等（当該遺産法人等に係る被相続人の居住地）が我が国である場合における当該遺産法人等に限る。）である場合における当該取引に係る契約

ロ 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて当該取引に係る契約を締結していた者（個人に限るものとし、特定組合員等である者を除く。ロにおいて同じ。）が死亡した場合において、当該個人に係る遺産（当該取引に係る契約に係るものに限る。）が遺産法人等である

とき（当該報告金融機関等が当該個人の死亡診断書、死体検査書その他当該個人の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写しのいずれかを取得しているとおりに限る。）における当該取引に係る契約

2 令第六条の八第二号に規定する総務省令、財務省令で定める行為は、次に掲げるものの取得とする。

一 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第一条第五項に規定する優先出資、優先出資社員（同法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。）となる権利若しくは同法第五条第一項第二号ニ（2）に規定する引受権又は同法第二条第七項に規定する特定社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口（以下この号において「投資口」という。）、投資主（同法第十六項に規定する投資主をいう。）となる権利、投資口の割当てを受ける権利若しくは同法第十七項に規定する新投資口予約権又は同法第十九項に規定する投資法人債

三 株式、株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権若しくは新株予約権の割当てを受ける権利又は社債

四 合名会社、合资会社又は合同会社の社員の持分、社員となる権利若しくは出資の割当てを受ける権利又は社債

五 外国の法令に基づく権利であつて、前各号に掲げる権利に類するもの

（特定法人の範囲）

第十六条の九 令第六条の九第一項第七号に規定する総務省令、財務省令で定める国又は地域は、相手国等（アラブ首長国連邦、アンギラ、英領バージン諸島、クウェート、ケイマン諸島、ターカス及びカイコス諸島、ナウル、バーレーン、バハマ、バミューダ諸島又はマーシャルに係るものに限る。）とする。

2 令第六条の九第一項第十号に規定する総務省令、財務省令で定める所得は、次に掲げる所得（第三号及び第四号に掲げる所得にあつては、事業から生ずるものを除く。）とする。

一 所得税法第二十三条第一項に規定する利子所得

二 所得税法第二十四条第一項に規定する配当所得

三 不動産、不動産の上に存する権利、船舶若しくは航空機（以下この号において「不動産等」という。）の貸付け（その他他人に不動産等を使用させることを含む。）又はその譲渡による所得

四 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを持む。）の使用料又はその譲渡による所得

五 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利の譲渡による所得

六 保険契約又は共済に係る契約に基づき生ずる所得

七 貸付金（これに準ずるものを持む。）の利子

八 所得税法第二百七十四条第三号から第八号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益

九 外国通貨で表示された預貯金を本邦通貨又は当該外国通貨以外の外国通貨に換算することにより生ずる所得

十 令第六条の七第一項第五号ロに規定する匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配

十一 前各号に掲げるもののほか、資産の運用、保有又は譲渡による所得のうちこれらに類するもの

（実質的支配者）

第十六条の十 法第十条の五第八項第五号に規定する総務省令、財務省令で定める者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項若しくは第二項又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第三項（同条第一項第二十四号に係る部分に限る。）の規定により、同令第十一条第二項各号に定める者として確認された者とする。

（電磁的方法）

第十六条の十一 法第十条の五第九項に規定する総務省令、財務省令で定める方法は、送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項及び次項において同じ。））を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（次項において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法とする。

2 前項に規定する方法は、受信者ファイルに記録されている記載情報について、提供を受ける者が電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置が講じられているものでなければならない。

（報告金融機関等による報告事項の提供）

第十六条の十二 令第六条の十四第一項に規定する総務省令、財務省令で定める法人は、法人で次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 外国の政府又は地方公共団体（以下この項において「外国政府等」という。）との間に完全支配関係があること。

二 当該法人の純利益の額が、当該法人又は当該法人に係る外国政府等グループ（前号の外国政府等及び当該外国政府等による完全支配関係がある他の法人の集団をいう。以下この項において同じ。）に属する他の法人の確定した決算において経理される場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。）における当該法人であること。

イ 当該法人の行う事業が、公共の福祉の増進に寄与することを目的とせず、かつ、当該外国政府等の事業に関連しない場合

ロ 当該法人の事業活動からもたらされる経済的利益が当該外国政府等グループに属する法人以外の者によって享受される場合において、当該経済的利益の享受が当該法人の事業の目的に照らして適當であると認められないとき。

ハ 当該法人が銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業を行う場合に、は、当該金融業に係る事業活動から生ずる所得の全部又は一部が当該外国政府等グループに属する法人以外の者に帰属するとき。

三 当該法人が解散したときは、その残余財産の全部が当該法人に係る前号の外国政府等グループに属する他の法人に帰属すること。

四 前項第一号及び第二号に規定する完全支配関係とは、次に掲げる者のいずれかが法人の発行株式又は出資（当該法人が有する自己的株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する場合における当該者と当該法人との間の関係（以下この項において「直接完全支配関係」という。）をいう。この場合において、当該者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該者との間に直接完全支配関係がある一若し

くは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。

一　一の外国の政府（当該外国の一又は二以上の地方公共団体を含む。）

二　法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

（一）報告対象契約（法第十条の六第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この条において同じ。）が法第十条の六第二項第一号又は第二号に掲げる契約に該当する場合 次に掲げる事項

イ　イ当該報告対象契約に係る特定取引を行った者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの。イ及びロにおいて同じ。）の氏名、住所（（2）に定める者にあつては、その者の死亡の時における住所）及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（報告金融機関等が保有している場合に限る。）

（二）当該報告対象契約に係る特定取引を行った者が特定組合員等である場合（（2）に掲げる場合を除く。）当該報告対象契約に係る特定取引をその業務として行つた当該特定組合員等に係る組合等

ロ　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者（当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定信託受託者である場合には法人に限るものとし、当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。）が遺産法人等である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

口　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者（当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定信託受託者である場合には、当該特定信託受託者。ロにおいて同じ。）の特定居住地国（法第十条の六第一項に規定する特定居住地国をいう。以下この号において同じ。）の名称及び当該特定居住地国（外国に限る。）において当該特定取引を行つた者の納税者番号（当該納税者番号（報告金融機関等が保有している場合に限る。）がある場合には、当該納税者番号（報告金融機関等が保有している場合に限る。））

ハ　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者（特定居住地国が報告対象国である者に限る。）があるときは、当該実質的支配者に係るイ及びロに掲げる事項

二　ハの場合において、ハの特定法人が内国法人であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）

二　該特定法人に係る特定取引が令第六条の人第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者（特定居住地国が報告対象国である者に限る。）に係るイ及びロに掲げる事項

ヘ　報告金融機関等が当該報告対象契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

ト　その年の十二月三十一日における当該報告対象契約に係る資産の価額

チ　その年ににおける当該報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額及びその種別

リ　二　報告対象契約が法第十条の六第二項第三号に掲げる契約である場合 次に掲げる事項

イ　イ前号イに掲げる事項

ヌ　ロ　当該報告対象契約が法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する旨

4　令第六条の十四第四項の規定により読み替えて適用される法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前項第一号（トを除く。）に掲げる事項及び報告対象契約の終了の事実とする。

5　第三項第一号チに規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別は、次に掲げるものとする。

3　法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

（一）報告対象契約（法第十条の六第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この条において同じ。）が法第十条の六第二項第一号又は第二号に掲げる契約に該当する場合 次に掲げる事項

イ　イ当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの。イ及びロにおいて同じ。）の氏名、住所（（2）に定める者にあつては、その者の死亡の時における住所）及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（報告金融機関等が保有している場合に限る。）

（二）当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定組合員等である場合（（2）に掲げる場合を除く。）当該報告対象契約に係る特定取引をその業務として行つた当該特定組合員等に係る組合等

ロ　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者（当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定信託受託者である場合には法人に限るものとし、当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。）が遺産法人等である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

口　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者（当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定信託受託者である場合には、当該特定信託受託者。ロにおいて同じ。）の特定居住地国（法第十条の六第一項に規定する特定居住地国をいう。以下この号において同じ。）の名称及び当該特定居住地国（外国に限る。）において当該特定取引を行つた者の納税者番号（当該納税者番号（報告金融機関等が保有している場合に限る。）がある場合には、当該納税者番号（報告金融機関等が保有している場合に限る。））

ハ　当該報告対象契約に係る特定取引を行つた者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者（特定居住地国が報告対象国である者に限る。）があるときは、当該実質的支配者に係るイ及びロに掲げる事項

二　ハの場合において、ハの特定法人が内国法人であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）

二　該特定法人に係る特定取引が令第六条の人第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者（特定居住地国が報告対象国である者に限る。）に係るイ及びロに掲げる事項

ヘ　報告金融機関等が当該報告対象契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

ト　その年の十二月三十一日における当該報告対象契約に係る資産の価額

チ　その年ににおける当該報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額及びその種別

リ　二　報告対象契約が法第十条の六第二項第三号に掲げる契約である場合 次に掲げる事項

イ　イ前号イに掲げる事項

ヌ　ロ　当該報告対象契約が法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する旨

4　令第六条の十四第四項の規定により読み替えて適用される法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前項第一号（トを除く。）に掲げる事項及び報告対象契約の終了の事実とする。

5　第三項第一号チに規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別は、次に掲げるものとする。

6　報告対象契約に係る資産の価額及び資産の運用、保有又は譲渡による収入金額表示されたものにあつては、外国通貨で表示された金額又は外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示に換算した金額とする。この場合において、外国通貨の本邦通貨への換算は、その年の十二月三十一日（報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額にあつては、その年の十二月三十一日又はその支払の確定した日）における外為替の売買相場により行うものとする。

7　報告金融機関等が法第十条の六第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告事項（次項及び次条第二項第五号において「報告事項」という。）を法第十条の六第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより報告事項を送信する方法とする。

8　法第十条の六第一項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより報告事項を送信する方法とする。

9　法第十条の六第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

10　法第十条の六第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める国又は地域は、相手国等（別表に掲げる国又は地域に係るものに限る。）とする。

（記録の作成及び保存）

二　第十六条の十三 報告金融機関等は、法第十条の五第一項若しくは第三項の規定による届出書の提出若しくは同条第四項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第二項若しくは第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による特定対象者の住所等所在国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合又は同条第六項の規定による要求をした場合には、次項各号に掲げる事項に関する記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

ハ　法第十条の八第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。イ　ルムを用いて作成しなければならない。

一　届出書等の提出に関する次に掲げる事項

イ　イ　当該届出書等の提出を受けた年月日

ロ　ロ　当該届出書等に記載された事項（当該届出書等を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて前項の記録に添付する場合を除く。）

ハ　ハ　法第十条の八第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。イ　ルムを用いて作成しなければならない。

二　二　当該届出書等の提出が令第六条の三第五項、第九項若しくは第十一項若しくは法第十条の第五第七項の規定において準用する同条第六項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求又は同条第六項の規定による異動届出書の提出の要求によるものである場合には、その旨

イ　イ　令第六条の三第五項、第九項又は第十一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に關する次に掲げる事項

（1）当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容

（2）当該要求を行つた法第十条の五第一項の特定取引を行つた者の氏名又は名称及び住所又是本店若しくは主たる事務所の所在地

- (3) 報告金融機関等が（2）の特定取引を行つた者に係る当該特定取引に係る契約を識別するため用いる番号、記号その他の符号
- (4) 当該要求を行つた場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、その旨
- 法第十条の五第二項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容
- (2) 当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- (3) 報告金融機関等が当該特定を行つた特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号
- (4) 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報
- (5) 当該特定が行わぬかた場合には、その旨（法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する場合には、その旨）
- 三 法第十条の五六項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項
- イ 法第十条の五第六項の規定による異動届出書の提出の要求に関する次に掲げる事項
- (1) 当該要求の基因となつた新情報（法第十条の五六項に規定する新情報をいう。）（1）及び次号において同じ。）を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細
- (2) 当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容
- 当該要求を行つた法第十条の五六項の届出書等を提出した者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- イ 報告金融機関等が（3）の届出書等を提出した者に係る特定取引に係る契約を識別するため用いる番号、記号その他の符号
- (5) 当該要求を行つた場合には、その旨（法第十条の五六項に規定する新情報をいう。）（1）及び次号において同じ。）を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細
- (2) 当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容
- 当該要求を行つた法第十条の五六項の届出書等を提出した者を除く。の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- ロ 法第十条の五六項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該要求の基因となつた新情報を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細
- (2) 当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容
- (3) 当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者（イ（3）の届出書等を提出した者を除く。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- (4) 報告金融機関等が当該特定を行つた特定取引に係る契約（イ（4）の特定取引に係る契約を除く。）を識別するために用いる番号、記号その他の符号
- (5) 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報
- 六 法第十条の七の規定の適用がないものとした場合における前各号に掲げる事項
- イ 当該事項につき法第十条の七の規定の適用がないものとした場合には、次に掲げる前各号に掲げる事項のうち法第十条の七の規定の適用に係るものがある場合には、次に掲げる事項
- (6) 当該特定が行わぬかた場合には、その旨（法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する場合には、その旨）
- イ 報告事項を提供した年月日及びその報告事項
- (6) 当該特定が行わぬかた場合には、その旨（法第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。）（1）において同じ。）の内容及び当該特定行為が同条第一項又は第二項の主たる目的の一つとして行われたものであることについての事情の詳細
- 七 その他参考となるべき事項
- ロ 当該事項に係る特定行為（法第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。）（1）において同じ。）の内容及び当該特定行為が同条第一項又は第二項の主たる目的の一つとして行われたものであることについての事情の詳細
- 八 法第十条の八第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定取引の区分に応じ当該各号に定める日とする。
- 一 次号に掲げる特定取引以外の特定取引 当該特定取引に係る契約が終了した日
- 二 令第六条の八第一号へ又はへに掲げる特定取引 当該特定取引が行われた日
- （提出物件の留置き、返還等）
- 九 法第十条の五第七項において準用する同条第六項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定に関する次に掲げる事項
- イ 法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項
- (1) 当該要求の基因となつた新情報を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細
- (2) 当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容

- 四 法第十条の五第七項において準用する同条第六項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定に関する次に掲げる事項
- イ 法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項
- (1) 当該要求の基因となつた新情報を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細
- (2) 当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容
- 五 第十六条の十五 国税庁長官は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（次項において「相手国等税務当局」という。）から、当該相手国等との間の法第二条第二号に規定する租税条約等に定めるところにより、当該相手国等の法令の規定により収集された個人番号の受領をすることができる。
- 六 前項の受領は、国税庁長官が、同項の相手国等税務当局から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の十七の項又は三十八の項の下欄に掲げる事務
- 七 第十六条の十四 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第十条の九第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。
- 八 （相手国等からの個人番号の受領）

の処理に關し必要な情報を受領する旨の合意をした後に、当該合意により定めるところにより行うものとする。

(相手国等の租税の徵収の共助)
第十七条 法第十一条第二項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十一条第一項に規定する共助対象者の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）

二 法第十一条第一項に規定する共助対象外国租税を特定する事項

三 その他必要な事項

法第十一条第二項の共助実施決定通知書の様式及び作成の方はは、別紙書式に定めるところによる。

3 国税通則法施行規則第十条の二、第十二条、第十三条の二並びに第十六条第一項及び第三項並びに国税徵収法施行規則（昭和三十七年大藏省令第三十一号）（第二条第二項を除く。）の規定は、法第十二条第四項において国税通則法及び国税徵収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定を準用する場合並びに令第七条第一項において国税通則法施行令及び国税徵収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、国税通則法施行規則第十六条第一項中「定めるところによる」とあるのは、「所要の調整を加えたものによる」と、同項の表中「納付通知書」とあるのは「提供通知書」と、「納付催告書」とあるのは「提供催告書」と、「納付受託証書」とあるのは「任意提供受託証書」と、国税徵収法施行規則第三条第一項中「定めるところによる」とあるのは「所要の調整を加えたものによる」と、同条第二項中「の納付受託証書」とあるのは「の任意提供受託証書」と読み替えるものとする。（送達の共助）

第十八条 国税通則法施行規則第一条第一項及び第二項並びに第一条の二の規定は、法第十二条の三第一項の規定により国税通則法第十二条及び第十四条の規定に準じて送達する場合について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(他の省令の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う

二 所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十年大藏省令第十三号）

二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十四年大藏省令第三十五号）

三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の協定の実施に伴う租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約（昭和三十五年大藏省令第三十号）

四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十六年大藏省令第五十九号）

五 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十二年大藏省令第二十四号）

六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十二年大藏省令第二十六号）

七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大藏省令第二十六号）

八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大藏省令第四十四号）

九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和三十八年大藏省令第四十六号）

十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十年大藏省令第三十一号）

十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十年大藏省・自治省令第一号）

十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十年大藏省・自治省令第二号）

十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十二年大藏省令第六十六号）

十四 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十二年大藏省・自治省令第一号）

十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の実施に関する省令（昭和四十三年大藏省令第四十五号）

十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大藏省・自治省令第一号）

十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十三年大藏省・自治省令第一号）

（旧大藏省令等の規定に基づく届出書等の効力）

第三条 この省令の施行の日前に第二条各号に掲げる省令の規定により提出された届出書、申請書、申立書又は還付請求書で、この省令に相当の規定のあるものは、租税条約の適用については、それぞれ、この省令の相当の規定により提出された届出書、申請書、申立書又は還付請求書とみなす。

（還付加算金に関する経過措置）

第四条 第十五条の規定は、この省令の施行の日以後に支拂決定又は充当をする国税の還付金又は過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額でこの省令の施行の前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年四月一日大藏省・自治省令第一号）

この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月三一日大藏省・自治省令第一号）

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年七月五日大藏省・自治省令第一号）

この省令は、昭和五十五年七月七日から施行する。

附 則（昭和五七年九月一八日大藏省・自治省令第一号）

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一〇月二七日大藏省・自治省令第一号）

この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月三一日大蔵省・自治省令第一号）

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二〇日大蔵省・自治省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十三条の二の規定は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき同条第一項及び第三項に規定する利子等について適用する。

附 則（平成四年三月三一日大蔵省・自治省令第一号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第四条第一項の規定は、同項に規定する相手国の居住者が平成四年四月一日以後に行う人の役務の提供に係る対価で同日以後に支払を受けるものについて適用し、同日以後に行つた人の役務の提供に係る対価で同日前に支払を受けたもの及び同日前に行つた人の役務の提供に係る対価については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三一日大蔵省・自治省令第一号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「旧規則」という。）第一条の二第二項の規定により租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条第一項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価に含まれないものとされた旧規則第一条の二第二項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価で、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払われるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月三一日大蔵省・自治省令第一号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。旧規則第四条第一項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価で施行日以後に支払われるものに係る同項に規定する届出書については、なお従前の例による。

附 則（平成八年二月二八日大蔵省・自治省令第一号）

この省令は、平成八年三月二十四日から施行する。この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日大蔵省・自治省令第一号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日大蔵省・財務省令第三号）

この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一四年一月三〇日大蔵省・財務省令第二号）

この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十一年十二月一日）から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日大蔵省・自治省令第一号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一月三〇日大蔵省・自治省令第二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年九月一四日総務省・財務省令第八号）

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日大蔵省・財務省令第四号）

この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附則第八条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する端株券については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年八月一日総務省・財務省令第三号）

この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日総務省・財務省令第四号）

（施行期日）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第一条の二第一項の改正規定（「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に改める部分及び「第一項」を「第一項」に改める部分を除く。）第二条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）同条第二項の次に一号を加える部分に係る部分に限る。）、第四条第一項の改正規定（同条第一号の次に一号を加える部分に係る部分に限る。）、第五条第一項の改正規定（同項第五号及び第一号の次に一号を加える部分に係る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項第五号及び第一号の次に一号を加える部分に係る部分に限る。）、第五条第一項の改正規定（「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「第二百十二条」を「第二百十二条第一項又は第二項」に改める部分を除く。）、第六条第一項の改正規定（「相手国居住者」を「相手国居住者等」に、「第二百十二条」を「第二百十二条第一項又は第二項」に改める部分を除く。）、第七条第一項の改正規定（「租税条約のわが国外以外の締約国からの個人」を「相手国居住者等である個人又は居住者」に、「第二百十二条」を「第二百十二条第一項若しくは第二項」に、「当該租税条約の規定」を「租税条約の規定」に改める部分を除く。）、第八条第一項の改正規定（同項第五号及び第一号の次に一号を加える部分に係る部分に限る。）、同条第二項の改正規定（前項第六号、第七号又は第八号）を「前項第八号、第九号又は第十号」に改める部分並びに同項第六号及び第一号の次に一号を加える部分に係る部分に限る。）、同条第四項の改正規定（第九条第一項の改正規定（同項第五号及び第一号の次に一号を加える部分に係る部分に限る。）、同条第二条、第三条第二項及び第三項並びに第七条から第十二条までの規定）平成十六年七月一日

二 第十条第一項の改正規定（「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に、「法人税法」を「若しくは法人税法」に改め、「第八十二条の七」の下に「（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、第十二条第一項の改正規定（「内国法人が」を「法人が」に改める部分に限る。）及び同項第一号の改正規定（「である内国法人」を「である法人」に、「当該内国法人」を「当該法人」に改める部分に限る。）信託業法（平成十六年法律第五十四条）の施行の日

三 第二条第一項の改正規定（「相手国居住者等配当等」に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等に関する経過措置）新規則第二条第一項（第二号に係る部分を除く。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する相手国居住者等（以下「相手国居住者等」という。）が支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等（以下この条において「相手国居住者等配当等」という。）について適用し、改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する法律（以下「旧規則」という。）第一条の二第一項に規定する免税法人等に該当する相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき同項に規定する対価については、なお従前の例による。

手国の居住者」という。)が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当、利子又は使用料については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき相手国居住者等配当等について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該相手国居住者等配当等については、なお従前の例による。

3 新規則第二条第三項の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき当該相手国居住者等配当等については、なお従前の例による。

4 新規則第二条第四項の規定は、施行日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する配当又は利子について適用し、相手国居住者等が施行日前に支払を受けるべき旧規則第二条第二項に規定する経過措置

第四条 新規則第一条の二から第二条の五までの規定は、施行日以後に支払われるこれらの規定に規定する株主等配当等、相手国団体配当等、第三回国体配当等及び特定配当等について適用する。

(外国預託証券が発行されている場合の配当に係る所得税の軽減又は免除を受けるための届出等に関する経過措置)

第五条 新規則第三条の規定は、施行日以後に支払われるべき同条第一項に規定する外国預託証券に係る配当について適用する。

(割引債の償還差益に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の還付請求に関する経過措置)

第六条 新規則第三条の四第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する割引債の同項に規定する償還差益について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該割引債の償還差益については、なお従前の例による。

2 新規則第三条の四第二項の規定は、施行日以後に外国法人が支払を受けるべき同項に規定する株主等償還差益について適用する。

第七条 新規則第四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する対価又は報酬について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該対価又は報酬については、なお従前の例による。

2 新規則第四条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき当該給与又は報酬については、なお従前の例による。

3 新規則第四条第三項(第一号及び第六号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する給与又は報酬について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該退職年金等については、なお従前の例による。

(保険年金に係る所得税の免除を受ける者の届出に関する経過措置)

第九条 新規則第六条第一項(第二号及び第七号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する保険年金について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該保険年金については、なお従前の例による。

(教授等の届出に関する経過措置)

第十条 新規則第七条第一項(第二号及び第七号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該報酬については、なお従前の例による。

手国の居住者」という。)が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当、利子又は使用料については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する給付、送金又は交付金等について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該給付、送金又は交付金等については、なお従前の例による。

3 新規則第二条第三項の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき当該相手国居住者等配当等については、なお従前の例による。

4 新規則第二条第四項の規定は、施行日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する配当又は利子について適用し、相手国居住者等が施行日前に支払を受けるべき旧規則第二条第二項に規定する経過措置

第四条 新規則第一条の二から第二条の五までの規定は、施行日以後に支払われるこれらの規定に規定する株主等配当等、相手国団体配当等、第三回国体配当等及び特定配当等について適用する。

(外国預託証券が発行されている場合の配当に係る所得税の軽減又は免除を受けるための届出等に関する経過措置)

第五条 新規則第三条の規定は、施行日以後に支払われるべき同条第一項に規定する外国預託証券に係る配当について適用する。

(割引債の償還差益に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の還付請求に関する経過措置)

第六条 新規則第三条の四第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する割引債の同項に規定する償還差益について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該割引債の償還差益については、なお従前の例による。

2 新規則第三条の四第二項の規定は、施行日以後に外国法人が支払を受けるべき同項に規定する株主等償還差益について適用する。

第七条 新規則第四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する対価又は報酬について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該対価又は報酬については、なお従前の例による。

2 新規則第四条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき当該給与又は報酬については、なお従前の例による。

3 新規則第四条第三項(第一号及び第六号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する給与又は報酬について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該退職年金等については、なお従前の例による。

(保険年金に係る所得税の免除を受ける者の届出に関する経過措置)

第九条 新規則第六条第一項(第二号及び第七号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する保険年金について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該保険年金については、なお従前の例による。

(教授等の届出に関する経過措置)

第十条 新規則第七条第一項(第二号及び第七号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該報酬については、なお従前の例による。

第十二条 新規則第九条第一項(第二号及び第六号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年七月一日以後に相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬について適用し、相手国居住者等が同日前に支払を受けるべき当該報酬については、なお従前の例による。

3 新規則第八条第四項の規定は、平成十六年七月一日以後に同項に規定する還付の請求をしようとする者が提出する同項に規定する還付請求書について適用し、当該還付の請求をしようとする者が同日前に提出した旧規則第八条第四項に規定する還付請求書については、なお従前の例による。

(その他の所得に係る所得税の免除を受ける者の届出に関する経過措置)

第十三条 新規則第九条の二から第九条の四までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する申告対象国内源泉所得、申告対象株主等所得及び申告対象相手国団体所得について適用する。

第十四条 新規則第九条の五の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する国内源泉所得、同条第八項に規定する対価、同条第九項に規定する償還差益、同条第十項に規定する対価、給与若しくは報酬又は同条第十一項に規定する報酬について適用する。

(申告納税に係る所得税又は法人税につき特典条項の適用を受ける者の届出等に関する経過措置)

第十五条 新規則第九条の二から第九条の四までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する申告対象国内源泉所得、申告対象株主等所得及び申告対象相手国団体所得について適用する。

第十六条 新規則第九条の七から第九条の九までの規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する非居住者、外国法人、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国団体配当等、第三回国体配当等又は特定配当等について適用する。

附 則(平成十六年五月三一日総務省・財務省令第五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(以下「新規則」という。)第二条第四項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等である配当又は利子について適用し、改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(以下「旧規則」という。)第二条第四項に規定する相手国居住者等が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等である配当又は利子については、なお従前の例による。

3 新規則第二条の二第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する株主等配当等である配当又は利子について適用し、相手国居住者等配当等である配当又は利子について適用し、外國法人が施行日前に支払を受けるべき旧規則第二条の二第四項に規定する株主等配当等である配当又は利子については、なお従前の例による。

4 新規則第二条の三第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)又は外國法人が支払を受けるべき同項に規定する相手国団体配当等である配当又は利

(留学生、事業修習者等の届出等に関する経過措置)

- 子について適用し、非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき旧規則第二条の三第四項に規定する相手国团体配当等である配当又は利子については、なお従前の例による。
- 5 新規則第二条の四第四項の規定は、施行日以後に非居住者又は外国法人が支払を受けるべき同項に規定する第三国团体配当等である配当又は利子について適用し、非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき旧規則第二条の四第四項に規定する第三国团体配当等である配当又は利子については、なお従前の例による。
- 6 新規則第二条の五第四項及び第五項の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する居住者又は内国外法人が支払を受けるべき同項に規定する特定配当等である配当又は利子について適用する。
- 7 新規則第二条の五第七項の規定は、施行日以後に同項に規定する居住者又は内国外法人が支払を受けるべき同項に規定する特定配当等について適用する。
- 8 新規則第九条の三第一項の規定は、外国外法人が施行日前に支払を受けるべき旧規則第九条の三申告対象株主等所得について適用し、外国外法人が施行日前に支払を受けるべき旧規則第九条の三第一項に規定する申告対象株主等所得については、なお従前の例による。
- 9 新規則第九条の四第一項の規定は、非居住者又は外国外法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する申告対象相手国团体所得については、なお従前による。
- 1 附 則（平成一七年三月三一日総務省・財務省令第一号）
- この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に同条第一項に規定する非居住者又は外国外法人が支払を受けるべき同項に規定する国内源泉所得について適用し、非居住者又は外国外法人が同日に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、なお従前の例による。
- 3 新規則第四条第九項から第十二項までの規定は、施行日以後に同条第九項に規定する外国外法人（以下「外国外法人」という。）が支払を受けるべき同項に規定する株主等対価（以下「株主等対価」という。）について適用する。
- 4 新規則第九条の五第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等（以下「相手国居住者等」という。）が支払を受けるべき同項に規定する国内源泉所得（新規則第一条の二に規定する利益（以下「組合利益」という。）あつては、施行日以後に金銭等交付日が到来するもので平成十七年四月一日以後に開始する組合計算期間において生ずるものに限る。）について適用し、相手国居住者等が施行日前に支払を受けるべき改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する法律の施行の日以後に同項に規定する相手国居住者等（以下「相手国居住者等」という。）について適用する。
- 5 新規則第六条の六第八項から第十項までの規定は、施行日以後に外国外法人が支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等（以下「外国外法人」という。）が支払を受けるべき同項に規定する国内源泉所得（組合利益にあつては、施行日以前に金銭等交付日が到来するもので平成十七年四月一日以後に開始した組合計算期間において生じたものに限る。）については、なお従前の例による。
- 6 新規則第九条の十の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）又は外国外法人が支払を受けるべき同項に規定する国内源泉所得について適用し、非居住者等対価について適用する。

住者又は外国外法人が施行日前に支払を受けるべき旧規則第九条の十一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月三一日総務省・財務省令第二号）抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第一項の改正規定（同項中「第十項まで又は」を「第十一項まで又は」に改める部分を除く。）及び同条第四項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）

二 第九条の二第五項の改正規定（所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日本に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）及び同条第四項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）

三 第九条の二第五項の改正規定（所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日本に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）

四 第九条の二第五項の改正規定（所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日本に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）

五 第九条の二第五項の改正規定（所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日本に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）

六 第九条の二第五項の改正規定（所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日本に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）

七 第九条の二第五項の改正規定（所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日本に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（同項中「第十項」を「第十一項」に改める部分を除く。）

（相手国居住者等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等に関する経過措置）

第五条 新規則第二条の二第一項第六号の規定は、同項に規定する外国外法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する株主等配当等について適用し、旧規則第二条の二第一項に規定する非居住者又は外国外法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等については、なお従前の例によ

る。

（相手国居住者等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等に関する経過措置）

第六条 新規則第二条の三第一項第六号の規定は、同項に規定する非居住者又は外国外法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等について適用し、旧規則第二条の三第一項に規定する非居住者又は外国外法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等については、なお従前の例によ

る。

（第三国团体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等に関する経過措置）

（第三国团体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等に関する経過措置）

一項に規定する非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する第三国団体配当等については、なお従前の例による。

(特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等に関する経過措置)

第七条 新規則第一条の五第五項第六号の規定は、同項に規定する居住者又は内国法人が施行日に支払を受けるべき同項に規定する特定配当等について適用し、旧規則第二条の五第一項に規定する居住者又は内国法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する特定配当等について適用する。

2 新規則第二条の五第六項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する特定配当等である使用料について適用する。

(源泉徴収に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等に関する経過措置)

第八条 新規則第九条の五第五項の規定は、同項に規定する相手国居住者等が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する特定国内源泉所得について適用し、旧規則第九条の五第五項に規定する相手国居住者等が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する対象特定利子配当等について適用する。

(株主等配当等に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等に関する経過措置)

第九条 新規則第九条の六第五項の規定は、同項に規定する外國法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する特定株主等配当等について適用し、旧規則第九条の六第五項に規定する外國法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する対象株主等配当等については、なお従前の例による。

2 新規則第九条の六第七項の規定は、同項に規定する免税芸能外國法人が施行日以後に同項に規定する株主等所得につき所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十二条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条第一項の規定による所得税の還付を受けようとする場合(相手国団体配当等その他の配当等に係る所得税につき特典条項に係る規定の適用を受ける者の届出等に関する経過措置)

第十一条 新規則第九条の七第五項、第九条の八第五項及び第九条の九第五項の規定は、これらの規定に規定する非居住者、外國法人、居住者又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべきこれらに規定する特定相手国団体配当等、特定第三国団体配当等又は特定対象配当等について適用し、旧規則第九条の七第五項、第九条の八第五項及び第九条の九第五項に規定する非居住者、外國法人、居住者又は内国法人が施行日前に支払を受けるべきこれらに規定する対象相手国団体配当等、対象第三国団体配当等又は対象特定配当等については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年三月三〇日総務省・財務省令第一号)
(施行期日)
この省令は、信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この省令は、信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第六条の次に一条を加える改正規定、第九条の五第一項の改正規定(「及び第五条」を「、第六条及び第七条」に改める部分に限る)、第九条の十一の改正規定、第十五条第一項の改正規定(同項第三号に係る部分を除く)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第二条の規定 平成十九年四月一日

二 第二条第一項第五号イの改正規定、同条第四項第二号の改正規定、第二条の二第一項第六号イの改正規定、第二条の三第一項第六号イの改正規定、第二条の四第一項第六号イの改正規定及び第二条の五第一項第六号イの改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

三 第九条の二第五項の改正規定及び同項に各号を加える改正規定 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日

(保険料を支払った者等の届出等に関する経過措置)

第二条 改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(以下「新規則」という)第六条の二第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する居住者が平成十九年四月一日以後に支払う又は控除される同条第三項に規定する特定社会保険料について適用する。

2 新規則第六条の二第三項、第四項及び第七項の規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等が平成十九年四月一日以後に支払う又は控除される同条第三項に規定する特定社会保険料について適用する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日総務省・財務省令第一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第二条第四項第五号の改正規定、同項第六号の改正規定及び第九条の二第一項の改正規定 平成二十一年一月一日

二 第十条第一項及び第十三条の二第四項の改正規定 平成二十一年四月一日

三 第一条第四号の改正規定、第二条第一項の改正規定、同条第五項の改正規定、第二条の二第一項及び第四項及び第四項の改正規定、第二条の三第一項及び第四項並びに第二条の四第一項及び第四項の改正規定、第二条の五の改正規定、第二条の五第一項、第二項及び第五項の改正規定、第九条の六第一項の改正規定(「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第一項」を加える部分に限る)、同条第二項及び第五項の改正規定、第九条の七第一項、第二項及び第五項並びに第九条の八第一項、第二項及び第五項の改正規定並びに第十五条第一項第三号の改正規定(「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第一項」を加える部分に限る) 平成二十一年一月一日

四 第九条の二第五項に一号を加える改正規定 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストリアとの間の条約が日本国について効力を生ずる日この省令の施行の日から平成二十一年十二月三十一日までの間ににおける改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第二条第八項及び第二条の二第七項の規定の適用については、これらの規定中「租税特別措置法第九条の二第一項」とあるのは、「租税特別措置法」とする。

附 則 (平成二一年三月三一日総務省・財務省令第四号)
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 1 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下この項において「改正法」という)附則第十二条第二項、第四十四条第五項、第四十五条第五項、第五十九条第五項及び第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項において「旧法」という)第六十条第十一項の規定の適用を受ける同項に規定する外國孫会社の所得に対して課される外國法人税の額及び改正法附則第十六条第二項、第四十四条第五項、第四十五条第五項、第五十九条第五項及び第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第八十一条の十五第五十一項の規定の適用を受ける同項に規定する外國孫会社の所得に対して課される外國法人税の額については、改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十条第二項の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二一年三月三一日総務省・財務省令第一号) 抄

1 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条第四号の改正規定(「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分に限る)、第一条の三第一項の改正規定(「次の」を削る部分に限る)、同条第二項の改正規定(「次の」を削る部分に限る)、第二条第一項の改正規定(「第九条の五の二第四項」を「第

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十条第四号の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月九日総務省・財務省令第四号）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。（施行期日）（経過措置）

第二条 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第一条の二第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「旧規則」という。）第一条の二第二項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

第三条 新規則第一条の二第五項の規定は、施行日以後に受理する同項の届出書又は還付請求書について適用する。

第四条 新規則第一条の三第一項及び第二項の規定は、施行日以後に提出する同項第一項又は第二項の還付請求書について適用し、施行日前に提出した旧規則第一条の三第一項又は第二項の還付請求書については、なお従前の例による。

第五条 新規則第二条第十項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特例届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第二条第十項に規定する特例届出書については、なお従前の例による。

第六条 新規則第二条第十七項の規定は、施行日以後に提供する同項各号に掲げる事項について適用し、施行日前に提供した旧規則第二条第十七項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。

第七条 新規則第二条第十九項の規定は、施行日以後に受理する同項各号に定める書類について適用する。

第八条 新規則第二条の二第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書については、なお従前の例による。

第九条 新規則第二条の二第九項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特例届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第二条の二第九項に規定する特例届出書については、なお従前の例による。

第十条 新規則第二条の二第十六項の規定は、施行日以後に提供する同項各号に掲げる事項について適用し、施行日前に提供した旧規則第二条の二第十六項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。

第十二条 新規則第二条の二第十八項の規定は、施行日以後に受理する同項各号に定める書類について適用する。

第十三条 新規則第二条の三第八項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書については、なお従前の例による。

第十四条 新規則第二条の三第十六項の規定は、施行日以後に提供する同項各号に掲げる事項について適用する。

第十五条 新規則第二条の三第十八項の規定は、施行日以後に受理する同項各号に定める書類について適用する。

第十六条 新規則第二条の四第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第二条の四第一項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

第十七条 新規則第二条の四第十八項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特例届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第二条の四第十八項に規定する特例届出書については、なお従前の例による。

第十八条 新規則第二条の四第十六項の規定は、施行日以後に提供する同項各号に掲げる事項について適用し、施行日前に提出した旧規則第二条の四第十六項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。

第十九条 新規則第一条の四第十八項の規定は、施行日以後に受理する同項各号に定める書類について適用する。

第二十条 新規則第二条の五第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第二条の五第一項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

第二十一条 新規則第二条の五第九項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特例届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第二条の五第九項に規定する特例届出書については、なお従前の例による。

第二十二条 新規則第二条の五第十七項の規定は、施行日以後に提供する同項各号に掲げる事項について適用し、施行日前に提出した旧規則第二条の五第十七項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。

第二十三条 新規則第二条の五第十九項の規定は、施行日以後に受理する同項各号に定める書類について適用する。

第二十四条 新規則第三条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則第三条第一項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

第二十五条 新規則第三条第五項の規定は、施行日以後に受理する同項の申請書又は書類について適用する。

第二十六条 新規則第三条の二第一項の規定は、施行日以後に提出する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十三項において準用する所得税法第七百七十二条第一項の申告書について適用し、施行日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例による。

第二十七条 新規則第三条の四第一項、第四項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第一項又は第四項の規定により提出する還付請求書について適用し、施行日前に旧規則第三条の四第一項又は第四項の規定により提出した還付請求書については、なお従前の例による。

第二十八条 新規則第四条第一項、第二項及び第十一項の規定は、施行日以後に同条第一項、第二項又は第十一項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第四条第一項、第二項又は第十一項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

第二十九条 新規則第四条第十五項、第五条第五項及び第六条第五項の規定は、施行日以後に受理する新規則第四条第一項、第二項及び第十一項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第四条第十五項、第五条第五項又は第六条第五項の届出書又は還付請求書について適用する。

第三十条 新規則第六条の二第一項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用し、旧規則第六条の二第一項に規定する居住者が施行日前に支払う又は控除される同項に規定する保険料については、なお従前の例による。

第三十一条 新規則第七条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書については、なお従前の例による。

規定（「第一百六十二条第一項第一号」を「第一百六十二条第一項第六号」に改める部分を除く。）同条第二項第一号の改正規定（「第一百六十二条第二号」を「第一百六十二条第一項第六号」に改める部分を除く。）、同条第三項第一号の改正規定、第五条第一項第一号の改正規定、第六条第一項第一号の改正規定、第六条第二項第一号及び第七项第一号の改正規定、第九条第一項第一号の改正規定並びに第九条の四第一項第一号の改正規定（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成二七年一〇月二日財務省令第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定 平成二十九年一月一日
(振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置)

第十条

（平成二八年三月三一日総務省・財務省令第三号）

2 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一项第五号に掲げる規定の施行の日が平成二十九年一月一日後となる場合には、同日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第三条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の二（第四項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「第三十九条第四項」とあるのは、「第三十八条第四項」とする。）

附 則（平成二九年一月二八日総務省・財務省令第六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条第四項第五号の改正規定、同条第十七項第一号の改正規定、第二条の三第十六項第一号及び第二条の四第十六項第一号の改正規定、第十条第一号の改正規定並びに同条第二号の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（任意届出書の記載事項等に関する経過措置）

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードで番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなりなお従前の例によることとされたもの（以下この項において「住民基本台帳カード」という。）が旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定により同法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時点までの間における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の四第二項の規定の適用については、同項第一号中「次に掲げる書類のいずれか」とあるのは、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省・財務省令第三号）附則第二項に規定する住民基本台帳カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの又は次に掲げる書類のいずれか」とする。

附 則（平成二八年九月三〇日総務省・財務省令第六号）

この省令は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定が日本国について効力を生ずる

日から施行する。ただし、第十六条の八第一項第五号の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日総務省・財務省令第三号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二九年七月五日総務省・財務省令第四号）

この省令は、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二九年一月二八日総務省・財務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三一日総務省・財務省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条の二の改正規定（同条第一項第十号に係る部分を除く。）、第九条の三第二項の改正規定、第九条の四の改正規定、第九条の五第二項の改正規定及び第十条の改正規定（同条第三号に係る部分を除く。）平成三十年四月一日

二 第十六条の八第一項第一号ハの改正規定 平成三十年五月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成三十一年一月一日

（組合契約に基づく利益に係る所得税の免除を受ける者の届出に関する経過措置）

1 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第一条の二（第一項に規定する相手国居住者等（次項において「相手国居住者等」という。）である個人が交付を受ける同条第一項に規定する配分利益（次項において「配分利益」という。）で平成三十一年一月一日前に同条第一項に規定する金銭等交付日（次項において「金銭等交付日」という。）が到来するものについては、なお従前の例による。

2 相手国居住者等である法人が交付を受ける配分利益で平成三十一年一月一日前に開始した事業年度において金銭等交付日が到来するものについては、なお従前の例による。

3 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一月三〇日総務省・財務省令第六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一月二八日総務省・財務省令第七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日財務省令第一三号）抄

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日総務省・財務省令第六号）抄

（施行期日）

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に

掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日財務省令第三六号）抄

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 (令和元年二月二十七日総務省・財務省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日総務省・財務省令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第十六条の二第六項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法等の一部を改正する法律（以下「新法」という。）第十条の五第一項の特定取引を行なう場合について適用する。

(報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続に関する経過措置)

第三条 報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。附則第六条において同じ。）が旧法第十条の五第二項の規定により特定対象者（同条第一項に規定する特定対象者をいう。附則第六条において同じ。）の住所等所在地国（旧法第十条の五第二項に規定する住所等所在地国をいう。附則第六条において同じ。）と認められる国又は地域の特定をした場合において、次の各号に掲げる場合に該当していたとき（施行日の前日において、当該特定をした国又は地域が旧法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国以外の国又は地域（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十七条の規定による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）第四十一条の二第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める外国を除く。）であるときに限り。）は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める措置をとつたものとみなして、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に關する省令第十六条の三第十一項の規定を適用する。

一 当該特定をした日（以下この項において「特定日」という。）から施行日の前日（同日が当該特定日から一年を経過する日後に到来する場合（施行日の前日が当該特定日から二年を経過する日以後に到来する場合を除く。）に限る。）までの間のうち、当該特定日から一年を経過する日まで及び同日の翌日から施行日の前日までのそれぞれの期間内において、少なくとも一年の三第九項の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（次号及び附則第七条において「旧規則」という。）第十六条第二項第一号に規定する報告対象国に該当することとなつた日（次号において「該当日」という。）から二年を経過する日までの間、年一回、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

二 当該特定日から一年を経過する日（同日が施行日以後に到来する場合には、当該特定日から施行日の前日）までの間においてのみ、少なくとも一年を経過する日まで及び同日の翌日から一年を経過する日までの期間において、一年一回、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項の規定による措置をとつた場合（当該特定をした国又は地域が新法第十条の規定による措置をとつた場合を除く。）に限る。）から二年を経過する日までの間、年一回、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

(任意届出書の記載事項等に関する経過措置)

第四条 新規則第十六条の四第五項の規定は、施行日以後に新法第十条の五第三項の規定により届出書を提出する場合について適用する。

(異動届出書の記載事項等に関する経過措置)

第五条 新規則第十六条の五第三項の規定は、施行日以後に新法第十条の五第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することにより同項に規定する異動届出書を提出する場合について適用する。

(報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続に関する経過措置)

第六条 附則第三条の規定は、報告金融機関等が旧法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。

(報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続に関する経過措置)

第七条 新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等は、施行日前に当該報告金融機関等との間でその旧法第十条の五第七項第二号に規定する営業所等を通じて旧規則第十六条の八第一項第五号に掲げる取引（同号ロに係るものに限る。）を行った者で施行日において当該取引（施行日において新法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引に該当するものに限る。以下この条において「特定対象取引」という。）に係る契約を締結しているものにつき、新法第十条の五第二項の規定の例により、施行日から二年を経過する日（施行日の前日における当該特定対象取引に係る契約に係る資産の価額が一億円を超えるものにあつては、施行日から一年を経過する日）までに、当該報告金融機関等の保有する同項に規定する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の同項に規定する住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしなければならないものとする。この場合において、当該特定をした国又は地域は同項の規定により特定した同項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域とみなして、同条の規定を適用するものとする。

(異動届出書の記載事項等に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「改正法」という。）第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項に規定する当該届出書（改正法第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項の規定により提出された同項に規定する異動届出書を含む。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当する場合における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この条において「令和四年新規則」という。）第十六条の五第一項第一号に規定する」あるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この条において「令和四年新規則」という。）第十六条の五第一項第一号に規定する事項（「と、同項第二号」とある。）

一 当該届出書が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令（令和二年総務省・財務省令第三号）の施行の日前に提出されたものである場合（令和四年新規則第十六条の五第一項第一号中「第十六条の二第一項第二号に掲げる事項（同号に規定する」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令（令和二年総務省・財務省令第三号）第一条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「令和二年旧規則」という。）第十六条の二第一項第二号に掲げる事項（「と、同項第二号」とある。）

中「第十六条の二第一項第六号」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「第十六条の二第一

項第七号」とあるのは、「令和二年旧規則第十六条の二第一項第五号」と、同項第五号中「第六条の二第一項第十号」とあるのは、「令和二年旧規則第十六条の二第一項第八号」と、「令和二年新規則第十六条の二第一項第二号」とあるのは、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百二十四号）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第六条の十二第一項」とすること。

二 当該届出書がこの省令の施行の日前に提出されたものである場合（前号に掲げる場合を除く。）令和四年新規則第十六条の五第一項第一号中「第六条の二第一項第二号」とあるのは、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省・財務省令第四号）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「令和四年旧規則」という。）第十六条の二第一項第二号」と、同項第二号中「第十六条の二第一項第六号」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「第十六条の二第一項第七号」とあるのは、「令和四年旧規則第十六条の二第一項第六号」と、同項第五号中「第十六条の二第一項第十号」とあるのは、「令和四年旧規則第十六条の二第一項第九号」と、「令和四年新規則第十六条の二第一項第二号」と、同項第二号中「第十六条の二第一項第六号」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「第十六条の二第一項第七号」とあるのは、「令和四年旧規則第十六条の二第一項第六号」と、同項第五号中「第十六条の二第一項第十号」とあるのは、「令和四年旧規則第十六条の二第一項第九号」と、「令和四年新規則第十六条の二第一項第二号」とすること。

附 則（令和二年六月三〇日財務省令第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(法人税法施行規則等の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新法人税法施行規則等の一部改正に伴う経過措置の原則）

（法人税法施行規則等の一部改正による改正後の地方法人税法施行規則（附則第十一條において「新地方法人税法施行規則」という。）、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（附則第十二条において「新租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第十四条において「新震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十六年政令第百三十九号）、改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号、附則第十二条において「旧震災特例法施行令」という。）、改正令第四条の規定による改正前の法人税法施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の規定に基づく第一条の規定による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の規定による改正前の法人税法施行規則（附則第四条の二において「旧法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第十四条の二において「旧震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令、第十三条の規定による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。

力がある。（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所定の事業年度を除く。）の所得に対する地方法人税について適用する。

（この省令による改正前の法人税法（昭和四十年法律第十四号第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する地方法人税に適用する。）

（この省令による改正前の法人税及び連結法人（改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第五条第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第十四号第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の基準法人税額に対する連続親法人事業年度をいう。以下附則第十条までにおいて同じ。）による改正前の法人税（昭和四十年法律第十四号第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の基準法人税額に対する改定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第十条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。附則第十条第一項において同じ。）に対する法人税並びに法人的施行日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法

人税法、改正法第四条の規定（改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号、附則第四条の二及び第十二条において「旧租税特別措置法」という。）、改正法第十七条の規定（改正法附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）、改正法第十八条の規定（改正法附則第一条第五号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号）、改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号、附則第四条の二及び第十四条において「旧震災特例法」という。）及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の規定並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。以下「改正令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号。附則第七条第二項第二号において「旧法人税法施行令」という。）、改正令第三条の規定による改正前の地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）、改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号、附則第十二条において「旧租税特別措置法施行令」という。）、改正令第四条の規定による改正前の法人税法施行令（平成二十三年政令第百十二号。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令」という。）、改正令第十二条の規定による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（附則第四条の二において「旧法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第十四条の二において「旧震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令、第十三条の規定による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。

（この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十六条の十二第七項の改正規定及び第十七条第三項の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

（所得税の軽減又は免除を受ける者の届出書等の提出等の特例に関する経過措置）

（この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の十二第七項の改正規定及び第十七条第三項の改正規定は、令和三年四月一日以後に行う同条第九項第二号に規定する電磁的方法による同条第一項に規定する届出書等記載事項の提供について適用する。

附 則（令和三年九月一七日財務省令第六六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(附則（令和二年一二月一八日総務省・財務省令第五五号）

（この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和三年三月三一日総務省・財務省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の十二第七項の改正規定及び第十七条第三項の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

2 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十四条の二の規定は、令和三年四月一日以後に行う同条第九項第二号に規定する電磁的方法による同条第一項に規定する届出書等記載事項の提供について適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一二月二八日総務省・財務省令第五号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日総務省・財務省令第三号）

（施行期日）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十六条の十二第七項の改正規定は、

既存特定取引契約者の任意届出書の提出等に関する経過措置

国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の四第二項の規定の適用については、同項第一号中「次に掲げる書類のいずれか」とあるのは、（次に掲げる書類のいずれか又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳」とする。

附 則（令和四年一二月二八日総務省・財務省令第五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日総務省・財務省令第二号）抄

（施行期日）

この省令は、令和六年七月一日から施行する。ただし、第九条の二第一項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

別表
(第十六条の十二関係)

一一一	イタリア	アルバニア	アゼルバイジャン	アイルランド
一一二	インド	アンティグア・バーブーダ	アルゼンチン	アイスラエル
一一三	インドネシア	アンドラ	ウクライナ	イスラエル
一一四	ウガンダ	ウクライナ	ウルグアイ	エクアドル
一一五	英国	ウクライナ	エストニア	オーストラリア
一一六	二十九 二十 二十一	二十九 二十九 二十一	二十九 二十九 二十一	二十九 二十九 二十一

二二二	オランダ
二二三	ガーナ
二二四	ガーンジ
二二五	カザフスタン
二二六	カタール
二二七	カナダ
二二八	キプロス
二二九	キュラソー
二三〇	ギリシャ
三一	クック
三二	グリーンランド
三三	グレナダ
三四	クロアチア
三五	ケニア
三六	コスタリカ
三七	コロンビア
三八	サウジアラビア
三九	サモア
四〇	サンマリノ
四一	ジブラルタル
四二	ジャージー
四三	ジャマイカ
四四	シンガポール
四五	スイス
四六	スウェーデン
四七	スペイン
四八	スロバキア
四九	スロベニア
五〇	セントルシア
五一	セントクリストファー・ネービス
五二	セントマーチン
五三	セントルシア
五四	セントビンセント
五五	セントマーチン
五六	セントルシア
五七	セントルシア
五八	大韓民国
五九	チエコ
六〇	中華人民共和国
六一	デニマーク
六二	ドイツ
六三	ドミニカ
六四	トルコ
六五	ドミニカ
六六	ナイジエリア
六七	ニューカレドニア
六八	ノルウェー
六九	パキスタン

六十九	パナマ
七十	バヌアツ
七十一	バルバドス
七十二	ハンガリー
七十三	フィンランド
七十四	フェロー諸島
七十五	ブラジル
七十六	フランス
七十七	ブルガリア
七十八	ブルネイ
七十九	ベリーズ
八十	ベルギー
八十一	ボーランド
八十二	ポルトガル
八十三	香港
八十四	マカオ
八十五	マルタ
八十六	マレーシア
八十七	マン島
八十八	南アフリカ共和国
八十九	メキシコ
九十分	モーリシャス
九十一	モナコ
九十二	モルディブ
九十三	モロッコ
九十四	モルダバ
九十五	モンテネグロ
九十六	モントセラト
九十七	ヨルダン
九十八	ラトビア
百一	リトニア
百二	リヒテンシュタイン
百三	ルーマニア
百四	ルクセンブルク
百五	レバノン

別紙書式

別紙書式

(平成24年4月1日・施行・令和元年4月13・改定版)

共助対象者
住所
氏名又は名称

般

下記の実印の要請に基づき、あなたの下記の共助対象外国租税の[税収のための留保の保全]をさるため、租税条約等の実施に伴う所轄法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第11条第1項の規定により共助の実施の決定をします。

共助の要請

租税条約等の名称	左記の租税条約等の名称	相手国等の名称
共助対象者 住所 氏名又は 名称	般	税収のための 留保の保全の 共助の別
共助対象外国租税	共助対象外国租税の名称	備考

備考
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 通知文を作成するとは、不用の文書を抹消するのとする。
 - 3 居所、事務所又は事業所が用いられている場合は、当該居所、事務所又は事業所を住所欄に記載するものとする。
 - 4 意匠登録番号用いる場合には、优先権は、日本登録規格に適合するよう位罫及び大きさを定めるものとする。
 - 5 税務署において発行する場合には、この書式中「国税局長」とあるのは、「税務署長」とする。
 - 6 必要あるときは、所要の調整を加えることができる。
-